

平生町告示第45号

平成27年第7回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年11月30日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成27年12月11日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

長岡 浩君	中本 敦子さん
松本 武士君	村中 仁司君
中川 裕之君	河藤 泰明君
淵上 正博君	細田留美子さん
平岡 正一君	河内山宏充君
岩本ひろ子さん	福田 洋明君

応招しなかった議員

平成27年 第7回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成27年12月11日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成27年12月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の日程
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 平生町選挙管理委員及び同補助員の選挙
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第1号 平成27年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第2号 平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第3号 平成27年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第4号 平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第5号 平成27年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第6号 平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第7号 平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 日程第14 議案第9号 平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第10号 平生町税減免条例等の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第11号 財産の無償譲渡について
- 日程第17 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の日程
- 日程第4 平生町選挙管理委員及び同補助員の選挙
- 日程第6 議案第1号 平成27年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第2号 平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第3号 平成27年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第4号 平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

- 日程第10 議案第5号 平成27年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算  
 日程第11 議案第6号 平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算  
 日程第12 議案第7号 平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
 日程第13 議案第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例  
 日程第14 議案第9号 平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例  
 日程第15 議案第10号 平生町税減免条例等の一部を改正する条例  
 日程第16 議案第11号 財産の無償譲渡について  
 日程第17 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

出席議員（12名）

1番 長岡 浩君	2番 中本 敦子 <small>さん</small>
3番 松本 武士君	5番 村中 仁司君
6番 中川 裕之君	7番 河藤 泰明君
8番 淵上 正博君	9番 細田留美子 <small>さん</small>
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子 <small>さん</small>	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山田 健一君	副町長 .....	吉賀 康宏君
教育長 .....	高木 哲夫君	会計管理者 .....	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 .....			羽山 敦紀君
総合政策課長 .....	藤田 衛君	町民課長 .....	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長 .....			兼末 仁君
健康福祉課長 .....			田代 信忠君

経済課長兼農業委員会事務局長 ..... 藤山 一人君  
建設課長 ..... 瀬戸 孝博君 佐賀出張所長 ..... 安村 昌己君  
教育次長兼学校教育課長 ..... 角田 光弘君  
社会教育課長 ..... 岡村 茂樹君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第7回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、村中仁司議員、中川裕之議員を指名いたします。

・ ・

#### 日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決しました。

・ ・

#### 日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配布しております資料に、議会日誌のほか地方自治法第235条第3項の規定による例月出納検査の結果報告、議員派遣の報告、常任委員会の視察研修報告並びに地方自治法第121条の第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

・ ・

#### 日程第4．平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙

議長（福田 洋明君） 日程第4、これより平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

まず委員を指名いたします。菊本哲夫氏、山本幸弘氏、木谷巖氏、安村陽子氏。

次に、補充員を指名いたします。松葉美智子氏、河野孝之氏、舩田清貴氏、瀬尾純夫氏。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました委員及び補充員を当選人と定めることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの指名いたしました方々が委員及び補充員に当選されました。

お諮りいたします。この際、補充員につきましては、補充員の順位をくじによって定めておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、補充員の順位はくじによって定めます。

くじは岩本ひろ子議員にお願いし、くじの際の立会人は本日の署名議員であります村中仁司議員、中川裕之議員にお願いいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。それでは3名の方、前の演壇にお願いいたします。

ただいまから、先ほど御指名いたしました順番でくじを引いていただきます。まず松葉美智子氏。次に河野孝之氏。次に舩田清貴氏。次に瀬尾純夫氏。

以上でございます。ありがとうございました。席にお戻りください。

くじの結果を発表いたします。1番、舩田清貴氏。2番、瀬尾純夫氏。3番、河野孝之氏。4番、松葉美智子氏。以上の順位でございます。補充員の順位はただいま発表のとおり決定いたしました。

## 日程第5．行政報告

議長（福田 洋明君） 日程第5、行政報告を行います。

まず町長に行政報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

光陰矢のごとしという言葉のとおり、ことしの正月には大星山で御来光を迎えることができたと思っておりましたら、時は過ぎてもう師走、12月となりました。

ことしは、町制施行60周年という、節目の年でもありまして、人生に例えれば還暦に当たる年でもありました。10月31日には、町民の皆さんや議員の皆様の御列席をいただき、盛会裏に記念式典を開催することができましたことは、感慨ひとしおのものがございます。改めて、厚くお礼を申し上げます。

最近の気候は、異常気象の影響なのか、昨年とは打って変わって、ことしの夏は猛暑となりましたが、その後は雨の降ることも多く、秋の収穫や行楽のシーズンにおいても、何かと影響が出ました。ここにきて、朝晩の寒さも厳しくなりまして、先月末には、県内でも初雪が観測されるなど、一気に季節は冬へと移りました。

またこの間、7月と8月には、台風の接近に伴って、本町においても警戒態勢をしいて、災害に備えてまいりました。幸いにして豪雨や台風による大きな被害もなく、胸をなでおろしているところではありますが、いかなる災害に対しましても、初動体制が大切であります。過日11月5日には、職員を対象とした抜き打ちの参集訓練を行うなど、意識啓発も行っておりますが、今後におきましても、危機管理意識を常に持ちながら、対応していきたいと考えております。

そうしたさなか定められました、平成27年第7回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは行政報告に入ります前に、本町の施策にかかわります国の予算編成の動向や地方財政について、触れてみたいと思います。

財務省が8月31日に締め切った平成28年度の予算編成に向けた各省庁からの一般会計の概算要求の総額は、約102兆4,000億円で要求額としては過去最大となり、3年連続して過去最大を更新をいたしております。

これは高齢化に伴い、医療費などの社会保障費が膨らんだためで、27年度当初予算を6兆680億円上回っており、安倍政権が掲げる成長戦略や地方創生の施策として優先をされる特別枠が、要求できる上限近くまで積み上がっていることから、過去最大の予算規模となる状況になっております。

金融緩和、財政出動、成長戦略からなるアベノミクスが始まって3年が経過、円安、株高基調が続き、輸出産業を中心に、大企業は好調な業績を維持しているものの、地方の経済環境は依然として、厳しいものがあります。政府はここにきて、アベノミクス第2ステージを宣言をし、GDP600兆円の実現を表明をいたしております。

国と地方を合わせた借入金残高が1,000兆円を超える状況の中、今後の財政再建と経済成長の課題にどう対処していくのか、そのかじ取りが注目をされているところであります。

地方財政につきましては、国の策定をした、経済財政運営と改革の基本方針2015及び経済・財政再生計画において、地方一般財源総額について、平成30年度までにおいては、平成27年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するをいたしております。また、平成28年度予算においては、経済・財政再生計画の初年度として位置づけ、この中で地方創生の取り組みを一層加速させるため、財政支援を行うこととされております。

このほか地方交付税についても、がんばる地方を応援することとし、重要業績評価指標、KPI、などの数値を活用し、見える化を進めることにより、地方の意欲を引き出すことなどを検討しております。これまでになかった形での変化が予想され、地方財政を取り巻く環境は、非常に不透明な状況にあるといえます。

この年末に予定される政府の来年度予算案と、それに先立って決定をされる地方財政対策の内容を注視をしてみたいと思います。

こうした国の状況ではありますが、本町は、去る10月1日、例年より1カ月前倒しをして、平成28年度予算編成を示し、あわせて財政状況の説明を行ったところであります。

さきに認定をいただいた平成26年度の一般会計決算においては、3年連続して実質単年度収支が赤字となっておりますが、この最大の要因は、財政基金からの取り崩しが積み立てを上回ったことによるものであり、基金依存体質が改善されていないことを示すものであります。26年度決算時での財政基金の積立残高として、他の特定目的基金を合わせましても、基金残高は約3億7,900万円であり、まさに非常事態にあると認識をいたしております。

このことを踏まえ、平成28年度の予算編成における基本方針としては、今年度策定する第6次行政改革大綱の実施計画の着実な実践による財源確保を図る一方で、平生町未来戦略と第四次平生町総合計画の後期基本計画の初年度となることから、両計画の実施計画書の着実な実践により、未来の平生町を展望した「まちづくり」の推進のための予算として編成することといたしております。

また、本町の財政状況を踏まえ、当初予算については、これまでの積み上げ方式ではなく、新たな予算編成方式として一般財源ベースでの枠配分により編成することとし、各課が主体性を持

って予算編成を進めることを指示したところであります。

なお、本町の具体的な予算編成にあたりましては、現在の国の予算編成作業が不透明な状況の中、今後国の動向を注視し、的確な情報収集を行い、対応に遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

次に、全国町村長大会について触れておきます。

去る11月18日に東京で開催されました全国町村長大会に出席してまいりました。

全国から928の町村長が出席しての大会は、高市総務大臣を初め多くの国会議員の来賓が駆けつけられた中で、約1,500人の関係者が参加をし、地方創生の取り組みの推進や、地方交付税など自治体の自主財源の拡充を求める要望も決議をいたしました。

これらの決議やTPPに関する特別決議、33項目の要望事項を実現するため、全国町村長が一丸となって取り組んでいくことも決定をいたしましたところであります。

私といたしましても、今後も地方の声を議会の皆さんと連携して、国に対して強力に要請をしていきたいと考えておりますので、引き続き御指導、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

それではこれから、9月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

まず、協働のまちづくりの各地区の取り組み状況について御報告を申し上げます。

宇佐木地区の取り組みについては、宇佐木地区の一斉清掃や、赤子山登山道調査などを実施され、11月5日(12ページに訂正発言あり)の宇佐木ふれあい祭りにおいては、あいさつ運動推進標語コンテスト表彰を実施をされております。

大野地区の取り組みについては、10月16日から大野コミュニティセンターにおいて「ふれあいサロンおおの」を開設し、毎週金曜日の午後1時から4時まで、大野地区におけるふれあいの場としてサロンを設け活動されております。11月10日には、地域づくり計画の策定が完了し、町へ提出をされております。

まち・むら地区と豎ヶ浜地区の取り組みにつきましては、ともに赤子山登山道の調査をされるとともに、毎月第4金曜日には、まち・むらの「ふれあい便り」、豎ヶ浜の「かわら版」を、それぞれ発行されております。

曾根地区の取り組みにつきましては、9月以降、設立準備委員会や役員会等で協議を5回開催をされております。

佐賀地区の取り組みにつきましては、9月以降、設立準備委員会や役員会を3回開催されており、11月10日と24日の2日間、県庁職員5人で構成をする県庁中山間応援隊に来ていただきまして、地域での聞き取り調査実施の後、応援隊からの提案が行われました。今後、これらの提案も含めて、専門家による指導も受けながら、地域の夢プランの策定に取り組むことといたし

ております。

次に平生町未来戦略の策定についてであります。

昨年11月に制定されました、まち・ひと・しごと創生法に基づき、本町の人口の将来展望を示した平生町人口ビジョンと人口減少を克服し、将来にわたって活力のある地域社会を実現するための平生町未来戦略を策定するため、住民団体を初め、産業界、行政機関、金融機関、労働団体、メディア等から30人で構成をする平生町未来戦略策定委員会を平成26年6月(12ページに訂正発言あり)に設置し、策定まで4回にわたり協議を重ねてまいりました。

また、議会の皆様にも大所高所から御意見、御提言をいただき感謝を申し上げたいと思います。10月27日策定委員会を開催し原案の承認をいただきましたので、広報やホームページで住民の皆さんにも周知をいたしているところであります。

今後は重要業績評価指数、いわゆるKPIをもとにPDCAサイクルを確立をし、平生町未来戦略策定委員会を改組した平生町未来戦略推進委員会によって毎年度、検証、点検をしながら、若い世代の定住促進や就労・結婚・子育ての希望の実現等人口減少に歯止めをかけるための取り組みを推進していくことといたしております。

次に、第28回全国健康福祉祭ねんりんピックおいでませ!山口2015 囲碁交流大会にかかわる取り組みについてであります。

10月17日から20日までの4日間、山口県において第28回全国健康福祉祭やまぐち大会、通称、ねんりんピックおいでませ!山口2015が開催をされました。

この全国健康福祉祭は、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加及び生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的とした、スポーツと文化、健康と福祉の祭典であります。

本町では、囲碁交流大会が開催をされ、10月18日と19日の2日間、町体育館を主会場として、全国から集まった各都道府県及び政令指定都市の代表選手169名により、熱戦が繰り広げられたところであります。

また、第3回平生町健康づくりの集いもあわせて開催し、健康測定機器を使ったコーナーや健康相談、栄養相談も開設をいたしました。このほか、地元の食材を使ったこだわり鍋のおもてなしもございました。

本大会を通じて、選手の方々や多くの町民の皆さんの御参加をいただきまして、心に残る交流大会となりました。後日、今まで参加した中で一番平生町がよかったという、お礼のお手紙も寄せられ、平生町の元気と笑顔、そしておもてなしの精神を、全国に発信できたのではないかと考えております。なお、大会を支えていただきました関係者やボランティアの皆様にご心から感謝を申し上げたいと思います。

次に、ひらお産業まつりについて御報告申し上げます。

11月14日、ひらお産業まつりが、町内6つのブースをスタンプラリー方式で行われました。このイベントは、平生町における産業間の連携並びに産業の活性化を図ることを目的に、今年で4回目の開催となりました。

当日はあいにくの天候のため、各ブースの実行委員会の皆さんは、運営方法や内容を雨天対応型に変えて対応されました。

その結果、昨年よりもいくらかは少なくなりましたが、来場者数約3,000人、全ブースを回られた方は733名。多くの方々に楽しんでいただきました。

また、その半数以上が町外からの来場者となっておりましたので、観光面での効果もあったと思っております。

以上で、行政報告を終わります。

.....  
議長（福田 洋明君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） おはようございます。それでは、9月定例会以降の教育行政についての進捗状況や、経過について御報告申し上げます。

まず、佐賀小学校小規模特認校制度についてです。小規模特認校制度とは、小規模校の特性を生かした教育活動を推進している小学校で学びたい、子供を学ばせたいという希望者に対しまして、一定の条件のもとに通学区域外からの入学を認め、児童を受け入れる制度であります。平成28年度から佐賀小学校を小規模特認校として指定し、入学・転学生を募集しているものであります。10月上旬に町広報、及び町ホームページに募集案内を掲載したほか、町内外の幼稚園及び保育園に通っている町内在住の園児の保護者に対し、案内チラシを配布しました。10月21日及び29日には説明会を開催し、計7名の参加者がありました。また、10月27日及び29日には佐賀小学校のオープンスクール、学校公開を行い、新一年生の保護者、地域の方が見学に来られたところです。問い合わせもあることから、申請書の提出期限を12月24日までとし、制度のさらなる周知を図っているところであります。

次に、平生中学校のキャリア教育優良学校文部科学大臣表彰についてです。この表彰はキャリア教育の充実発展に尽力し、顕著な成績が認められる小学校、中学校、高校、教育委員会などに贈られるもので、平成27年度優良中学校の全国26校の一つに平生中学校が選ばれました。平生中学校では「平生を愛し心豊かに生き抜いていく生徒の育成」という学校教育目標のもと、地域との連携、協力の中で系統的にキャリア教育を進め、その検証・改善に努め、成果を上げることがこのたび認められたものです。地域と連携した取り組みとして、地元への誇りと愛着を育み、社会的、職業的自立に向けて必要な基礎となる能力や態度を育成しております。本年度は

キャリアプランニング能力の育成に重点を置き、生徒が多くの地域の方々とかわり、さまざまな生き方に触れ、夢を持つ大切さを実感することを目的に推進しているものです。具体的には昭和62年に始まった伝統的取り組みである、ふるさと体験学習。21回にもおよぶ思春期体験学習、高齢者宅を訪問し家事のお手伝いを行う平生お手伝い隊。平生中学校の卒業生を講師として招聘して行うキャリア教育講演会。自分の志を明らかにする立志の集いなど、高い志を持ち視野を広くすることで自己有用感の高揚に結びつくものとなっています。この取り組みによって、生徒自身が平生に生まれ平生で育つことに自信と誇りを持ち、将来を担う人材となってくれるものと確信をしております。これまで長年にわたって御尽力、御支援いただきました関係各位に対し、深甚なる感謝と敬意を表するものであります。

次に、町制施行60周年の記念行事についてです。町制施行60周年の記念行事の一環として、子ども会育成連絡協議会主催の60周年にちなんだ60メートルの長い巻きずしづくりを10月31日、記念式典終了後に行ったところでありました。昨年は天候が不順な中、屋外での巻きずしづくりに苦労いたしました。今年は屋内での実施としたことにより、天候を気にせず60メートルの長さをどう確保すればいいか悪戦苦闘しながら準備をまいりました。式典会場の後方にテーブルを並べ平仮名でひの字をつくり、海苔をひいた上に町内産のブルーベリーを炊き込んだすし飯を広げ、具材を並べかけ声のもと、子供たち、保護者、来賓、地域の方など約200名の参加者により、一斉に巻き上げました。巻き終えたと同時に、大きな歓声が上がって参加者で喜びを分かち合いました。参加した子供たちは手づくりで物事を達成する喜びを味わえたものと思いますし、参加した皆さんにとっても60周年の思い出となるイベントとなりました。

次にスポーツ行事についてです。11月8日に恒例の町内駅伝競走大会を4年ぶりに開催しました。今回から一部コースを変更し、区間数を減少してのものでした。大会当日、早朝までの雨により子供たちの健康に配慮して、残念ながら小学生の参加は叶いませんでしたが、中学生、高校生及び一般、計34チームの参加により、盛大に行われました。一般の部では、自治会や職域チームでの参加、また家族チームでの参加と大いに盛り上がったところです。沿道における応援風景も4年ぶりのものであり、する・見る・支えるというスポーツの三者三様の姿に町をあげての一大イベントの再現に喜びを見出したものとなりました。少子化の影響を受け、児童・生徒の参加者が減少傾向にあります。この伝統ある町内駅伝競走大会がこれからも晩秋の風物詩として活性化しよう職域や地域からの参加がもっとふえればと願っているところです。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....  
議長（福田 洋明君） ここで、山田町長から行政報告についての発言についての訂正願いたいという申し出があります。発言を求められましたので、これを許します。山田町長。

町長（山田 健一君） 行政報告について、2点訂正をお願いを申し上げたいと思います。

1点目は、最初に協働のまちづくりの関係で、宇佐木地区の取り組みにつきまして、11月5日というふうに申し上げました。宇佐木ふれあい祭りは11月15日でございます。5日と申し上げましたので、これで1点訂正をさせていただきます。

それから、平生町未来戦略に関連をして策定委員会を平成27年、ことしの6月でございますけれども平成27年6月というところを、平成26年6月というふうに申し上げましたので、おわびをして訂正をしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（福田 洋明君） ただいまの山田町長からの申し出がありました発言の訂正については、平生町会議規則第59条の規定によりこれを許可します。

これをもって、行政報告を終わります。

日程第6．議案第1号

日程第7．議案第2号

日程第8．議案第3号

日程第9．議案第4号

日程第10．議案第5号

日程第11．議案第6号

日程第12．議案第7号

日程第13．議案第8号

日程第14．議案第9号

日程第15．議案第10号

日程第16．議案第11号

議長（福田 洋明君） 日程第6、議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算から、日程第16、議案第11号財産の無償譲渡についてまでの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） それでは御提案をいたします。予算7件、条例3件、事件1件の議案につきまして、順を追って御説明申し上げます。

まず議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算であります。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,107万9,000円を減額いたしまして、予算総額は51億976万円となるものであります。

初めに、今回の12月補正予算の中で、給料、職員手当、共済費などの人件費につきましては、本年4月の人事異動や共済費負担割合の変更に伴い補正いたすものでありまして、それぞれの費

目において計上いたしておりますので、その都度の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

なお、共済費負担割合の変更につきましては、平成27年10月に被用者年金が一元化されたことにより、負担金の算定基礎が給料を基準に算定をする手当率制から標準報酬制に移行したことによるものであります。

それから、歳出の主なものを費目順に御説明申し上げます。歳出につきましては、13ページからであります。

14ページの財務財産管理費におきましては、今後の財政需要に備えるべく財政基金への積立金として計上いたすものであります。

15ページの税務総務費の償還金利子及び割引料が、主に個人住民税の還付金を見込みにより追加するものであります。

賦課徴収費の委託料につきましては、地方税法の改正により軽自動車税の税率を軽減するグリーン化特例の導入に伴う課税プログラム改修に要する経費を追加するものであります。

16ページから17ページまでの山口県議会議員選挙費につきましては、精算による補正であります。

18ページの社会福祉総務費では、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金につきましては、主に保険基盤安定事業費等の確定により補正いたすものであります。

19ページにかけての障害者福祉費では、負担金を障害福祉サービス費及び障害児給付費を、利用状況等を勘案をし追加するものであります。

20ページにかけての保育所運営費では、子ども・子育て支援新制度による保育も順調に推移をいたしてありまして、利用状況もほぼ把握できたことから、法人保育園委託料を補正いたすものであります。

また、病児保育事業普及定着促進費の補助金につきましては子育て世代からのニーズが高く、保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育施設の開設を促進をするため、施設整備を行う医療法人に対しその整備に要する経費を国、県、近隣市町で負担する取り組みを実施することといたしてあります。

22ページの中山間地域振興事業費では、今年度は中山間地域等直接支払制度の第4期対策の初年度となりますが、高齢化の進行等により農業生産活動が困難となり、交付対象面積が減少いたしており、交付金を減額するものであります。

23ページの林業総務費では、鳥獣被害防止対策地域活動支援事業補助金につきましては、実績見込みにより追加するものであります。

24ページの漁港建設事業費では、海岸保全事業につきましては、補助事業体消費の確定により工事請負費を減額するものであります。

25ページの道路橋梁維持費では、社会資本整備総合交付金の確定に伴い、工事請負費を減額するものであります。

26ページの下水道整備費の繰出金は、下水道事業特別会計の補正に伴い減額するものであります。

29ページの公民館費の工事請負費では、中央公民館及び宇佐木コミュニティセンターふれあいの館の空調機が故障したため、更新に要する経費を計上するものであります。

29ページから30ページにかけての図書館費につきましては、眞工金属株式会社からの寄附金により図書を購入いたすものであります。

31ページにかけての保健体育施設費では、体育館倉庫のシロアリ被害に伴う委託料と改修経費を計上いたしたものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

前に戻りまして、8ページであります。個人町民税につきましては、当初予算見込み額より給与所得等が増加したことにより、現年非課税分を増額いたすものであります。

11ページにかけての分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金や県支出金につきましては、歳出で御説明申し上げました各事業の特定財源であります。それぞれ確定や見込みにより増額または減額をいたすものであります。

雑入については、地域づくり推進事業助成金を計上いたしております。

12ページの町債の水産業債、道路橋梁債につきましては、対象事業費の減少により起債発行額を減額するものであります。

なお、32ページから36ページに給与明細書、37ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

また、人件費を計上しております特別会計におきましても、各特別会計末尾に給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

続きまして、議案第2号平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正額は、7,466万9,000円を追加いたしまして、予算総額は21億932万9,000円となるものであります。

歳出につきましては、9ページからであります。総務管理費の一般管理費では、人事異動に伴い人件費を減額するものであります。

保険給付費の療養諸費では、一般被保険者療養給付費は、実績見込みにより増額いたすものであります。

また、10ページの高額療養費につきましても、実績見込みにより増額するものであります。

11ページの後期高齢者支援金につきましては、確定により増額いたすものであります。

12ページの予備費につきましては、今後の保険給付費の変動に対応するため追加計上するものであります。

前に戻りまして6ページ、歳入でございますが、一般被保険者国民健康保険税につきましては、今年度の税制改正により、減額対象者が増加したことにより減額をいたすものであります。

7ページの国庫支出金の財政調整交付金につきましては、確定見込みにより減額いたすものでございます。

前期高齢者交付金につきましては、確定により増額いたすものであります。

8ページの一般会計繰入金につきましては、職員給与費と繰入金は人件費の減額により減額をいたすものであります。

保険基盤安定繰入金及びその他一般会計繰入金では、確定により増額あるいは減額いたすものであります。

続きまして、議案第3号平成27年度平生町下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正額は、2,518万9,000円を減額をいたしまして、予算総額は6億9,816万2,000円となるものであります。

歳出につきましては8ページでございますが、下水道事業費の下水道整備費では、人事異動により人件費を追加あるいは減額いたしております。

また、国庫補助金の確定に伴いまして、委託料及び工事請負費を減額いたしております。

歳入については7ページであります。繰入金については、歳出の補正に伴う一般会計の繰入金を減額いたすものであります。

町債の下水道事業債では、補助対象事業費の減少により減額いたすものであります。

13ページに、地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

続きまして、議案第4号平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、3万3,000円減額いたしまして、予算総額は8,788万2,000円となるものであります。

歳出につきましては7ページでございますが、共済費の負担割合の変更に伴いまして、共済費を減額いたすものであります。

6ページの歳入でございますけれども、歳出の減額に伴いまして一般会計繰入金を減額いたすものであります。

続きまして、議案第5号平成27年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正は24万1,000円を減額をして、予算総額は、2,755万2,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございますが、人件費の減額をいたすものであります。

6ページの歳入でございますが、歳出の減額に伴いまして、事業会計繰入金を減額いたすものであります。

続きまして、議案第6号平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正額25万9,000円を減額いたしまして、予算総額は13億2,596万3,000円となるものであります。

歳出につきましては7ページでございますが、総務管理費の一般管理費では共済費の負担割合の変更により減額いたすものであります。

介護認定審査会費の繰入金については、熊南地域介護認定審査会事業特別会計の補正によりまして減額をいたすものであります。

6ページの歳入でございますが、人件費の補正に伴い一般会計繰入金を減額いたすものであります。

続きまして、議案第7号平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正額は、5万9,000円を減額いたしまして、予算総額は2億2,914万9,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。総務管理費の一般管理費では、共済費の負担割合の変更により共済費を減額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございますが、歳出の減額に伴い一般会計繰入金を減額いたすものであります。

以上をもちまして、予算7件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、平成25年5月に交付されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法と申し上げますが、この番号法の施行に伴いまして個人番号の利用について規定いたすものであります。

条例の内容につきましては、番号法の規定により同一機関内の複数の事務で特定個人情報の授

受を行うためには、個人番号の利用として条例にその事務を規定することが必要となります。本町の場合は、現状では個人番号の独自利用はございませんので、番号法で規定されている法定事務のみを個人番号の利用として規定するものであります。

施行日につきましては、平成28年4月1日といたしますが、情報提供ネットワークシステムの使用にかかわる規定につきましては、番号法が公布されて4年を超えない範囲において政令で定める日といたします。

続きまして、議案第9号平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、平成27年度地方税制の改正に伴う地方税法等の改正により、緊急に執行を要する内容においては、平成27年3月31日付で平生町税賦課徴収条例の改正を専決処分させていただき、5月の臨時会で承認をいただいたところであります。

このたび緊急性を要しない、専決処分に該当しなかった内容において、条例改正を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、納税の猶予規定の改正、滞納処分による換価猶予規定の改正、旧3級品の製造たばこの特例税率の段階的な廃止及び税率改正に伴う手持ち品課税の実施でございます。

納税の猶予規定の改正及び滞納処分による換価猶予規定の改正につきましては、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から行うもので、担保及び分割納付にかかわる規定の整備などを行うものであります。

また、旧3級品の製造たばこの特例税率の段階的な廃止につきましては、6品目において段階的に特例税率を廃止をし、税率引き上げを行うものでありまして、あわせて税率改正に伴い、税率改正以前から所持するたばこの不当利得を防止するため、手持ち品課税を実施するものであります。

施行日につきましては、これらの規定においては平成28年4月1日といたします。

続きまして、議案第10号平生町税減免条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、先ほど申し上げました番号法の施行に伴いまして、平生町税減免条例、平生町国民健康保険税条例及び平生町介護保険条例について、それぞれ条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、平生町税減免条例につきましては、町税の減免申請において個人番号または法人番号にかかわる規定を追加するもの、平生町国民健康保険税条例につきましては、税額の減免申請において個人番号にかかわる規定を追加するもの、平生町介護保険条例につきましては、保険料の徴収猶予及び減免申請において個人番号にかかわる規定を追加し、個人番

号を利用することで省略される書類を削除するものであります。

施行日につきましては、平成28年4月1日といたしますが、介護保険条例の改正規定における情報提供ネットワークシステムの使用にかかわる規定につきましては、番号法が公布されて4年を超えない範囲において政令で定める日といたします。

続きまして、議案第11号財産の無償譲渡についての御説明を申し上げます。

本議案につきましては、公益財団法人やまぐち農林振興公社との分収造林契約を締結している本町の町有林25.17ヘクタールにかかわる分収割合を変更することに伴い、収益分収権の一部を同法人へ譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により町議会の議決が必要となることから、議決をお願いするところであります。

以上をもちまして、本日御提案を申し上げております議案の提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方の御質問によりまして私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。午前10時10分から再開いたします。

午前9時52分休憩

.....  
午前10時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

#### 日程第17.一般質問

議長（福田 洋明君） 日程第17、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。河藤泰明議員。

議員（7番 河藤 泰明君） それでは、質問させていただきます。

持続は可能なのか。大きな通告で申しわけございませんでしたけれども質問をさせていただきたいと思います。

大分前の話のようすけれども、消滅する可能性がある自治体ですね、その一つとされ、町内外いろんなところでこのことが話題となりました。そのような中でありますが、平生町は平成23年度より第四次の総合計画に基づいて、さまざまなことに取り組まれています。来年度からは、その後期計画の年が始まります。さらに、この後期計画の一部の分野に特化をして、総合戦

略で取り組まれます。

これらの2つの内容については、後ほど細田議員や河内山議員が深く詳しくされますけれども、僕のほうからは内容等ではなくそのことにどのように取り組まれ実現をされるのか。実現ができれば、平生町は本当に消滅をしまいかねないと思っております。

持続を実現するために、どのような体制で取り組まれるのかお尋ねをします。お願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 平生町の持続は可能かと、未来戦略と総合計画の後期計画の策定に関連をして、もちろん今そうした将来に向けての持続可能な行財政基盤をつくって、その上に町の将来展望を描いていくと、こういう立場から未来戦略と後期計画の今策定を進めておるという状況でございまして、それぞれ未来戦略につきましては、これは今から、またきょうのいろんな質問にも関連をしてみようかと思いますが、事業重要業績評価指標、いわゆるKPI、KPIの達成に向けて、それぞれ基本戦略ごとにKPIを設定をして取り組んでいくということにいたしております。各年度ごとにつきましても基本戦略に沿って事業を実施をしていくと。そして、年度ごとにやっぱり検証しながらこの事業に改善は必要であるのかないのか、それはどういうところを改善をしていくのか、こういう検証をしながら庁内組織での取り組み、同時に外部からの有識者による組織によっていろいろこれから検証もいただいて、取り組みを進めて具体化していくと。

さらに、後期計画のほうにつきましても、これは今までも町としても検証、これは実施計画、3年ごとローリングかけていくことにいたしておりますが、これはまちづくり協議会という、言わば外部組織からの一つの客観性を担当する上からも、こうした皆さんの意見を踏まえて、あるいは検証をいただいて取り組みを進めていって、それぞれ目標を目指して頑張っていきたいということで、推進体制についてはそういう形で組織の内外で取り組みが進んでいくように、目標達成に向けてとにかく当面のこれで指針といいますか目標が設定をされておりますから、その実現に向けて町内外組織上げて取り組んでいくということになると思います。

もちろん、職員の体制につきましても、しっかり職員の今、人材育成を含めてしっかり取り組んでいけるように体制、我が身内の体制も含めてしっかりしていかなきゃいけないというふうに考えておるところであります。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（7番 河藤 泰明君） それでは再質問をさせていただきます。今町長のほうからも御答弁あったとおり、この計画や戦略、本当に多くの方に、行政報告の中にもありましたけれども、多くの方にたくさん携わっていただき相当の御苦労と御尽力をいただいて策定を進めていただいております。本当、この中身を実現するには相当の覚悟と努力が必要だと思っております。これが

実現すれば町長の目指す平生町の姿が実現をできると私自身も考えております。

そして、力強く進めていくには町民の理解と協力は必要です。しかし、それ以上に大切なのはいま身内の体制というお話ありましたけれども、行政の体制だと思います。今、人が足りない、お金がない、経験や技術の継承もなかなかできないそのような中でも、今このときでも町民のために職員の皆さんは全力で取り組まれてると思います。

僕も議員を9年目になりましたが、多くのことを教えていただいたり、ともに考えたり、汗を流したり、本当にお世話になっています。その中で、過去の話ではありますけれども、例えばある中堅の方が、その道のプロだなと思っていましたら、年度が変われば全く畑違いの責任のある立場になられて、本当に御苦労されてる姿を目の当たりにしたことがあります。

またある新人の方が、早い段階、春に入られてまだ梅雨も超えてないような段階から若さと元気がなくなって表情がさえないかったり、大丈夫かなあと思うようなことも本当にありました。このような状況で、平生町未来戦略、平生町総合計画の後期計画は本当に実現できるのだろうか、少し不安に感じています。

これ人事に意見をしているのではなくて、人事の内容ではなく仕組みっていうんですかね、仕組みを一度精査をしてみたらどうかと考えています。今の仕組みを短いサイクルの中で、多くの職員の方と接してきました。どのような状況でも最大限の努力をされている、そう感じています。そんな当たり前だと言われるかとは思いますが、本当はかなり御苦労されています。と言いながらも勝手なことを申し上げますけれども、そのほうが新しい立場で、ある程度仕事ができるまでにはそれ相応の、それぞれ個人個人いろいろあるとは思いますが、それ相応の時間がかかります。

正直なことを申し上げますと、今の平生町にはそんな時間の余裕はありません。人的にも数も、町内ではかなり数がいる職場ではありますが、やってる内容からすれば本当に限られた中でやられています。

その中、本当に時間の余裕はありませんし、その方の心身への負担、ストレスは本当に相当なものだと考えています。想像ではありますけれども、一生懸命取り組まれてきて、最後の退職までの数年、数年から十数年、10年弱ですかね、これらも精神的につらかったなんて、そういうことになってたんじゃないでしょうか。また、このことによって早期退職を選択された方もいたのではないのでしょうか。

そんな様子を見て、若手が自分の行く末、自分の未来に希望が持てるんでしょうか。若手の若さと元気、これが職場全体を明るくすると考えています。役場が明るくなれば町内にも明るさを広めて、町内も明るくなるのではないかと考えています。

新人からベテランまで生き生きと働ける仕組み、これに取り組んでいただきたいと思います。

プロとして仕事のできる上司、これは中堅にとっても若手にとっても仕事をする上で安心感があり、憧れの存在です。そんな上司のもと、熱い情熱を持った中堅は新人にとっても何でも相談できる身近な目標となりますし、上司にとっても信頼でき任せられる存在です。そんな上司と中堅に、自分の将来を重ねて目標に向かって行動する、生き生きとした新人の姿は本当に役場内を明るくすると考えています。

確かに言うのは簡単です。どのようにそんな体制をつくるのか、僕は一つ考えたことがあります。新人は全ての課を、以前私が最初社会人になったときに銀行へ勤めてたんですけれども、当時銀行ていうのはなかなか、税金が投入されて厳しい時代でしたけれども、そのときの経験をもとに新人は全ての課を数年で、もう何年もかけて一つ一つじっくりやるのではなくて全ての課を数年で経験し、その後にはやっぱり自分の希望、希望とできる仕事、適性ってというのは違うと思いますけれども、希望と適性を考慮して中堅時にはその課を絞り、適性を上が判断をして配属をして、退職までの一定期間からは異動しない、プロになってもうその課で退職を迎える、そういうのも一つの方法だと考えています。

そして、将来へのそういった不安を減らすことでより一層、今やられてる職務に真剣に取り組めるのではないのでしょうか。そうなれば、平生町未来戦略、平生町総合計画の後期計画も実現できると考えますが、町長このことについてどのように考えられますか。お願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 特に庁内における職員の、若手からベテランに至るまでの配置を含めて、その力が発揮できるような体制をしっかりとつくってほしいという気持ちも込めての御質問だと思います。

今、町としてもいろいろ、職員研修ていうのはこれはもう全職員が研修をしたり、あるいは特に必要とする場合任意で研修をしたり、それぞれの職に関連をした関係でもらったり、かなり今研修はたくさんやって、いろんなノウハウの勉強をしてもらう体制は進めております。

一番やっぱりいろんな、職員お互いに刺激をしながら能力を発揮してもらえる職場づくりということ常を、私は今毎月月初めには全職員にメールを出させていただいておまして、その時々状況を踏まえながら職場において明るい、そして風通しのいい職場をつくってみんなが力を合わせて能力発揮できるような職場づくりやろうということで、今ずっと発言をさせていただいておりますけれども、あり方としてやっぱりいろんな若いときは職場を経験する、これは必要だと思います。

ある程度ローテーションで考えていかなければいけないし、中堅、若い人たちにはとにかく失敗を恐れずに挑戦をしてほしい、いろんなことに。とりわけ自分の職務もあるけどもそれ以外も含めて、しっかり町民の皆さんから信頼がいただけるようなそういう活動をしてほしいというこ

とも申し上げておまして、一番やっぱり中堅どころになってくると今お話ありましたようにスペシャリストが必要になってくる部分と、もう一つは同時にジェネラリストで言いますか、幅広い知識をやっぱり必要とするところとかなり、この道はもうあいつに任せとけばいい、ただそれだけでなかなかずっとやっていくということにも、特にこのこういう職場の場合いかないというところもありますから、それはそれなりの経験者としていつでもその知恵が借りられるような状況をつくって、お互いにその知識、技術、こういうものを共有していけるような、検証をしていけるような体制づくりを、特に技術的な分野ではそういうこともあろうと思います。

したがって、そういうことにも注意をしながらいろいろ指示をさせていただいて、人事についても、そういった意味では人事管理ということが大変大事だと思っております。

特に、今言いましたように若い人、中堅、そしてとりわけ課長、あるいは課長補佐といいますが、管理職としてのマネジメント力を発揮をするようにということで、それぞれ各課には指示をさせていただいておりますけれども、今人事もようやく人事評価制度について、今管理職はもう人事評価制度を取り入れてやっております。一般職については今試行の段階ですが、既に取り組みを進めさせていただいております。

それぞれ試行の段階ではありますが、各それぞれ管理職とそれぞれ職員とがいろいろその評価をする過程で対話が生まれると、いろんなそこに指導をしてもらえというようなこともありまして、いい意味でこうした人事の評価制度が生かしていければというふうに思っております、管理職は管理職としての大きな責任をしっかりと発揮をしていただけるように、これからはしっかり指示をしてまいりたいというふうに思っております。

全体として、みんなの士気が上がっていくように引き続き努力をしてまいりたい。やっぱりみんなの力が合わさって一つの力になっていきますから、そういう今状況に平生町はある、ここは財政状況含めて大変厳しい状況ですから、ここはしっかり心をつにしてみんなが取り組んでいくということによって、おっしゃるように持続可能なまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（7番 河藤 泰明君） ありがたい答弁いただいたと考えております。本当町内、町内というのは平生町内ですね、町内各地でコミュニティ協議会とか活動が本当に活発になってきています。

民間のほうのそれぞれの地域での動き、そのためにもこの庁舎、この役場の中ですね、これの中の本当力っていうのはもう必ず必要、両方が未来の力合わさってという話がありましたけれども、本当にそのとおりだと思います。ぜひとも今お話いただいたような、新人からベテランまで生き生きと働けるような仕組みをお願いしたいと思います。

また後期計画や未来戦略それを進めていくに当たって、今後は本当今まで以上に町長はさまざまな場面で難しい決断を求められると思います。現実を今直視されてると思いますし、信念のもと平生町と平生町民のために最良の決断をされますようお願いして一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....  
議長（福田 洋明君） 次に、瀧上正博議員。

議員（8番 瀧上 正博君） それでは、質問通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに防災対策についてでございます。

今回、私たち総務厚生常任委員会は防災対策について、災害時相互応援に関する協定を締結をした当町を除いた中国の各自治体4県を研修をしまいいりました。その中で一番感じたことは、どこの自治体も住民の命と財産を守る防災対策について、特別に力を入れられているように感じております。

当町においても、3・11以降は地震、津波対策にはいろいろと対策を強めていってはおりますが、自然災害はいろいろとあります。常に災害の危険があるのは、毎年必ず発生をする台風ではないかと考えております。

台風について考えられる災害は、強風被害、また当町のようなゼロメートル地域を多く抱える平野部での豪雨による浸水被害、また高潮による浸水被害です。高潮被害は、低気圧に伴う気圧低下による海水の吸い上げや強風による海水の吹き寄せによって発生をされると言われております。これを見ますと、当町においても大潮時の高潮では大きな被害が出るのではないかと考えられます。

広島県の坂町では、平成3年の台風19号、平成16年の台風18号によって、床上また床下浸水など大きな被害をこうむっております。この経験を踏まえて、防災としては事前対策、有効な抑止力対策をしっかり整え、人的物的被害を最小限にとめるとし、町の災害履歴や地形に警戒すべき箇所を踏まえ、町の実情にあった減災対策に今取り組んでおられます。これにより、津波・高潮ハザードマップを平成26年の3月に製作をされ、全戸配布されております。

また、これは現在毎年実施されている避難訓練にも生かされております。当町では、高潮災害に対するハザードマップ作成はどうなっているのか、まず初めにお伺いをいたします。

次に、今回研修において岡山県の久米南町では、災害時の伝達手段確保として全戸に個別受信機を無償貸与をしております。これにより、災害時の伝達手段を完全に確保ができたと言われております。当町において、全戸に個別受信機の無償貸与とは言いませんが、防災組織の拡充による伝達手段の確保とか、また防災リーダーの養成とかいろいろ方法はあると思いますが、私は早急に行動に移すべきだと考えますが、災害を防ぐ町民の伝達方法はどのように考えているかをお

伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 防災対策について2点、今御質問いただきました。特に今、台風等に伴う豪雨、あるいはまた浸水被害、平生町は非常に海拔が低い、しかも長い海岸線を持っておりというようなこともありまして、特に浸水被害などが想定をされておりますが、これに対してどうかとこういうことでございます。

本町のいわゆるハザードマップはどうかというふうな話でございました。ハザードマップにつきましては、平成20年に洪水のハザードマップ、それから平成22年に地震防災マップ、24年には土砂災害のハザードマップ、平成26年に津波による浸水被害想定図ということで、順次町としてもこのハザードマップの策定、それからその全戸に配布して町民の皆さんに周知を図っておるという状況でございまして、この今のいわゆる高潮ハザードマップの策定につきましては、ちょうど今年度、総務課のほうで予算計上いたしておりますが、建設課において今その作成の準備を進めておりまして、今年度末には作成をして全戸に配布をしていくという今段取りで協議が進められておるといふふうに思います。

津波版と高潮版とそれぞれ7,000部、合計1万4,000部作成する方向で今進められておるといふふうに聞いております。しっかり本町の実情を踏まえて、こうしたハザードマップによる住民への周知をも図っていききたいというふうに考えております。

同時に、町民への伝達、災害時あるいは災害を防いでいく伝達方法についてであります。

久米南町等につきましても、あるいはまた邑南町でも昔、随分ひどい氷害等があったわけでございますけれども、特に山間部で非常に防災無線等が効かないというようなこともございまして、個別受信機で対応するようにしたんだというような話を私も聞いたことがありますけれども、本町においては今防災行政無線の整備を今日まで取り組んできております。

町内26カ所に防災行政無線の子局を設置をして、今平成24年度からこれ全部デジタル化に更新をして、今年度でこの整備が完了すると。特に加えて、大変聞き取りにくい場所もあるというようなことで、町内でもう4カ所新たに新設をして情報伝達の充実を図っていききたいということで、今取り組みを進めております。

もし防災行政無線が聞き取りにくかった、あるいは聞き逃したというような場合は、電話で今応答できるシステムもございまして、57の0061、語呂合わせで、おーむせんということでここにかければ今何をしゃべったかようわからんちゅうなときはわかるということで、広報あるいは出前講座等でも今その説明をさせていただいております。

さらに、こうした防災行政無線を補完をするものとして、メール等で事前に登録をいただいております。それぞれ避難勧告あるいは避難情報、気象情報、交通安全の取り組みまで、いろんな情報

を伝達をさせていただき取り組みも行っております。

特に大きな警報あるいは緊急警報、こういうものにつきましては、緊急情報については今人工衛星を介して国からの情報がストレートに入ってくるJアラートというふうになっておりますが、全国瞬時警報システム、これを平成22年度に整備をいたしてございまして、こういうものも活用しながらそれぞれ対応していきたいと。

それから、今いろんな情報伝達については緊急速報メール、これも今急を要する、緊急性の高いときというのは、事前の登録は問いませんで一斉に携帯電話等へ情報が伝達できるサービスを今始めております。こういうことで、こういったメール等も補完をしてもらいながら、情報伝達住民の皆さんへの伝達をしていきたいと。こういった機器に頼る部分と、もう一つはやっぱり従来もあれですが、台風が近づいてくる、あるいはこういった危険が差し迫っておるといような状況のときは、従来どおり職員による警報の伝達、注意喚起等々も行ってまいります。各自治会長さん、民生児童委員さん、こういったところへ事前に電話で連絡をとったり、それぞれ広報車を用いての巡回等もさせていただきながら、そういった機器と同時に人海戦術といいますかその辺も含めて、あらゆるチャンネルを使って防災の伝達に取り組んで、周知を図っていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（8番 淵上 正博君） では再質問させていただきます。

ハザードマップの件につきましては、津波・高潮版を今年度末までには全戸に配布をするということによろしいですね、それはぜひよろしく願いをいたします。

防災対策に対して、いろいろ町長は一つ一つきめ細かな対策を言われましたが、僕が一番大変に思っているのはお年寄りの人なんですよ。メールはないですよほとんど。それと携帯も持ってない人も多いです。そうするとなかなかそこに伝達ができないんですよ。そういうところまできめ細かな対策を立てていくべきではないかということに思います。

これに対して、今回の第四次の平生町総合計画、後期基本計画を見まして、住みよいまちをつくることに努めます。河川改修及び治山対策を推進をしますと。これじゃ何か目標立てたようなだけじゃないかと思うんですよ。もうちょっとこの辺はきめ細かに、こういう対策をします、早く言ったら何月何日までにしますとかこういうようなきめ細かな対策を僕は、この災害に対しては必要ではないかと思えます。

台風ちゅうのは、来年やってくるのかもわからないですよ。そうすると、問題を解決するためには一つ一つきめ細かな計画を立てて進むべきだと私は思います。もう少しその辺の、後期基本計画に対してもきめ細かな対策を入れるべきだと思うが、その辺は町長どうお考えですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今御指摘がありましたように、要援護者の対策というのが非常にこれは大事になってきます。それぞれ地域において一番承知をいただいております民生児童委員の方々にも、要援護者のある意味ではこういう方が災害時には、もちろん地域でのいろんな見守り活動もありますけれども、それぞれうちの健康福祉のほうと連携をとってしっかり事前にいろいろ、台風とかていうのはもう大体わかりますから、ある程度事前に連絡をとって、もし避難されますか、事前にどういう状況のときはどういうふうにしますよという連絡をとっていただくことは、これからも引き続きやっていきたいというふうに思っておりますし、できるだけ今おっしゃったようにきめ細かい体制、それから今防災士の方々も大分それぞれ頑張っていて、地域においていろんな消防団の皆さんといざというときにはこういう取り組みをしましょうというようなことでいろいろ指導いただいたり、あるいはまたそれぞれ出前講座なんかで地域に行き、皆さんにこういうときはこういうふうにしましょうという説明をいただいておりますので、こういうこともしっかりこれからも引き続いてやっていただくように、これはこれでやっていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（8番 淵上 正博君） 一つだけ申し上げておきます。防災無線26カ所取りつけたと言われますが、風が強いときは聞こえんのですよ。普通的时候はうちの家でもよく聞こえます。台風のような風のときは全然聞こえません。それだけ申し伝えておきます。

それでは次の質問に移ります。いじめ対策についてです。

文部科学省は、2014年度のいじめについて調査結果を発表をしております。これについて、岩手のいじめ自殺問題を受けて再度調査を求めました。その結果、約3万件ふえ、前年度を2,000件上回っております。小学校では12万2,721件です。過去最高だったと報道をされております。

山口県においても、2,206件となっておりますが1,000人当たりで見ますと14.8人となっております。これを見ますと、当町においてもいじめの件数はある程度当てはまるんじゃないかと考えられます。また、文部科学省は平成14年度のいじめ件数を、心身や財産に被害を与えたり不登校の原因になったり、重大事態の件数が450件あったと発表をしております。

この9月議会で、河内山議員の質問に対する答弁として、平生町いじめ防止基本方針は26年度の4月に策定をされ、これにより学校は毎週児童生徒及び保護者にアンケートを取っていると答弁をされております。少しずつ具体化は進められておりますが、まだまだいじめはなくなっていないと思います。

私は今回の文部科学省の調査でもわかりますように、初めはいじめとはわからない、からかい

のようなことから始まっているのではないかと、このように考えております。

これを見つけ出すことは至難のわざかもしれません。それでも見つけ出さなければならないと今思います。今のいじめ対策について、事故が起こってから今の段階では大騒ぎをしております。これでは私は手遅れだとこのように思っていますから、防止対策についてより細かい、具体化はどのように考えておられるのかを第1点目にお伺いをいたします。

もう1点、いじめに対する不登校についてお伺いをいたします。

最近になり、文科省もこの問題について真剣に対応が進められてきております。不登校については、全てがいじめによるものではありません。しかし、いじめにより不登校が発生した場合は大きな問題となってまいります。教育そのものがまともに受けられない、こんなことがあってはならないと思います。この問題に対しての具体的な対策についてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 9月に引き続きましていじめ問題での御質問でございます。9月であらかたお答えをさせていただきましたし、それぞれ町のいじめ防止基本方針あるいはまた学校の方針等について、ウェブで公開するとしながらもできてないじゃないかという御指摘を受けましたので、遅ればせながら先月30日付で町のホームページのほうで公開をさせていただきました。

学校のほうからは入り込むことできませんけど、町のホームページから教育委員会のページに行っていただいて、検索していただければごらんになられると思いますので、こういったことも一つの具体策として進めておるところでございますが、やはり基本的にいじめというものは、9月にもお答えいたしましたように絶対あってはならないこと、現在の教育課題の大きな課題であるという認識は議員さんと同じように思っているものでございます。

そういったものが公になってからでは、当然手後れという御指摘でございます。防止対策について少しお話をさせていただきたいと思いますが、文部科学省が再調査をしたそのことを踏まえて、当然本町においても再調査をいたしました。

その留意点というのは、初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消した事案についても認知件数に計上することということでございましたので、当然全国の調査結果が発表された件数そのものは前年に比べてふえとるといえることが言えると思っておりますし、本町においても件数的には増加したものが上がってきたわけでございます。積極的にいじめを認知し、適切に対応することということを肯定的に評価をするということが示されているというところでございます。

こういった文部科学省の方針を受けて、学校では当然今までも同じでございますけど、いじめはどの子供にも起こり得るとそういう認識に改めて立ちまして、児童生徒への生活アンケートや教育相談を実施し、保護者アンケートも行って保護者懇談会からの情報などを積極的に収集して

いると。

間もなく保護者懇談会が各学校で始まりますけど、そういったところにもポイントを置いた、ただ学力の問題だけじゃなくて、日常生活におけるそういったいろんなことについての聞き取りといえますか、情報交換を担任教師のもとで行われるというふうに思っているところでございます。それは当然、いじめの防止、早期発見といったものにつながっているというふうな認識でございます。

未然防止のために具体的にというようなお話もございました。当然児童生徒一人一人の人権というものが尊重されなければなりません。豊かな心を育む取り組みが必要になってくると。

先ほど行政報告でも申し上げましたように、中学校におけるキャリア教育の推進というものが大臣表彰を受けた、これは平生中学校統合してできて45年くらいになるろうかと思いますが、学校として文部科学大臣表彰を受けるのは、私は初めてやないかというふうに思ってます。

そういったものが、やはり子供たち生徒の豊かな心の醸成というものにつながっていくというふうに考えておりますし、今小中学校の間でいろんな形でそういう取り組みがされてるんですけど、先般幼稚園と小学校合同で避難訓練が行われました。

6年生が幼稚園の子供たちの手を取って、一緒に避難所へ避難すると。こういったことも小さい子供に対する思いやり、当然入学式とか運動会とかそういったときには高学年が低学年、あるいはまた新入学児童に対するいろんなプログラムがありますが、実際に新たにそういった取り組みを始めたということで、他者に対する思いやり、そういったものの醸成につながっていくんじゃないかなというふうに思うところでございますし、今小中学校上げて挨拶運動に取り組んでます。

やはり挨拶をすることでいろんな形で人との触れ合い、また挨拶一つとってみて、元気な挨拶であったりちょっと元気のない挨拶、それでいかに相手がどういう状況かというものを感じる、小学校の小さな子供さんには無理かもわかりませんが、そういったことも含めて学校全体で、また地域を上げて挨拶運動に取り組んでいただいているところは、やはり本当児童生徒一人一人が自己の存在感や充実感を持ってきておるのかなというふうに思います。

学校そのものもいじめ対策委員会、こういう組織、会議を開催をして、平素から見落としがないうように早期発見に向けた情報交換等も行っておりますし、私たちもというか教育委員会におきましても、やはり学校と家庭、地域、関係機関の連携を図りながら、子供たちの小さな変化にいかにか気がついていくかということが出来るか、そういったことを見逃さないように一層努めてまいりたいと。そういった形でいじめの未然防止、早期発見早期対応ということに全力で取り組んでまいるという気持ちでございます。

次に、不登校の件でございます。当然、不登校になった児童生徒にあっては、教育を受ける権

利がありながら学校での教育が受けられない、これもあってはならないこと、今全国的に不登校の数値が右肩上がりのような状況でございますから、教育課題として児童の不登校というものは双璧のものがあるのかなという思いでございますが、今と申しますか不登校の児童生徒、年間30日以上欠席のあるものが不登校という形で統計数値には上がってきておるんですが、そういった子たちへの学習支援も関係機関でのことも進んでおりますし、今年度から、9月のときに申し上げましたようにスクールソーシャルワーカー、SSWによる教育相談というのを毎月1回、6月から2月にかけて行っております。

ここに、やはり心配になる保護者の方が事前に申し込みをされて、そういう方々と関係機関含めて相談会、協議をされておる、そういったことから子供たちとどういう学習環境を与えればいいのか、いろんな形で相談に乗ってその実行に移していくということでございます。

たまたま町内にスクールソーシャルワーカーのスペシャリストが居住していらっしゃいます。県下をまたにかけて活躍されておるわけなんですけど、そういった方々の知恵とかノウハウを十二分にいただいて、これからもさらに児童生徒のそういったことには努めていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（8番 淵上 正博君） 今いろいろと答弁いただきました。いろいろきめ細かいとこまでやっておられるようですが、一つだけお聞きをします。

この前の新聞報道によりますと、名古屋市で中学校1年の男子生徒が自殺した問題、これで男子生徒の入学前、中学校が出身小学校から配慮を要する生徒と引き継ぎを受けておりました。それでも自殺が起こった。

これを見ますと、学校側に配慮がなかったとしか私は考えられません。当町において、いじめ防止のためにこのような引き継ぎとかがあったかなかったか、もしあったらどうするのか、その辺をお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 名古屋での痛ましい事件のことにつきましては、私も校長に対して父親が言った言葉、犯人捜しをするのではない、2番目の次の犠牲者が出ないようにという父親の言葉をそのまま伝えて、これはこの言葉の中に隠されてることは、やはり学校の指導力、学校のいろんな力というものが問われてるんだよという話をさせていただきました。

そういったことを校長も受けて、平素からこの問題については取り組んでいってくれてるものと思っておりますし、また配慮を要する児童生徒につきましては組織体として幼保小中連絡協議会、担当教師、校長、園長、そしてまた就学指導委員会、今教育支援委員会に名前変えましたけど、こういうところでいろんな情報交換をさせていただいておりますし、そういった会議には出

せない情報につきましても、今議員さんがおっしゃるように配慮を要することがあれば当然、幼保から小学校へ、小学校から中学校へという形で伝達をされ、その対象となる児童生徒の学習環境を整えていくべき対応はとっておるところであります。

.....  
議長（福田 洋明君） 次に、細田留美子議員。

議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告しています子育て支援に公園の整備の予定はないか質疑をします。

公園については、第四次総合計画の実施計画の中に施策24として、緑化推進と公園の整備の基本方針が上がっています。内容は、住民のニーズを把握しながら適正な維持管理を進めるとして、曾根の児童公園のブランコ設置に70万円、公園遊具劣化診断に10万円が建設課の継続事業となっています。

公園といえば、ウォーキングなど楽しめる運動公園やお年寄りの憩いの場、災害時の避難場所、そして子供の遊び場になど、いろんな機能が考えられます。子育ての面から公園を考えますと、ことしの3月に策定された平生町子ども子育て支援事業計画、これには公園、緑地の整備として、第四次の計画書の記述がそのまま入っています。そして評価として、全ての事業を継続して実施しており、目標を達成していると思います。

課題としては、公園の施設の老朽化や避難場所としての公園の必要性と、公園の利用者のマナーとなっております。この子ども子育て支援事業計画策定に先立ってのニーズ調査がございました。

そのニーズ調査では、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待しているかという項目。これに回答としては、子連れでも出かけやすく楽しめる場所と、安心して子供が医療機関にかかれる体制の整備が45.6%の人が望んでいると、トップに上がっております。次いで親子が安心して集まれる身近な場所の充実が上がっております。

自由記述の欄にも、公園の要望が数多く上がっていました。公園についての基本的な考え方と現状をどう捉えられていられるのか、また子育て支援への公園の位置づけはどうなっているのか質問いたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午前11時15分からいたします。

午前11時00分休憩

.....  
午前11時14分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

公園についての現状の認識と子ども子育て支援の中での位置づけということでございますが、まず本町の公園は今都市公園として、新市の児童公園、みのげ児童公園、曾根の児童公園、その他公園ということで、堀川、それからハートランド、スポレク、スポーツ・レクリエーション公園、ハートランドひらお運動広場、そのほかにそのスポーツセンターから始まって、それぞれ公園がございますけれども、児童公園については、健やかな子供たちの健康に資するという大きな目的がございますし、コミュニティの活動の場、あるいは健康づくり、地域のきずなをしっかりと強めて、深めていく場所だというふうな位置づけにいたしております。特に御指摘がありましたように、子ども子育て支援事業計画、この町も策定をいたしまして、その取り組みを推進をしていく中で、公園についても御指摘のように、安心をして子供連れでも楽しめる場所、遊ぶことができる場という、一つの子供の居場所としての位置づけはしていますか、そういうものがこの中でもされているというふうに思っております。そういう町民が親しみやすい公園と同時に、子ども子育て支援事業に沿ったこの公園を生かしていけるように、引き続き町としても適正な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（9番 細田留美子さん） ありがとうございます。適正に維持管理という言葉が出ました。今回、公園、児童公園が3つ。そのうちの一つは機能していませんけどね。その他の公園でいくつかありました。今回これを取り上げたのは、公園は何度か私もお話を、一般質問させていただいてますし、他の議員も一般質問をしております。ただ、なかなか思うような公園になっていない。それは現状で、親御さんのほうからも、平生町は公園がないけえ、私らはウェルネスに行ったり、中電公園に行ったり、恐竜公園に行ったりするんよっていうことを異口同音、口々におっしゃいます。やはり、公園っていうのは、子育てにはつきものといいますが、とても大事なものです。子供が日光を浴びて安心して遊べる場所、親同士が情報交換する場所として公園は非常に重要な役目をすると思っております。

公園の条件は先ほど、さっき明るいとおっしゃってましたけれど、明るくて、見通しがよくって、トイレや手洗い場があり、駐車場があれば、理想的だなと思っております。

お母さん方のお話を聞きますと、そこに堀川のところに図書館があって、図書館のそばに堀川公園。ちょっと具体的なお話をさせていただきます。堀川公園は公園という名前となっておりますけれど、滑り台があって、藤棚があって、あと、いろんな木が埋まって、タイムカプセルがあり、古墳の模型がありという形で、結構広うございます。あれを木を芝生に変えて、少し遊具を入れれば、とても理想的な公園になるんじゃないかなと皆さんおっしゃっております。公園の話なんですけれど、もう10年も前から話はしてるんだけどね。でも、まだ何ともならんのかなという声

もあります。私も何年か前から話をしながら、ぜひ、平生町にその恐竜公園やウェルネスにかわるような、ウェルネスは県の施設ですからね。平生町にはこの公園があるのよ。公園があって、みんなで遊んで、あそこだったら、その堀川だったら、図書館との一体的な運営もできますから、ぜひ堀川公園を再整備は考えられないのか、そのことをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今具体的に堀川の話、公園の話が今出ましたけれども、大規模な公園ということではなしに、本町の場合は身近で、本当に親しみやすい、言ってみれば、小回りがきくような公園が整備をされるのが望ましいだろうというふうに思います。

堀川の例が出ましたが、まさに、これは教育委員会等含めてお話を聞いておりますけど、図書館との一体的な運営というふうに今おっしゃったわけですが、まさに図書館があるがゆえに、なかなかですね。逆にその図書館の環境の面等も考えていかなきゃいけない、というようなことで、そのいろんな遊具等の点検等々は、これはしていかなきゃいけないところありますけれども、特に夏なんかはみんなあけっ放しで図書館利用しますから、そういったところで子供たちに生き生きと遊んでもらうためには、その辺の調整をどうしていくのか。これは大変大きな課題だと思って両方がいようになれば一番いいだろうと思いますが、一番悩ましいところだと思っておりますし、整備をするところは、維持管理はちゃんとやっていかなきゃなりません、場所の問題含めて、これはずっと検討課題として、今日まできておるとい状況でございますので、すぐにあそこで一体的な活動ということに結びついていくのはなかなか難しい部分があるということも御理解を願いたいなというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（9番 細田留美子さん） 今、図書館のそばにあるがゆえに、声がうるさいんじゃないかというお話だったと思います。今、あそこは公園として、図書館で本を借りに来た人たちがそのまま滑り台で遊んでるっていうのも現実です。声がうるさい、それをどうするかという話になるのかもしれませんが、堀川公園に限らず、いい公園が一つ、平生町の目玉となる公園が一つ欲しいと思います。一番費用がかからなくていいのが私は堀川じゃないかと思ったんですけど、声がかっておっしゃればちょっと悩みどころでございますが、子育て支援については平生町でもいろんな施策を講じておられて、決して周辺の市町村に見劣りしておりません。先ほど教育長が語る説明されたとおりです。しかし、住んでる人がそう思っていないの、とても残念です。若い人の定住促進が喫緊の課題である現在、目玉的な政策や事業は大切だと思います。みんなが注目してくれる子育て支援の見える化が公園だと私は考えています。

先日の未来戦略が立てられ、公表されましたけれど、いい事業なら半額の費用を国が補助してくれると聞いております。また、国としても元気な自治体になるべく、いろんな協力を惜しまな

いというふうな話もしておりますので、ぜひ政策の目玉として、公園を取り上げる考えはないか、再度お伺いして、この質問を終わります。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、目玉となるような公園をぜひつくってほしいという話がありました。確かにいろいろ公園が古墳公園から何から含めて、たくさん古墳が、公園あるわけですが、いろんな観光面への配慮等もされておりますけれども、子供たちが安心して、そこで遊んで、なおかつ親同士もそこでコミュニケーションがとれるというような点を含めて、どうあるべきかというのはしっかり、ちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

施策についても見える化が必要というふうな話でございまして、本町としても定住促進に向けて、今いろんな国の制度も活用して取り組みを進めておりますので、そうした中で、これらも一つの定住対策の一環というふうな位置づけにして、これから考えを少し煮詰めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（9番 細田留美子さん） それでは、今の公園については、もう再度質問いたしましたので、これから注視していくということで、2つ目の質問に入ります。

平生町未来戦略についての質問です。

これについては、この後河内山議員のほうから個々の質問が控えてるようですから、私からは総論で質問いたします。

町長は、これまで第三次平生町総合計画やそれに続く第四次総合計画で、平生町のあるべき将来像を定めてこられました。今現在も町の最上位計画である第四次総合計画に基づいて後期基本計画を策定されているところです。

一方、国は急激な人口減少と少子高齢化社会が進行する中、地方で扮するべく、まち・ひと・しごと創生法を昨年11月に施行しました。同年12月には長期ビジョンと総合戦略が策定され、今後の方向性が示されました。それを受けて、このたび平生町でも第四次総合計画を基本に据えて、雇用や定住促進、結婚、出産、子育てへの応援などに重点的に取り組むべく、平生町未来戦略が策定、公表されたところです。

こうした計画や戦略を立てるに当たって、町長はこれまで目指してきた平生町の姿と今の現実を見詰め、御自分のかじ取りがこれまでどおりでいいのか、自問されてきたことと思います。

今年は平生町制60周年という節目の年です。新たな未来に向かって、どのようなキックオフを思い描いておられるのでしょうか。これまでの陣頭指揮の成果である現在の平生町について総括され、これからどう取り組まれていくのか、その決意と次への政策への課題は何かを質問します。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今回の未来戦略策定に関連あるいは後期計画に関連をして、町長としての認識とこれからの決意についてということで、今御質問をいただきました。

御指摘のように、これまで、町長に就任をして大分時間が経過をいたしました。今まで3次の総合計画、4次の総合計画ということで策定をさせていただきまして、こうした中で第3次の総合計画については、この総合計画がスパンが10年という一つの期間の中で計画を実現をしていくということですから、今の時代では、とてもじゃないけれども社会情勢の変化があるということで、今、前期、後期に分けての総合計画の策定を進めておりまして、今ちょうど後期の計画の策定に入っておるといふ今日の現状です。

あわせて、先ほど御指摘がありましたように、国の地方創生に呼応して、平生町としてのこの未来戦略の策定ということで、この取り組みをさせていただきました。課題として一つ上がっておるのは、人口減少対策。これは一つの大きな課題でありますし、少子高齢化が進展をしている状況の中で、どう政策を総動員をして、これらの、少子高齢化の傾向というのは、これはもう全国続いているわけですから、その流れをどうやって緩やかにしていけるかと。そのためには、今できるだけ若者が先ほどの話じゃありませんが、定住をして、ここで安心をして、出産、子育て、これらをしていけるか、安心して暮らしていける環境を整えていけるかということが、一つの大きな今我々が直面をしているテーマというふうに思っております。

あわせて、きょうも午前中も申し上げましたように、財政状況についても大変厳しい状況が続いておるわけでございまして、一方では、そういった少子高齢化に伴って、社会保障財源。これがこれからもまだ伸びていこうというふうに思いますし、これからどうやって、財源の確保を図っていきながら、また限られた税財源をどれだけ有効に活用して、これからの施策を展開をしていくのか。これがまさに我々に課せられた最大の課題だというふうに受けとめております。そうした点を踏まえて、これから、今当面する、先ほども言いましたが若者定住のプロジェクトについても、かなり順調に今それぞれ施策が「アイ・ラブ・ひらお」定住プロジェクトってことで今展開をしておりますけども、何とか軌道に乗って、これから少しでも取り組みが進んでいくように全力を上げていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（9番 細田留美子さん） 今、人口減少、若者定住が最大の課題だというお話がございました。先日NHKを見ておりましたら、邑南町の取り組みが放送されておりました。こちらの委員会でも総務厚生常任委員会でも、先日、日本一の子育て村への取り組みっていう形で、邑南町のほうに視察に行かれておられます。この邑南町の取り組みが、面積はぐっと邑南町のほうが大きゅうございますけれど、人口規模としては一緒ぐらいですね。その邑南町の取り組みをちょっと例

に質問させていただきたいと思います。

邑南町は人口減少にどう向き合っていくかという話になって、専門家をお呼びして、出羽地区の人口減少を食い止めるのにはどうしたらいいかという話を聞かれたようです。毎年人口の1%に当たる7人の移住者が必要と具体的な数字が上げられました。この数字に向けて、地域が一丸となって、地元から外に出ていく一人一人に、帰る意思はないのかと電話で聞いたり、具体的な行動をとっています。そのときの番組が言うには、外から人が定住してくれるために何が一番重要な案件かということ、そこに住んでる人、地域磨きをたくさんの方がしてる地域、そういったところはみんなが住みたくなる。それは大きな要素だっというお話がございました。

平生町は、コミュニティ協議会、今活動を熱心にやっているとございますけれど、それがそのまんま、この地域磨きにつながっていると思います。その地域磨きをこれからしっかりしていくためにも、行政の強力なバックアップとそれから職員の肝を据えた、腹を据えたバックアップが必要となってくると思います。

先ほど河藤議員が町の職員もすごい頑張ってるというお話がございました。確かにすごくよくやってくださってる職員と、もう少し頑張ったらどうかなと思われる職員もおります。町長としても月に一度メールを送ったり、いろんな対策を講じておられるとは思いますが、この地区が消滅するっていうことは、もちろん役場が消滅するということなので、そういった本当に真摯にそれを捉えて動ける職員体制をどうとっていかれるか。これは非常に大切なことになります。平生町の一番の大きな力って、職員の力だと私は考えております。職員が汗をかけば、地域の人たちもそれについていきます。いろんな意味で人材育成が町長の肩にかかっていると思います。また、町長の肩のみならず、副町長。副町長もしっかりと頑張りたいと思っておりますので、町長のそういった人材育成に向けての気持ちと、どうやっていくかというお話と、副町長、どう町長を支えていくか。また、最近副町長になられたばかりですから、町長とはまた違った視点で、職員だった時代が長いのですので、違った視点で町行政のことを見ていらっしやると思います。もちろん職員の育成についても、職員を束ねていかれるのは実際的には副町長の仕事だと思しますので、そのあたりのこれからの平生町についての考えと、町長と一緒に人材育成をどうしていくか、その2つをお答えください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 大変、邑南町の例を引きながら御提言をいただきまして、ありがとうございます。地域磨き、まさにコミュニティ協議会での活動をそういうふうな形につなげていければいいなというふうに感じております。コミュニティ協議会の設立に向けても、今各地域で皆さん取り組んでいただいておりますし、町としても、しっかりできるだけの支援をしていこうと、こうすることで、今、きょうも申し上げましたように、県の中山間の応援隊等も御協力いただき

ながら、それぞれ、そういった専門分野の方々の協力をいただいて、何とか、そういう一つの、みんながこれから目指してやっていけるような計画づくりができるように、この辺も今取り組みを進めているところございまして、そういう制度もしっかり活用していきたいというふうに思います。

また、職員につきましても、私はもうしょっちゅう言っているのは、平生町の職員である以上、地域にしっかり根差した職員であってほしい。これはもう最初から私はずっと申し上げております。地域の皆さんの信頼があって、初めて職員としての仕事ができるわけですから、また逆に信頼があれば、何か困ったことのあるときには、逆に住民から支えてもらえる。だから、そういった意味でも職員として、本当にむしろ、いろんな行事等があれば、地域に飛び込んでいくような、そういう職員であってほしいということは、私も常々申し上げておるところでありまして、こういった今ちょうどコミュニティ協議会の設立の動きがありますから、それぞれ意識的にそういう地域に飛び込んで、地域の皆さんと一緒に計画づくりに参画をしたり、いろいろやっておる姿も見受けられますので、全部が一斉にということは、なかなかありませんけれど、少しずつ、そういった芽は出てきておるかなという感じはいたしておりますので、引き続きそういう体制で、これからバックアップしていけるように努力をしていきたいというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 吉賀副町長。

副町長（吉賀康宏君） 失礼いたします。副町長として、どう町長を支えていくかということだと思えます。

まず、町長の取り組まれておられます、まちづくりに対して、補佐役として、信頼関係また連携をとって取り組んでいくということは、これは当然なことでございます。

そういったことで、私、役場の職員38年間勤務いたしましたけど、そうした行政経験を生かして、町長の補佐役として、また全職員の模範となるように全身全霊で取り組んでいきたいと思っております。

基本的には、役場が信頼されないといけないというのがやはり前提になってくると思えます。そういった意味で、先ほどからいろいろ、るる、いろいろ御意見ございましたけど、職員も日々頑張っておるということはございますので、その姿をどのように職員のそういった姿を町民に届けるか。また副町長として、職員の手本となって、これが指示できるかというのが私の役目ではないかというふうにも思っております。そういったことで、これから、そういった体制をとってやっていきたいと思っておりますので、どうぞ、御指導御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（9番 細田留美子さん） 今、町長のほうから、中山間の応援隊など使って、専門職の方

の力を借りてるといってお話でございました。

今回の未来戦略で、やはり専門家の力はとても重要になって必要じゃないかと思っております。そういった職員としての採用、専門職としての採用は考えておられますか。今のような職員ではなくて、ある程度経験を積まれて、人脈もそれから経験もおありの方を、1年、2年、3年区切りながら、ずっと採用していくというような採用の仕方を考えないと、今までのやり方だけでは平生町はだんだんとじり貧になりかねないんじゃないかと。戦略をしっかりと現実に落とし込むのには専門家の力が必要だと思います。国とか、県とか、そういったものの仕組みの中に、そういった市・町を応援するような取り組みをしておりますが、それとともに、できたら人材がとても大事になってきますから、そういった専門職を招聘するっていうんですか、そういったお考えはないか、最後に町長にはそういう質問いたします。

また、副町長には、全身全霊で取り組む。町民との信頼をというお話でございました。とても心強く聞きました。職員を叱るとか、褒めるとか、モチベーションを上げる、目をかけて、声をかけるっていうのをとても大事なことになりますから、町長とともにそれに取り組んでいただきたい。そして、町長は町長室の窓っていうのを会報にお出しになっていますけれど、副町長としても、紙媒体じゃなくて、ホームページが何かに副町長のひとり言みたいな形で応援をしていただけたらと思います。

以上、これが最後の質問になります。専門職の招聘、お願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 人材の重要性ということで、専門職を招聘してはどうか。人的資源を有効活用していくには一定の限界があることも事実であります。先ほど申し上げましたように、県に蓄積をされたいろんなノウハウとか、人材。今回の地方創生に当たっては、先般も急遽、首長と東京の官庁のそれぞれ役所のほうに地方を担当するコンシェルジュというのを今つくっております。その担当者が総務省から各省庁に山口県にゆかりのある方が皆それぞれコンシェルジュという肩書のもとに集まってこられました。いろいろ昔県におられた方とか、いろんな方々とお会いしては、できるだけ地方で要請したときには地方をしっかりと応援してくださいよという話をして、人的な今言う、こういった紹介を含めて、ぜひ力を貸してくれという話をして帰ったばかりですが、こういった人材をこれからも活用していくということは、しっかりやっていきたいというふうに思っております。限られた人材の中で、町としても職員もしっかり頑張ってくれと思っておりますので、しっかり連携をとって、これからもやっていきたいと思っております。

.....  
議長（福田 洋明君） 次に、村中仁司議員。

議員（5番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

現在、町内において、イノシシの数はどうも減っていないようです。佐賀の魚見ですか、魚見の上のほうでは、9匹も子供を連れていたという話も聞きました。今、町が取り組んでいる捕獲、電気柵とかの対策では、イノシシによる作物被害はなくなっているとはいえません。くくりわな、箱わな、捕獲者の方々も巡回などで大変苦労があると聞いております。電気柵は効果というのは相当ありますが、これは管理をしておかないと効果は余りありません。通常7,000ボルトの電圧がこの線には流れているんですが、草とか、木の枝が線に触れますと、漏電することにより電圧はかなり下がり、効果はありません。これを防ぐために草刈りとかが必要となってまいります。この草刈りの線等が張ってあるので大変であり、年に2回、3回、草刈りをしなければならぬのでございます。そのために下に防草シートを引き、電気柵の設置をされていますが、これも何年かたちますと、カヤが伸びてきて、また漏電するようになって効果がなくなってまいります。

今、農家の方は高齢者が多く、草刈りは大変つらい作業となっています。そしてイノシシに農地を荒らされますと、後継者もないし耕作をやめるという話になってきます。TPPのことも追い打ちをかけて、これから離農される方も多く、耕作地もかなり減っていくのではないのでしょうか。こういったことにより、遊休農地、荒廃農地というものはどんどんふえていくことが予想されます。今の有害獣対策地域活動支援事業で、ある程度の効果は出ていると思いますが、まだまだ不十分でございます。

ここで、ちょっと300年ぐらい前の対馬の話をちょっとしたいと思います。対馬藩の話です。

この対馬には陶山訥庵という方がおられ、主に農政で活躍された人だそうです。対馬ではイノシシでは有名な人で、当時、対馬藩では朝鮮貿易が陰りを見せ、財政は破綻しかけていました。貿易によるもうけより、農業による対馬の自立を計画していたんです。そのためには、まず農作物を食い荒らす、農民の生産意欲をそいだイノシシを根絶する必要がありました。当時、生類憐れみの令が発せられていた時代でもあり、農民たちは殺生することを恐れていましたが、訥庵という方は持ち前の粘りと説得により偉業を達成したそうです。どういうことをしたかといえば、対馬を9区画に区切り、柵をつくり、農民に銃の扱い方を教え、冬の農閑期を利用して、一区画ずつ、イノシシを絶滅していく方法により、9年後には対馬からイノシシが姿を消したそうです。狩りをされたイノシシは8万頭、動員された農民は23万人に上ったそうです。

江戸時代の対馬のように農民に銃を持たせて退治することは、現在は到底不可能であります。到底不可能なことではございますが、柵をつくることはできます。平生町も何区画に区切り、何年かかけて柵をつくり、安心して農業のできる環境づくりをし、農業による町の自立というところも考えてみてはよいのではないですか。そして、イノシシは雑食で、何でも食べるそうです。地域によっても食べ物の好みが違うそうです。特に芋なんかは好物のようです。大野では市場で人気の芋ができる場所があります。それは日当たりのよい南斜面でつくられています。ミカン

も日当たりのよい南斜面でございます。作物には、土壌とか、地形とか、気象条件により草を刈らないところがあります。ミカンであれば、朝日が早く当たって、南斜面の真砂土のところ。芋も同じようなところ。このようにふさうところにイノシシが出てきたのでは、安心して作物の管理ができません。作物というものは手を入れれば入れるほど、よい作物ができるのです。作物のふさう地域の周りを柵で囲み、安心して農業のできる環境づくりが必要です。そうすれば、やがて平生ブランドが生まれてくるのではないのでしょうか。

基本方針の中に、農業生産を支える農業生産基盤について、地域の実情に即した整備を推進しますとありますが、有害獣対策支援事業の柵の補助の上限が2万円では余りにも少な過ぎます。これでは安心して農業のできる環境づくりはできません。農家が生産意欲をなくさないように、町内の農地に対して、イノシシの進入を防ぐための柵の補助の上限額を上げるべきではないですか。そして、地域の人が地域を守るために協力して柵の設置をする場合は、柵の材料は無償提供すべきだと思います。地域の人が協力して物事を進めるということは、これからのまちづくりのために必要なことではないのでしょうか。町長に伺います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） イノシシによる農作物の被害が続いております。被害が急にこのところふえてまいりまして、個体数もだんだん増加をしているというふうに思っておりますし、被害区域も全町に今及んでおります。なかなか本町としても、防除柵の設置あるいは捕獲隊による積極的な活動によって一定の抑制効果は得られておりますけれども、なかなか減少するということには、被害が減少するという状況にはなっておりません。被害の状況なり捕獲頭数については経済課長のほうから答弁をいたしますが、町としても、今、イノシシ対策は2本柱でやっております、一つは捕獲に対する支援。いろんなわな猟とか、狩猟者の登録の費用を助成するとか、捕獲隊への奨励金とか、そういう一つの捕獲に対する支援と、もう一つは、今ありましたように防除柵等に対する支援、防除有害獣の防除柵等に対する設置の補助事業ということで、今取り組みを進めております。これらの状況についても、経済課のほうから答弁いたしますけれども、いずれにしても今、町としては26、7、8、この3年間での鳥獣被害防止計画というのを持っております。ちょうど来年度が28年度までの3カ年計画でございます、今とっておこうした対策についても、柵の設置状況についても、ちょっと補助金の申請件数もかなり一時ほどは上がってきておりませんが、少し状況もなだらかになってきておりますので、その辺の状況も踏まえた次の期に向けての計画の策定をしていかなければ来年度はいけませんので、その辺の次期計画にあわせて今の補助率のあり方等については検討してまいりたいというふうに考えております。

優良農地についても今お話がありましたように、安心して作物を生産していけるように、いろ

んな優良農地についての利用集積等については、今、いろいろ町としても取り組みを進めておりますけれども、ぜひ中山間の直接支払い制度や多面的機能の支払い、これらを活用した営農活動の一部として、これらの防除柵等についてのイノシシ対策として取り組んでいけないか、この辺もあわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

具体的な数字については、捕獲状況等、経済課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 藤山経済課長。

経済課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 経済課の藤山でございます。イノシシの捕獲状況について御報告いたします。

平成20年度から具体的に捕獲をしてしておりますが平成20年度が、済みません。平成20年度が9頭、21年度が16頭、22年度が11頭、23年度が19頭でございますが、24年度から町のわな猟の免許取得補助を行った関係で狩猟者がふえまして、42頭、25年度は101頭、26年度はその倍の202頭、今年度が11月の末現在で218頭という状況でございます。年々捕獲頭がふえてるということは、それだけ生息数もふえてるんだというふうに思います。

続きまして、防除柵の設置状況につきましてでございますが、防除柵の設置補助につきましては、平成20年度から実施しております。平成20年度の当初はほとんどイノシシの被害が農地に影響がなかったことで、主には小型獣のタヌキ、アナグマ被害に対する申請でしたが、ちょうど22年度ぐらいからイノシシの被害がふえまして、このあたりから急激にふえています。27年度から現在21件の実施でございまして、トータルしますと176件、町のほうはこれを助成しておりまして、特に全体の86%が電気柵、11%がワイヤーネット等のフェンス、トタンが約3%というふうな形になってます。

22年度のあたりから急激にふえまして、22年が27件、23年が29件、24年が最も多く34件。25年になりまして31件、26年が24件というふうに推移してきております。

補助率としましては2分の1ということになってますが、これについては近隣の一農家当たりの設置補助の補助率としては、大体2分の1ないしは3分の1となっておりますので、本町はどちらかという補助率はいいほうであります。また、上限枠については、2万円というのは、近隣でも本町以外にもあるような状態になってます。

以上です。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（5番 村中 仁司君） 次の期に向けて計画されるということですが、なぜ、優良農地の確保が大事なのかといえば、今は異常気象となっております。来年はトウモロコシ、大豆、小麦といったところはかなり減産になるようでございます。来年は今年の備蓄があるからまだまだ大丈夫だそうですが、再来年はどうなるかわからないようでございます。皆さんもお気づ

きのようでございますが、今年は例年より温度が高い事象というものがあらわれています。それは、白菜が気温の高いために軟腐病になったり、スナップエンドウなんかは春に実をつけるのが年内につけたり、12月になっても蚊がいたり、異常気象と思われる事象が起きております。そして食べ物でも、今年のタバラガニなんかは中国の食が大きくなってきたことで値段が今年の1.8倍になっているそうです。このように、食料の値段というものは年々高くなっています。異常気象と中国の購買力により、ますます値段は高くなることは見えています。これから鍋の季節になっても材料費が高くなっては、なかなか鍋を囲めないときがやってくるかもしれません。平生町が食で自立するために、食の自給というところもしっかり考えておかなければならないのです。

以上述べたことが、なぜ優良農地の確保が大事なのかということです。町長の見解を伺いたいと思います。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

異常気象の影響というのはいろいろ、これからも考えられるんですが、こと、食については自給自立というのは大変大事な分野でございますから、我々もそこに向かって、地域でできる取り組みはしっかりやっていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（5番 村中 仁司君） それで、今、田布施のほうでは、イノシシはもちろん猿も出ております。聞いた話によりますと、鹿も出たという話も聞いております。熊も由宇の広島カーブの球場近くに出没という話も聞いております。今、有害獣がじわじわじわじわと平生のほうに押し寄せております。最終的には、人間がおりに入るか、有害獣をおりに入れるかでないかと有害獣は解決しないと思いたしますが、そして計画を、次期に計画をつくられるということですので、イノシシだけでなくこれから先のことも、猿、鹿、熊などの対策もしっかり計画の中に入れることができますか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 生態系がどうなってくるのか。特に今おっしゃったように、猿から鹿か

ら熊に至る状況については、ちょっと当面の対策としては今考えておりませんが、イノシシについては、先ほど申し上げましたように、28年度で一つの計画期間を終えますから、しっかり来年度十分検討しながら対応していくということになると思います。

.....  
議長（福田 洋明君） 次に、中川裕之議員。

議員（6番 中川 裕之君） それでは、通告に従いまして、二、三お聞きをいたします。

まず、ふるさと納税についてであります。9月の定例会で岩本議員さんも質問されております。そのときに町長いろいろお答えをされております。重複するところあるかもわかりませんが、それは御容赦いただきたいと思っております。

国の施策ふるさと納税としてスタートとして、ちょうど今年で8年ということのようでもあります。全国の各自治体で特産品を送って争奪戦というような状況になっているというようなことも聞いております。

平生町の場合、ふるさと納税で納税寄附をいただいた方へ最初は町長の心からのお礼状、これに対応すると、去年くらい私が総合政策課へお尋ねしたときにそういうお答えでありました。が、今年の7月から、一応特産品を送るようにしたと、こういう説明がありました。これは平生町の地場産業を育成という点においても、そうしてまた、平生町地域の魅力を町外、県外、全国へ向けてアピールできるすばらしいチャンスというふうに捉えて、大変結構なことと思っておりますが、それまで心からのお礼状からこの特産品を送るように7月から転換をされた。このいわゆるチェンジですね。これは何か町長特別思うところがおありになったのかなと。そういったこのチェンジの強い意気込みみたいなものがあれば、お気持ちをお聞かせ願いたい。

それと11月、先月の末ぐらいだったと思っております。東京の新宿で全国ふるさと納税フェスタというのが行われたというようなニュースが流れておりました。いわゆる各自治体の特産品をアピールして、納税者の方から獲得するという意味のフェスタであったんだろうと思っております。このフェスタへは県単位で参加して、代表者が行ってPRしたのか。それとも平生は独自でされたのかどうか。その辺をどういうふうな形でされておるかということをお聞きをしたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ふるさと納税の取り組み状況ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

御指摘のように今年から、ふるさと納税に対するお礼の品の特産品を返礼としてしていこうということで、それは一つは特産品の振興につながれば、地場産業の振興につながればということで、地元地域の業者の皆さんから提案をいただいて、特産品を募集をいたしまして、4事業者から

8メニューの提案をいただきまして、7月から本格的な実施をさせていただいておるということは先般御説明をさせていただきました。

11月に新たに2事業者から2つのメニューが今追加をいたしてありまして、ホームページ、フェイスブックだけでなく、インターネット上のふるさと納税専用ポータルサイトにおいて、この品を掲載をして、全国に今発信をさせていただいておるという状況でございます。しっかり、そういったことで地元の産品も潤っていけばというふうに考えてありまして、現実には寄附の申し込みは、11月末現在で、今64件でございます。去年の同時期が、去年が21件ですから、3倍ぐらいに今ふえております。金額にして、今これも11月末で220万円、約。去年が約110万円でございますから、これも金額的にも倍増。大口の寄附があったのも事実でございますが、こうしたことで、順調に推移をしているというふうに受けとめております。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（6番 中川 裕之君） 今、平生の場合は、まだ特産品を送るようになってからは、まだ5カ月。7月から始まったということですから、5カ月ぐらいですから、ここですぐ結論を出して、どうかというようなことじゃなくて、今は見守る時期ということだろうと思います。全国の例で見てみますと、ふるさと納税のシステムそのもの、もちろん町長も、また担当課長さんもよく御承知のとおりだと思いますけども、いわゆる群馬県の太田市なんかちょっと深刻な状況になってると。というのが、昨年度1年間で他の市町から1,300万円の太田市へ納税寄附があったと。しかし、その市からの住民から他市、市、県の町へ、2,800万円出て行っちゃると。これテレビで市長さんがぼやいておられました。私んところは、いわゆる特産品というても、ほかと比べて際立った物が無いと。友好都市を結んだ弘前市、青森県弘前市のリンゴ、それから稚内市のタラバガニ、これも友好都市を結んでおられる市だそうです。そこから取り寄せて、これを配るんじゃないというふうなことで、ニュースで取り上げておりました。そういうときに、もちろん、ただでもらうわけじゃないわけで、だから、2,800万円出て1,300万円入ってきたと。これを何とか改善をせんにゃいけんということで、そういうふうな取り組みをされちよるところもあるというようなことで、平生の場合は、まだ規模は小さいと思います。そういう差し引き面の状況というのは把握されておられますか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まだ、そういう集計はいたしてありません。

議員（6番 中川 裕之君） 最初申しましたように、まだ4カ月……。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（6番 中川 裕之君） 済みません。先ほども申しましたように、まだ四、五カ月ですから、これを評価するという段階にはないということは私もよくわかっております。これから見守

っていったすばらしいものにしていければと。せっかく特産品ということで取り組まれるということですから。というのが、宮崎県の都城市なんかを見てみますと、これが全国の自治体でふるさと納税の断トツのいい結果を出しとるところだそうです。これをしますと、今年の上半期だけで13億3,300万円の納税寄附が全国から宮崎の都城市へあったと。そんなにすばらしいもんかという、特産品は肉とそれから焼酎。これにもう限ると。ただ、種類をふやしたと。もちろん肉であれば、ステーキ用、すき焼き用とか、しゃぶしゃぶとか、いろいろ。その種類をたくさんふやしただけで、たまたまいろんな条件が重なって、そういうふうになったんだろうと思いますけど、上半期だけで13億3,300万円というような自治体もあります。これはただ努力したからできるという問題じゃ、たまたまいろんな好条件がそろって、たまたまそうなったということがありますんで、そういうようなところもありますのでぜひ、これから一つの財源になるわけですから、そういうことで、これをもう一度本腰を入れてやっていただきたいと、こういうことであります。意気込みを。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 全国的にもいろんな先進的な事例もありますし、実際に今本町へお納めをいただいております方からのコメントも一緒にあわせていただいております。そうすると寄附の、要するに手続的にもうちょっとみやすうにしてもらえんかという声があるのも事実です。したがって、その辺も含めて決済の仕方についても改善をすべき点はこれから改善をしながら、同時に、もらって物をお返ししたら終わりというんじゃないに、これからもそうした方々に関心を引き続いて平生町に持ってもらうために、いろんな町からの情報発信というのを、広報を送ったり、あるいはまた、そういった情報についてもしっかり送っていったその関係をしっかり、平生の今ファンクラブをやっておりますが、ぜひ、そういう形でつないでいけるように努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（6番 中川 裕之君） ぜひ、お願いをしておきます。それで、一応それは一応もう終わりですから。

次に、本町の育英基金についてお尋ねをしたいと思います。

これは未来戦略の中にちょっと出ておりますけども、きょうはその未来戦略の中で、ふるさと平生定住化プロジェクトとの兼ね合い的なものというような複雑な質問ではなくて、いわゆる育英基金、ピンポイントでちょっとお聞きをしてみたいと思います。

この基金を受けることのできる対象ですね、住民税があるとか、済みません、住民税じゃなくて住民票です。住民票を基準にしておられるのか。親は住民票がここにあるけど子供はここにないか、いろんなケースがあろうと思います。ですから、その対象になれる人はどういう方を

対象にされておるのが一つですね。

そうして、年齢。これは、高校、中学校ぐらいから受けれるのか。それとももっと年齢がいつてからなのか。年齢的にはどれぐらいの年齢で受けられるのか。そうして、この受けるための何か条件、審査基準はどのような審査基準があるのでしょうか。

そうして、それを全てクリアできて、基金が受けられるとした場合には、年額幾らぐらい。そうして、最長何年ぐらいの状態で基金が受けられるのでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの育英基金に関する御質問について、4点にわたって細部の御質問がございました。それについてお答えをさせていただきたいと思いますが、この育英基金の目的そのものは、向学心に富み、優秀な学生・生徒であって、経済的理由により就学困難な者に対し学資を貸し付け、もって、将来郷土の発展のために有用な人材を育成すると、これが大きな目的でございます。

対象者でございますが、平生町に1年以上居住し、次の4点に該当する者に貸し付けるとあります。

まず1点、高等学校またはこれと同程度の学校の生徒、もしくは大学またはこれと同程度の学校の学生。2点目に、学費の支出が困難である者。3点目に、向学心に富み、有能な資質を有している者。4点目に、その他特に基金の貸し付けを必要と認められる事情のある者ということでございます。ですから、年齢はっておっしゃいましたけど、年齢というのは、高校生、大学生を対象にしているわけではございますが、中には成人して高校に通われる方もいらっしゃるかもわかりません。そういったこともありますので、特に審査の基準として年齢は何歳から何歳までというのは持ち合わせてはおりません。

受けるための条件、審査基準、また受けられる場合の年額で、その年数は何年かということでございますが、貸し付け金額は高校で月額1万2,000円、大学で月額4万円でございますから、大学であれば年額にすれば48万円と。これが最長大学卒業するためには4年間必要でございますから、4年間は貸し付ける。例えば、留年するとかというようなことは想定はしておりません。ということで、提出に当たっては申込書とか、推薦書、これ学校のほうからの推薦書、所得に関する証明書、住民票の謄本、高校生、高校の申込書にあっては作文という形で、審査というわけじゃありませんけど、条件的にはそういったものが必要であるということでございます。毎年広報2月号で周知をして、4月から入学する人に対して貸し付けを決定しております。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（6番 中川 裕之君） よくわかりました。ちょっとアバウト的なところもあると。だからある程度、審査によっては幅があるというふうに受け取りました。

それで借りれば当然これを返していかなきゃならないと、こういうことになるわけですね。卒業後、就職して自分で収入が得られるようになった場合には、それを返していくわけですね。この未来戦略の中に、41ページだったと思います。いわゆるこの基金のことで、将来卒業して、就職して、町に一定期間居住した場合にはこれを免除すると、方向性を検討していると、こういう項がありました。ありましたよね。検討といいますと、よく先輩議員なんか、議員になるとき聞かされましたが、検討ちゅうことはやらんということだよと、こういうふうなことも。でも、この未来戦略に限っては、それはまた別の検討ということにして、これはやはりすばらしい戦略、4本柱、5本柱から成り立った中の一つの小さな柱でありますから。というのが、今、中央では一億総活躍という言葉がはやってますね。今年の1月、2月ごろ、これ昨年12月の解散総選挙があった後に地方創生という言葉が新しく、今年の1月ぐらいから出てまいりました。それが今、地方創生で、まだこれから、これにつながってくるわけですが、そのときに担当大臣が今ここに書いてあるようなことをある報道番組でしゃべっておるんですね。それどういうことかというのと、今こういうふうに、一旦就学を終えて、地元へ帰った場合は奨学金制度のようなものを、受けた奨学金を免除するぐらいの、返さんでもええよというぐらいのインパクトのある施策でないといけない。既に財務省と文部省で検討を始めちよるとというのが1月か、2月だったと思います。その後は、私は確認をしておりませんのでよくわかりませんが、例えば検討から免除しますとする、というぐらいのインパクトを持ってやれば、このすばらしい戦略がさらにすばらしい戦略になるというふうに思うんです。それで、今の検討するということのをどの辺まで考えておられるのか、お聞きをしたいとこういうことです。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 私ども教育に携わる者といましては今、地方創生、未来戦略、定住戦略、そういったことに関しましては子育て支援、中でも学習環境が100%行き届いた学校というものを求めているといいますか、そういう整備をしてほしい。そのために、ない知恵を振り絞ってこの未来戦略に向けて、教育委員会から幾多の施策、政策的なものを提案させていただいたんですが、実施するという形で表記ができないというか、財源がどこにあるかということになってこようと思ってます。ですから、当面この基金の償還を免除するというような形で施策として実行に移した場合には、当面2,000万円ぐらいの基金を造成しなければ対応できないのかな。2,000万円というと、大学に行って4年間借りましたら192万円なんです。ですから、10人程度。それをこちらに帰って就職して、町民税を納め始めたら、すぐ免除するのか。あるいは一定期間居住をした実績を踏まえて免除するのか。このあたりの制度設計というのは、まだできてるわけじゃございませんので、これから実施計画、財源が充てられるということになれば、早急にそういったことにも着手しなければいけないと思ってますし、当面は学習的な面の

整備、学習環境の整備をできたらという思いでございます。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（6番 中川 裕之君） 今、財源のお話が出ました。確かに私はそういうことを思って、最初の1番のふるさと納税とこれをセットにして、きょう質問したということでもあります。ですから、柱は1本では家は建ちませんので、やっぱり4本、5本、6本という形で、これからぜひ進めていっていただきたい。

また財源と言われると思いますけど、1万2,000円ですか、高校生で1万2,000円、これはいいと思うんで、大学生の4万円はもう少しアップできるような形で、そういう人材を育てる。将来の宝物ですから、ぜひそういう方向で、1番のふるさと納税ともども、ぜひこの未来戦略が最高なものになって進んでいけるように要望して終わります。

.....  
議長（福田 洋明君） 次に、平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問いたします。

町長の冒頭の話でもありましたように、ことしは60周年、町制施行60周年ということで記念式典も催されました。私もことしはどういうわけか、今までにないいろんな経験してきましたけど、何となくちょっと感慨的なところがありまして、いろいろ振り返って見たんです。やっぱり議員も活動を長くやってきて、こうして一般質問を続けていくことが議会活動の一番の基本で、町をよくするための地道な努力だなというのを感じてつくづく思います。

一つちょっと参考に話をしたいんですが、マックスバリュの駐車場の東側の出口に、車に左に曲がれという矢印があります。あれを見ると私は思い出しますが、平成7年10月に私の一般質問で、あそこにこれから大きなスーパーが来ると。これから先、県道中央線はまだつながってなかったですから、国道から役場に向けて県道もつながってくると。国道のバイパスも整備されると。この地域は近い将来、県道中央線が国道につながり、町の玄関的な位置になることが予想されると。町内業者の対策や町の振興対策にこの地域を活用することが必要であると。ここに道の駅の導入など、町として振興計画を策定し、進出する業者と話し合い、整合性のあるまちづくりや、地域の振興を図るべきだと思うがどうかという一般質問をしております。その後、一所懸命役所のほうで補助金の対策、マックスバリュとの交渉、地道にやられまして、次の年にあの特産品センターが建設をされました。ですからあのときはまだ、できたときには、道路が左側しか回れなかったんです。右側は道路ができてなかったんです。その後、今言いましたように道路が整備されたんです。そこの、塗りかえられましたけど、また同じ矢印になってるんですよ。これはどっかで聞いたこともある話ですけど、そういうことで、あの道路を見るたびにこういうことを思い出しまして一つ一つ、まちづくりに貢献してきたことを感慨深く思い出します。

それでこれからも先、70年を目指して新しいスタートを切っていこうという決意を新たにしております。

そこでちょっと次、そういうことを前提にして今回も地道な質問をしようと思いますが、若干耳の痛い話が多いかと思いますが。朝日新聞が今年夏ごろからかけて、6回で連載で自治会のあり方の特集を組んでおりました。新聞ばっさり大きな面。それからNHKの例の夕方のクローズアップ現代でも自治会のことを30分間いろいろ放送しておりました。自治会のことをずっといろいろ考えていましたから、興味深くこれを読んだり、見たりしたんですけど、大体どこの自治会でも困っておることと同じような中身だなということをつくづく思いました。自治会は行政としては一番行政の末端組織として、なければならぬ組織だとも思います。それで町としては、この自治会についての位置づけ、行政協力員会議では、行政協力員の皆さんという前提で話をしておられますけど、自治会に対する位置づけの、それから自治会に対する指導をする上に当たった基本的な考え方というのはどのように考えておられるのか。まず、お伺いをしたいことと、その特集の中で目立つのが未加入者の問題です。自治会への未加入者の問題です。これが随分新聞でもマスコミ、この両方の意見も載せられておりました。それぞれの自由があるということで、これについては、町は未加入者についての指導は、どのようにされておるのかということをお伺いしてみたいと思うんですが。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 自治会の位置づけと未加入者もふえてきておると、指導をどういうふうにしておるかということでございます。

自治会につきましては、本当に住みよい地域づくりをしていこうということで、自主的に活動されている住民の任意の組織という位置づけになろうかと思えます。住民にとりましては身近な住民組織、町にとっては協働のまちづくりを進めておりますが、協働のパートナーという位置づけになろうかと思えます。町としても自治会活動を支援をするという立場で、いろいろな自治会の活動に対しては、活性化あるいはまた地域での自治会としての機能発揮をしてもらうように支援をさせていただいておるのが現状であります。

未加入者でございますが、平生町146自治会がありますが、今そのうちの全部で5,641。未加入世帯数は、自治会の加入世帯数が4,708。83.4ですから、16.6%の未加入率ということになろうかと思っております。

町としても、できるだけ自治会で一緒に活動あるいは行動してもらうようにということで、よそから転入をされたときは窓口で住民課の受付のところ、自治会加入促進のチラシをお渡しをするようにいたしておりまして、ぜひ自治会での皆さんと一緒に活動されるようにということのお勧めをさせていただいておりますし、自治会それぞれ行政協力員会議等でも

そうですが、協力員の皆さんには自治会の活動の手引きというのをお渡しをいたしておりますが、その中で加入促進に向けての御協力をお願いを申し上げておると。特に広報の配布等については、自治会に加入されていないところも含めて、広報はぜひ配布をしていただくようお願いをして、できるだけ加入していただくきっかけづくりといいますが、そういうものにもつながっていけばというふうに考えておるところであります。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 日本の国民は、国内におれば憲法でいろいろ権利義務が規定をされています。地方自治法で、いわゆる住民ですね、その市町村の区域に住所を有する者は当該市町村の住民とすると、こうなってる。決めてあるんですかね。そうして、そこに住む人の属する地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有すること。それから、その負担を分担する義務を有することっていうのがちゃんと。地方自治法はまず総則があって、まず住民というのが一番先に出てくるわけですが、その冒頭にこの規定があるんです。そうすると、こんな末端組織の自治会へ行くと、それが何も取り決めがないということから始まるんですが、私はこれが地方自治の本旨だと思うんです。いわゆる住民自治。自発的な意思に基づく住民自治。これが自治会を構成をする。それを行政の末端組織として行政が利用するといえど一つは、地方公共団体自身がある上に成り立った組織だと私は思いますから、深いつながりがあるし、行政と自治会というのは連続した組織であって、切っても切れない関係だとも思うんです。そういう観点から行政のほうにあるのかどうかということなんです。あくまでも自治会、自主的な組織だと言われますけど実際には、地方自治法の観点からいけば、そこに住む人は自治会の構成員であり、その自治会からの恩恵も義務も両方を負うという考えようにするのが正しいと思うんです。どうして詳しいことを決めないかという、法律で決めればいろんな罰則まで含めて小さいとこまで決めんにやいけません。あくまでも自治会というのは自発的な意思に基づく住民自治でなされる。規模も小さいから、いわゆる全員で話し合うこともできるし、それでこういう緩やかな組織になって、いわゆる地方公共団体の基礎をなしていると私は考えるんです。そうすると行政の指導、自治会に対する役割、要望っていうの、もっと大きいはずなんですよ。その特集の中のアンケートに、行政の使いばかりするような自治会はいらないとかいう、入らない理由に言うのも目立ちました。そうじゃなくて、実際には連続した組織であるということをもっと自覚して、行政もその立場で自治会と接する必要があるんじゃないかと思うんです。

したがって、これは全員がちゃんと加入をしていくべきものだと思うんです。その加入しない理由が、自分は面倒くさいだとか、役をやるのが嫌だとか、あの官僚のような自治会の役員は嫌だとかいろいろありました。ある意味では、自分の私権を優先をする考え方が加入をしないことにつながっているように思うんです。

それでこれはこのままいったら困ったことになると思うんですが、先日、埼玉県の利根川に、70歳と80歳代の夫婦が川で娘さんが突っ込んで心中しようと思ったのか、死んで殺人事件が起きました。その次の日にテレビの特集、いわゆるワイドショーみたいな見てたら、どうして地域で助けられなかったかということをやりましたよ。その人生活も苦しいし、いろいろあって。そして、そこの自治会の会長さんが出てこられて、ちょっとびっくりしたんですが、自治会費も支払っておらんし面倒は見られんと、こういうぐあいに言われてるのがありました。ただ、本来一番助け合いを行政もそこに求めるし、さっきも民生児童委員の話も出てましたけど、やっぱ自治会なんですよ。助け合いの基礎は。

それともう一つ、こういうのがありました。私の部落です。自治会ですが一斉清掃をします。そうするとアパートの人が誰も出てきてないというんで、近所の人々が怒って自治会長に大家さんと呼んでくれということによってちょっとトラブルがありまして、大家さんが来られて結局その場合は、後からアパートの住民だけでその辺は清掃するっていうんでその場はおさまりました。結局これから先ふえるのは、そういう未加入者がふえることによってトラブルがふえると。いわゆる他人についてはあまり、それこそ面倒見られないというような話まで出てくると。地方自治も一番の根本のところですから困ったことだと思うんです。だから入らない人は、ごみも出すなと言われてたとか、いろいろ不満もようけ書いてましたよ。でもそれじゃあ私は成り立たないのが自治会じゃないかと思うんです。したがって、もっと加入するように積極的に働きかけるべきではないですか。特に一番思うのは、お世話になってないって、皆さん入らない人は思ってますけど、ごみも出さんと。わしはお世話になってないと言われる方もいますが、少なくとも街灯は地域の人がみんな自治会でお金を払って、町の安全を保ってるんです。その地域におる方は街灯の電気料ぐらいいはちゃんと均等に負担してもらおうと。これぐらいは当たり前のことじゃないかと思うんですよ。もっとそういう点では、行政からもっと一歩踏み込んで、そういった加入を促進する方向での取り組みがあるんじゃないかと思うんです。だから、まず自治会の基本的な位置。いわゆる行政の最末端組織として行政が強くここに期待して援助をしていくことと、加入する人。積極的に加入するように指導していくこと、この2点について御見解をお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 生活をしていく上で、一番身近なところで自治会の存在というのは、これはもう今御指摘いただいたとおりで、お互いに地域をよくしていこう、お互いに支え合っていこう、助け合っていこう、一番その原点になるところであります。それだけに、全員が自治会に加入をしていただくというのがあるべき姿だという気持ちは、これは同じでございます。したがって、今自治会と行政の関係については行政協力員ということで、今それぞれ町としてもいろんなお願いをさせていただいておりますけれども、行政協力員の方々をぜひそういった形で、自治

会に未加入者の方にも勧誘をしていただくように、これからもぜひお願いをしながら、できるだけそうした地域でのばらつきといいますか、同じ町内でも地区によって大分違いますから、その辺も勘案しながら、十分行政協力員の方々にも御協力いただくように。窓口で今来られた方にはできるだけお示しをして、できるだけ自治会、どこそこ自治会ですよ。ここへできれば入ってくださいと、いいですよということになればすぐ連絡をとらせてやるように今しておりますけれども、行政協力員にも、これからお願いをしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） これから先の地域をつくっていく上で、どうしても私権が優先されると。私権の主張が目立つと。私の権利ですね、私権。結局ここがいろんな問題につながってきておると思うんです。確かにそれぞれ個人自由ではありますけど地域で住民自治をなす、なしていく。そのためには当然基本的な社会人としてのあり方だと思うんです。教育委員会も大変いろいろ教育長も苦勞しておられるとは思いますが、そういったそれぞれが自由じゃないかと言って、言えばそれで終わりますから、いろんなことで社会に影響与えてくると思うんですよ。子育てにしたって、地域の行事にしたって。だからそこんところは住民自治という地方自治の基本方針をちゃんと徹底することが一つのそういった社会を、いい社会をつくっていくことの基本になっていくと思うんです。だからその点じゃ、もっと徹底した考え方で指導していく必要があると思うし、特に私は一番の取り口として電気代をちゃんと負担をしていただくと。このシステムをちゃんと確立すると。私は有効な方法じゃないかと。当然ひとり暮らしのおばあちゃんでも自治会に加入して、ちゃんと電気代を負担しておられるんですよ。そういったことも十分言って、窓口で指導するってということもありますけど、自治会でそういったこともやっておられるから負担をすべき負担はしてくださいと、してくれと、そういった指導も徹底してやる必要があるんじゃないですか。そうするとまず突破口はそういう、みんなが負担してることはお互いに負担していくということへの指導ですがこの点についてはどうですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほどから申し上げておりますように、自治会の必要性、重要性、そういうものにつきましてはしっかり認識をしていただくように、いろんな機会をつかまえて話をするように努力をしていきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） じゃあ、次に行きましょう。題名は、活力のある行政を目指してと。その中で、財政が厳しい中での行政のあり方。もう一つは、行政を進める中での視点のあり方というテーマで通告をしております。

中身についてもいろいろお話しておりますけど、9月の定例会の前でしたか、社会福祉セン

ターのトイレが使えないっていうんで、それも随分1カ月以上使えないから困ってるという話を随分聞きまして、担当のところにお話に行きました。そしたら原因を調査するも、修理をするも、お金がかかるからという話をされまして、そんなことをいったって、それはデイサービスの事業を毎日やりよるところにトイレが使えないというのは困っちゃうんじゃないかという話をしました。それから1カ月ぐらいたっても何も音沙汰がないから、また行きまして、できんならできんで中間報告ぐらいしてくれたらどうかという話をしました。そしたら、それからしばらくして、何とか使えるようにしましたという報告がありました。

もう一つ、先日元役場の職員の濱本さんが亡くなりました。あの方は私がちょうど議員になったときの議会事務局長さんで、私が議員に成長するために支えていただいた先生です。そういうこともあって葬儀にお伺いをいたしました。そのときにいろんなボランティア活動をしてる方から、公民館の電子レンジが買ってもらえんという話が入ってきまして、これは待てよ。濱本さんが背中を押しよる。はよせんやいけんぞと思ひまして、所管のところに行きましたら、あれは予算要求したけど削られたからそのままなっちゃうよという返事が返って来ました。それは考え方が違うんじゃないかと、新しいのを買ってくれじゃなくて、今まであった物が壊れてなくなったから買ってくれて言ったのを、どうして予算要求して削られて、そのまま置きちよくんかっという話をしました。その以後、一所懸命対応されてます。私はこのお金がないからっていうのが両方あるんですよ。だからこの2つの問題はそれなりに対応しておられたり、急いで対応しておられるからこの問題で言うんじゃないですけど、お金がないからっていうことで、いろんなことが日常業務に蔓延しておりまして業務の停滞につながっておるんじゃないかというのを私はつくづく思うんです。ないからいろいろ知恵を出して、皆さんと相談をして、どうかしていこうっていう姿勢が見えないんですよ。きょう朝から職員がよく頑張っておるとか、なんとかいろいろ言われますけど、私もあったことについてそれに参加しないで、あったことについて話すんですけど、結局、見て見ないふりをして放置するのか、お金がないから放置するのかわかりませんが、こういった現象があります。

それをその次に問題に行くんですが、まず一つは平生小学校の前の歩道橋です。亡くなった久保議員もこの問題前に取り上げておりましたが、あの歩道橋の名盤見ますと1968年の3月に建造をされております。そうしてあそこは県道光上関開通に伴って町が管理、町道になりましたから、道路管理者である町が管理始めて、もう二十何年になりますかね。これが大変な老朽化をしておるんですよ。私あの下もよく歩くんですが、コンクリートの剥げが落ちてきて網に引っかかって、定期的に警察の方が棒でとっておられるようですけど、お金がないからってことでずっと放置をされてきてるんですよ。これはどうされますか。

それであると、同じような関係でして3つほど今度は、結局、身近なことが見逃されてんじやな

いかということをつくづく感じるがありますので、3点ほど申し上げます。

役場に、あそこに障害者用のトイレがあります。建設課の建物、第2庁舎ですかあそこは。あそこのトイレは鍵がないっていう話を利用した人から訴えられたんですよ。それでそんなことはなかりょうと思って行って見たんですよ。そしたら、ここにいろいろ書いてあるんです。トイレに行く前にこんな長い文章書いてトイレに入れるもんだらうかと思うんですがね。

使用上の注意。このトイレは身体障害者のトイレです。一般の方はほかのトイレを使用してください。入り口左側の赤色灯が点灯しているときは使用中ですので御使用はできません。このトイレを使用するときは入室後、右側壁の電灯スイッチを押してください。赤色灯が点灯し使用中を表示します。トイレを出られるときは電灯スイッチを切ってください、とこう書いてあるんですよ。行ってみたら本当に鍵がなかったんですよ。それでどうしようかなと思って調べておいたら、皆さん御存じなんですよ。鍵がないっていの。それで、車椅子の人がよく来られる所管の課に行くと、いや使う人が困っちゃってんじゃちゅうて障害者トイレちゅうのはあちこちあるけど、ついありさえすりゃ、事が済んじゃるぐらいい言われて私ら困っちゃうというような話も入ってきました。実際そうだと思うんです。私は、一番新しい体育館の障害者トイレも見てびっくりしたんですが、今教育委員会が対応されておるようですけど、結局十分な機能を持ってない。そして中にはこういうことを言うんですよ。あれは障害者が非常灯を押したときに突入して行く、助けに行かんといけんから鍵がないんですよと、こういう方もおられるんですよ。全く障害者に対して理解も何もないというか、びっくりしましたよ、この行政の。このことを調べるだけで。これ、どうされます。

それと次。私も車椅子を押してよう町中を歩くわけですが、前にも申しました桜町線の歩道なんですが、先日近くのおばあちゃんが話をした。押し車を押して私もこれがないと買い物に行かんようになりましたっていう話をしておられるんです。それで、平岡さん。前に平岡さん、あそこ道路が悪いって言いよっちゃったが、私はこれを押し出して初めてわかった。いわゆる旧桜町の商店街とこからアルクまで行くとしますと、インターロッキングがぼこぼこ。それから向井病院のところに行く……、斜めになったり、段差があったり、マンホールが飛び上がったり、それで私はもう恐ろしいから堀川沿いを通ってアルクに行きますって言うてんですよ。ここを役場の職員歩いたことないんですかね、ここを。前も申しましたが、どうして、こういうことが見過ごされるんですか。

3点目、植樹の立ち枯れなんですよ。街路事業をやって、両方にちゃんと植樹帯を樹木を植えられる。それがなかなか土地の木を植えたのがうまく……からない。……も不十分ということで、大変見ばえのええ道路をつくったつもりなのに立ち枯れをして、いわゆる景観が悪くなっていると。中には木が全然なくなって土のまんま放置されておる。特に県道がひどいんですが、県

道の光上関線、それから中央線、桜町線もだんだんできてますが、夏になると植樹帯に雑草が生えて歩道を占拠してしまうんですよ。皆さん歩かれんからわからんのかもしれんけど、県道は特に。県道じゃから、あれは県だと思ってるならこれも認識が違おうと思うんですけど。どうしてこういったことが見過ごされてくるのか、私はちょっと理解に苦しむところがあるんですがね。ちょっとお考えを聞いてみたいと思います。

以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 歩道橋とあと3点の施設について御質問をいただきました。

歩道橋は御指摘のように小学校のすぐ前のですね。それまでは、昔は県道でございましたけれども、県道光上関線が完成をして、県道から町道の、町の管理ということになっておりまして、歩道橋は昭和43年に完成をしております。老朽化が相当進んできておると。結構朝、それから帰りのときは、朝は子供たちは通学は歩道橋を使って、しっかり向こうから来る場合は使用しておるといってございますが、車両等の通行については、それは以前ほどの通行量はないということでありまして、あの歩道橋があるがゆえになかなかまた見通しも悪い部分もありますので、以前、久保議員からも指摘をいただいた経緯がございまして、少しこれから通行量等についても調査をしてみなきゃいけないなとは思っておりますが、あれをかけかえるということにはなかなか難しいだろうと。これ撤去するにしても、その後どうすんだと。あそこにまた信号をつけるのか、横断歩道をやるのかと、これも相手があることですからしっかり道路交通の関係、それから学校、とりわけ学校ですね。学校等の教育委員会含めて協議をしてできるだけ早く方向づけができるように考えていかなければいけない施設だというふうに認識をいたしております。

結構、私も朝通学してくる子供たち、あそこでよく見ておりますから、現状については十分認識をいたしております。町の検討課題の大きな一つだというふうに思っております。

それから障害者用のトイレと桜町線の歩道、それから植樹の立ち枯れということもございまして、障害者用のトイレについてでございますけれども、設計基準というか、そういうものが一応示されて国交省が示しておるといってもありますんで、その辺も十分踏まえて緊急の場合にどうするかと、施設の問題含めて解決をしていかなきゃなりません。できるだけ、どうすれば改善できるのか、十分考えていきたいというふうに考えております。

桜町線と植樹の立ち枯れについては、建設課長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 瀬戸建設課長。

建設課長（瀬戸 孝博君） ただいまの御質問の町道桜町線の歩道の状況でございます。歩道の状況でございますけれども、街路樹の根の成長によりまして舗装、インターロッキングが主でございますけれども、隆起、またくぼみによる傷みが大変ひどく、通行に支障を来している箇所がござ

います。通常、維持管理といいますが、維持補修につきましては、当然工事請け合い、修繕料、及びレミファルト等の原材料による職員での対応で補修を行っておりでございます。

補修箇所につきましては、職員によるパトロールや地域住民の連絡を受けて対応しておりますが、特に路面の陥没等、職員で対応可能なものにつきましては早急に対応はしているところではございます。今後につきましては、歩行者の安全確保を図るため定期的に点検を行いまして、職員によるパトロールをさらに強化して早期に整備できるようにまいりたいと思っております。

それと、植樹の立ち枯れにつきましては、現状は、町道、県道ともに立ち枯れを起し、植樹帯に草が繁茂している箇所がございます。この維持管理につきましては、県・町ともに年に2回程度の草刈りを行っておりますけれども追いつかないのが状況でございます。

用地の対策でございますけれども本来、植樹帯は良好な道路、交通環境の整備、または沿道における良好な生活環境の確保を図ることを主な目的としているところでありますので、立ち枯れした箇所については植えかえ等を植栽をするところではありますけれども、近隣住民から枯れ葉の飛散等によって困っているというお話も聞いておりますので、今後につきましては、県とも協議をしながら草の繁茂対策を検討するとともに植栽、植えかえに当たっては、近隣住民の理解を得ながら、植種の選定、樹木の配置等を考慮してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を2時20分からいたします。

午後2時04分休憩

午後2時19分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 私は今いろいろ申しましたが、一番主張したいのは、お金がないから放っちゃく、それとお金がないからなかなかできんからものが見えないと、こういう体質について一番言いたいんです。お金がないから放っちゃくということなんですが、これ2つ銘板があります。平生小学校の前の歩道橋の上は、こっちは佐賀小学校の前の歩道橋の銘板です。これ見ましたら、1943年と1946年に（111ページに訂正発言あり）橋がかかっております。見てくださいという願いもしてきましたから見られたと思うんですが、佐賀小学校の前の歩道橋は立派なそのまんま何の問題のない状態で管理をされております。できたのは3年しか変わらないですよ。ああいう鋼の構造物というのは、塗装やその他ずっと定期的に補修をしていって長持ちさせる建造物なんです。平生町は県から移管を受けて一切何もしてないんです、多分。結局、この二十何年間で佐賀小学校の前と平生小学校の前の歩道の差ができたんです。若干、構造も違います。佐賀小学校のほうは下は全部鉄板で覆ってますが、やる気になれば平生小学校の前

だって途中で鉄板覆うことだってできたわけですから。結局、お金がないからということですって放置した結果、これだけの佐賀小学校の前の歩道橋と差ができてるんです。私これ一番言いたいです。結局、財産が放置されて使えなくなると。それでちょっと建設課長に聞いてみたいんですが、歩道橋指針1965というのがあるんですが、これはいわゆる耐震基準からいけばどうなるんですか。これから先の平生小学校の前の歩道橋をどうするかについて若干、町長のほうから申されましたけど、いずれにしる教育委員会が本気で考えていかんといけない問題で、それこそ大きなお金を伴う問題ですから橋を向ければ歩道の整備もせんといけませんから、早目に計画を立ててちゃんと方針を決めて関係の部署とも協議をしていかないといけないと思う。地震がきて歩道橋が使えませんかじゃったら困りますんで。耐震上どうなのか。教育委員会にも早目に対策を立てるべきじゃないかと思いますが、教育長の考えも聞いてみたいです。

それと急ぐ問題として、これも見ておいてくださいと言っておきましたけど、上関大橋へっていう大きな道案内の道路標識があるんです。あれの取り付け金具が腐食しておりまして、随分と。大風が吹いたり揺さぶれたりしたら落ちる可能性まで含めて私あるんじゃないかというぐあいに思っておるんですが、これも一応事前に連絡しておりましたから、対策を考えておられるんならお聞きをしておきたいと思います。

大きな2点目、身体障害者のトイレの件ですが、とりあえずここを利用するもんと話をしたら、中にカーテンでもつけてくれると言うんです。便器の周りを囲むカーテンをつければ鍵は当面なくても、そりゃやるべきですけど、これじゃたら大した予算じゃないです。病院のベッドの周りにあるようなカーテンをつければいいんです。これは2つ意味があるんです。一つは鍵がないから応急的に一応、とりあえずは役に立つものと、あのトイレ随分空間が広いんです。広いところちゅうのはそれほどトイレは快適なところじゃないんです。トイレ空間というのは。ある程度調べたほうがいいですから、カーテンを取りつけてくださいという提案をしますよということも一応、事前に言っておりますから、もし検討されておるならお話をさせていただきたい。

問題はともかく、問題意識を持ってほしいということなんです。道路と植樹の問題ですが、先ほど課長さんの答弁では定期的に見て回っております。いろいろ担当者回ってますって言うけど、ならああいうことにはならんのではないですか。

それともう一つは町長さんをお願いしたいのが、行政協力員会議で地域担当の職員っていうのを紹介されますよね。この方々でときには会合を持って、その担当地区についての状況を話し合うだったとか、危険箇所、お年寄りの問題、子どもたちの通学問題、やっぱそういった、何かもう役場の職員も外部に押しつけるという議論じゃなくて、そういう地域担当という自覚があればときには集まって話をされればいいんじゃないかと。そこで褒めておきたいんですが、私の自治会の中にも随分と役場の職員がおられますが、一斉清掃のときには全員出てきて率先してやって

くれています。こういった姿が信頼される関係だと思っんです。ですから、地域担当の職員の横のつながりで、その地域をチェックするということも一つの手としてあるんじゃないかと思っますから。それから、建築課だけに任せるんじゃないくて。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） トイレのほうは早速、検討させていただきたいと思っます。

今の担当職員の関係については、行政協力員会議を毎年やっておりますから、その前後にそういう機会をぜひ、設けるようにやってみたいなというふうにお思っしております。

その他は、課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 瀬戸建設課長。

建設課長（瀬戸 孝博君） ただいまの御質問のまず、歩道橋指針の1965年につきましては、これはその当時、65年当時でございますけれども、道路法で規定しています高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び主要な市町村道に設置する横断歩道橋の設計に係る規定でございます。幅員、桁下の高さ、出入口の位置、基礎、橋脚、階段、また荷重等の構造基準を定めたものでございます。あの歩道橋は現在の規準による、耐久性、耐震性等構造的に安全であるかは今後、詳細な調査をしてまいりたいと思っしております。

それと、上関大橋の看板でございますけれども、これは、現地を目視ではございますけど確認をいたしております。ボルト等の外れと申しますかそういうものは現在のところはございませんが、これも定期的に確認をして安全対策に努めてまいりたいと思っしております。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの平生小学校前の横断陸橋の件でございます。教育委員会のお考えをということでございましたので、少し私見を交えて話をさせていただきたいと思っますが、これまで老朽化した陸橋を眺めては、改修するためには費用がどのくらいかかるのかなというように思っていたことも確かでございますが、今年度と申しますか、新1年生がこれまで3学級あったのが、2学級になったというお話をさせていただきましたけど、そういうことから少子化の影響って申しますかもろに受けて今、全児童数が500人を切りました。実際に学校にあの陸橋を利用する児童、登校時何人、下校時何人、確認をいたしますと、登校時が137人、下校時が164人、多くて3分の1いるかないかというような状況でございます。

先ほど町長申し上げましたように、交通量の調査の結果を待たなければ断定的にはものは言えないと思っますが、子供たちの数から考えたときに、また、県道がつけ変わったことによる小学校前の交通量、この状況によっては陸橋の必要性というよりかは、横断歩道でなかつ、特に要望すれば押しボタン式信号機、そういったものに代替えをしても可能なのではないかなという思っもあります。ですから交通量の調査と、そしてこれからの児童数の推移、そういったものを

勘案しながら関係機関に選択した方法でもって要望をしていくということも考えていきたいと思  
います。

以前、平生中学校前の交通安全の対策で御質問いただきました。そのことが直接じゃないにし  
ても、ゾーン30という形で、中学校生徒の安全・安心を守る環境に発展をしたということ踏  
まえば、この御質問を契機に我々も真剣に考えて取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 歩道橋についてですが、先ほど言いましたように3年しか違わ  
んの管理するとしなくてあれだけの違いがあるわけですから、これから先手入れしても無理で  
す。そうすると、撤去する方針を早く決めて対策を立てたほうが私はいいと思うし、先ほど言っ  
た上関の道路案内でも、いっそのこと撤去してしもうて、それほどに必要性はないと思うん  
です。相談されて早いうちに撤去されたほうが万全の対策に早目に打てるんじゃないかと思  
うんです。そういう点では、お金がないなら早くいろんなことを考えて、できるだけ安く済む方法  
を考えていくと、この方針を早く決めていくことがその辺のポイントになっていくと思  
います。そういったことをやってほしいと思います。

耐震基準について今から調べるとい話がございましたけど、これ重大な問題でございまして、  
佐賀小学校の前の歩道も1965年の構造指針なんです。これは耐震上うまくないんなら、これ  
は県がやるとしても、いろんなことはちょっと考えておく必要がこれを読んで随分、指針が古い  
ですから、自分でちょっとびっくりしましたからそれはお尋ねをしましたが、いずれにせよ、予  
算がなければ早く早くいろんなことを対策をしているんな人の知恵を集めてやってくと、これ  
が一番だと思っんです。そういったところでやっば、活力のある行政とみんながお互いに話し合  
てやってくと、こういったことをしないと、それはわしは知らんわしは知らんで今過ぎるよう  
では困りますので、要望して終わります。

議長（福田 洋明君） 要望で結構ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 次に、中本敦子議員。

議員（2番 中本 敦子さん） 通告書に従い、質問させていただきます。

平生町議会議員の要職につかせていただき6カ月になります。このたびで2回目の質問にな  
りますが、わずか半年では、過去と現在の現状を把握することが毎日の連続で議員としての入口に  
立っているところです。町民の声を町政に届け、町民にもわかりやすい言葉で説明したい、何と  
かしたい、そんな思いで議員になりましたので、初歩的なことから質問させていただきます。

私にとって初めての6月定例議会で、亡くなられた久保議員が町民からの要望について、町民

の立場に立って、町民の声を受けとめ質問されました。まさしくそのとおりと判明しました。半年たちどのように変わったか。同じ質問をさせていただきます。

一つ、町民・自治会から要望・提案・意見は総務課、いろんな課に連絡があると思います。それに対する対応はどのようにされているか。二つ目、その対応について行政が説明したことを町民が本当に理解されているか。三つ目、継続中の内容については定期的に説明しているか。最初説明してそのままではないのか。四つ目、継続中に関しては年度が変わったらその都度説明が必要。久保議員の質問に対し、町長は「御指摘の点も踏まえてしっかり対応していきたい」と回答されました。町民の苦情や意見は行政がしっかり対応していれば出てきませんし、少ないはずですが。五つ目に私が感じることで、お金がない、予算がないと切り札にそれを威張って口にするようでは、町民は沈んでしまいます。今このように工夫している、苦しいけど頑張っている、もう少し頑張ったら何とかなるだろうというような夢のある声が聞きたいです。今現在、要望・提案・意見、これらの件数はどれくらいありますか。

同じ内容で目安箱についてお尋ねさせていただきます。「平成の目安箱」は、平成11年から各公共施設に投函箱を設置し、町民の声を広く、直接お聞きしようと始めたもので、協働のまちづくりの一役を担っています。行政に対する御意見をはじめ、町民の方々の真摯な気持ちが寄せられるなど、大きな効果が出ていると判断しています。なお、回答できるものは速やかに回答、担当から報告するようにしていますが、投稿者が不明な場合は回答ができません。秘密は厳守しますので、できるだけ連絡先を記入してください。寄せられた御意見については、双方の意見交換ができるよう今後も努めていきたいと考えています。また、意見交換の場として、「町長と語る日」親しみトークも毎月第2水曜日の午後6時から開催しています。町長との対話に積極的に御参加ください。目安箱についての報告は、1年間に一遍、6月ごろに報告があります。26年度は7件、25年度は9件と、報告がこのように広報ひらおに掲載されています。連絡先がなければ回答しないという不親切さに驚きました。本音で語り合うことが難しいために目安箱を活用したい、そういう町民が多いと思います。もう一歩前に踏み出し、誰にでもある答えができる方法を考えてみたらいかがですか。これこそが平生町発展のための基礎づくりになるのではないのでしょうか。目安箱の目的は何なんですか。お尋ねします。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

最初の町民や自治会からの要望・提案・意見はどのように対応しておるのかということがございます。それぞれかなりの数が自治会から上がって来ておりますし、それぞれ土木関係、農林関係、これ建設課長のほうから。交通安全施設に関してはガードパイプとかカーブミラーとかの申請等も来ておりますので、その辺の状況については総務課長のほうからそれぞれ状況説明をさせ

ていただきますが、私からは常々、今処理票がずっと回って来るようになりました。今どういう形で処理をして要望については今年度の予算で無理なところは来年度以降対応していきますという、どこまでどういう話を地元の自治会の皆さんとしておるのかということ報告をしてもらうようにして今おりますから、その辺については実施時期等については自治会と十分協議をするようにという話もしておりますので、しっかりそれが定着をして処理をしていけるように。ただ、数が大変多いことは間違いありません。たくさん出て来るところと、また、全然出て来ないところといろいろありますから、その辺の強弱あるんですが、しっかり対応させていただいております。

目安箱については大体、年に、最近は落ちついて十四、五件ぐらいというところかもしれません。投函状況についても報告をさせますけれども、やっぱりいろんな方々の意見、声を幅広く受けとめていきたいと思っておりますし、お名前等が書いてあれば、しっかりすぐそのことについては対応するようにさせていただいておりますが、匿名の場合なかなかわからないということで、返事のしようがないので広報等を通じてこういう意見がありましたよと、そのことについてはこういうふうに考えていきたいと思っておりますということを発表させていただいておりますというのが現状でございます。

それぞれ答弁をさせますので、よろしくお願いたします。

議長（福田 洋明君） 瀬戸建設課長。

建設課長（瀬戸 孝博君） ただいまの御質問の要望の件数、処理方法、報告はどのようになっているかとの御質問でございますけれども、建設課の分でございますけれども、自治会からの要望につきましては、事業実施申請書により提出をしていただいております。平成18年度から現在までの要望件数は、公共土木関係、農林関係合わせまして420件でございます。地域別では、平生地区が149件、大野地区が91件、曾根地区66件、佐賀地区114件でございます。処理件数でございますけれども、実施済は256件、継続が43件、未実施が121件でございます。処理方法でございますけれども、提出されました要望書により自治会長さん、または申請代表者さんと現地を確認いたしまして、要望内容の確認、現況の説明、対応予定時期、およその時期になりますが、それを伝えております。その後、処理票の作成を行いまして会議にて報告をいたしておるところでございます。

優先順位につきましては、単独事業実施評価調書に基づきまして、必要性、緊急性、効率性、公平性、協力体制等を総合的に評価をいたしまして、評価の高いものから順次、予算を計上して実施をいたしております。

新規の事業につきましては、年度当初に実施時期の案をお示しをし、自治会と調整をいたしておるところでございます。

また、過年度分といいますが、早くから提出されてる要望書につきましても、再度確認をいた

しまして評価をいたしておるところでございます。

議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 先ほどの町長の回答に補足いたしまして、件数等について説明させていただきます。

まず、交通安全施設につきましては、今年度把握しておるといいますか、積み上げで21年度から積み上げておりますのがありまして、全部で28件ございます。そのうち4件につきましては、年次的に継続して対応しています。これは、ガードパイプとか転落防止柵という距離の長いものがございまして、できる範囲内で年次をかけて対応しているところであります。

また、今年度につきましては、28件のうち10件を対応済みということでございます。

残り14件につきましては、また優先順位を見ながら28年度以降でそれぞれ対応していくといたしております。

次に、平成の目安箱につきましてでございますけれども、件数につきましては、先ほど議員さんから言われましたけれども、26年度が7件、25年度は9件、そして24年度は21件、23年度につきましては21件、22年度につきましても22件となっております、今年度は11月末現在ではございますけれども16件の御意見をいただいております。

内容につきましては、今年につきましては議会の傍聴についての要望とかそういったものもございまして、御回答できるものはすぐ回答し、また、対応できるものはすぐ対応するという事で、先ほど町長申しましたように、匿名の場合ですぐに御回答できないものにつきましては、広報等でこういったものがありましたよということも掲載するとともに、対応できるものにつきましては対応しているという状況でございます。

また、内容につきましては週に1回、毎週金曜日に担当が確認をいたしまして、御意見などいただきました内容につきましてのそれぞれの回答をしているという状況でございます。

議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

議員（2番 中本 敦子さん） 前回、9月に久保さんが質問した中では、この件については進んでいるというようなことを受けとめて、わからないことはどうなっているのかというようなことを職員から聞かしてもらっていると。そして、尋ねるとか。町長に上がってくるから答えるってように答えています。そして今ほども聞いてやるって言われてましたけど、現場については、本当、長靴は町長室において、平生町を本当に今現場はどういうふうになってるんだろうか、これほど今、未処理が121件とか260でも100の数を数えるほどあるの、本当、私は今その数字を聞いて機能しているんだろうかと思って今、本当にびっくりしました。町長さん、町長室に座っているより町内を歩かれたらどうでしょうか。職員から聞くんでなくて、本当は百聞は一見にしかずで現場を見たらわかると思います。現場を見て職員に尋ねる。私は、もう職員の段階

ではないと思います。予算がなければいように、県に行くなり国に行くなり、もうこれは平生町は、町長さんの力にしかかかってないんじゃないかというような、この件数を聞いてびっくりしました。

それから今、羽山総務課長から目安箱なんですけど、ちょっと私は曽根地区に住んでいるんですが、曽根の地域づくりアンケート調査結果を町長さん、先ほども曽根の会議は5回あったとか報告を受けてるので、調査結果ごらんになりましたでしょうか。各自の意見は109件、全て記載されたものを各農家に回覧されました。役員さんは大変御苦労されたと思いながら目を通しました。曽根地区の皆さん本音で書かれ、随分役立ち、素直に改善された様子も伺われます。このことが地域発展のために役立つなと思います。このアンケートが109件、本当に全部記載されて印刷して回覧回されました。その中の109件のうちの1ページをちょっと読ませていただきますと、一つは「自治会の規約や防災の連絡網ができて、ここ数年間は自治会活動が順調にされていると思いますが、今後住民の高齢化によりどのようなようになるか心配です」また、1人の人は曽根公民館のコピー代について「先日、自治会資料をコピーするために近い公民館の利用を考え行ったところセブンイレブンよりも高い。どうなっているの。自治会活動に使うぐらいほかより低額利用できるように。こういう状態では曽根公民館利用者も少なるのでは」3つ目「通学路の歩道と車道の区別をはっきりしていただき、大野から曽根公民館のほうへ行く車の通行量、通勤、通学のときが多いので、この検討のほどよろしく願いいたします。近所に、仮に建造物、または何かやるときは事前に、近所・周辺に説明をして近所の迷惑のないようお願いいたします」また「曽根コミュニティ協議会設立準備委員会はいつ設立されたのか。どういうメンバーで設立したのか疑問に思う」また、暗くなって散歩、ウォーキングをされる方のマナーについて「3名ぐらい広がって歩かれ、車が近づいてもものかないそのままの方がおられます。困ります。毎日です」私が賛同したのは「中高生の意見をアンケート協力を得て若い人の意見も参考にする必要があるのではないか」その他、交通ルールについて気づいた点「運転中、携帯電話使用者が多い」それは農免です。シートベルト着用化等について。平生町史を見て「歴史、遺産の発掘が行われていない。積極的に歴史を発掘し、学習、観光の資源をもとに時代にあった文化開発を行い、自然と両立できた魅力あるまちづくりをする必要がある。自然破壊が伴うようなまちづくりは必要ない」こういうのが109件、曽根地区にはあります。吉賀さんがこのときの準備委員会の委員長だったと思うんですけども、本当に委員長御苦労されてると思いますが、こういう意見が本当に一歩進んで、一応あったから知らず、一応報告はしております、年に1回金曜日にはあけてみんなやっております、それでは報告のための報告で意味ないと思うんです。こういうふうの本音で語って、本当に住民の意識改革をしてほしい、住民は全て平生町を愛してます。平生町を何とかしたいと思っているのが、私は肌で感じられます。職員も町長も同じだと思いますから、思いを

同じにしていきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 要望でいいですか。

議員（2番 中本 敦子さん） その点についてお考えを尋ねます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） たくさんの御意見を今、御紹介をいただきましてありがとうございました。平生町に対する思いというのは、これはもうみんな共通だと思いますし、議員の皆さんとしっかり連携を密にして、これからも対応していきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

議員（2番 中本 敦子さん） 地域づくりを町民全体で考える一つの目安として目安箱を有効に活用できるよう、お互い今以上の効果が発揮できるよう町長さんに期待します。

次の質問に移らせていただきます。平生町制施行60周年をお祝いをすることができ、おめでたいことと思います。早くからPRもされ、当日も式典の後に子供たちの長いすしづくりとか、会場では中学校のブラスバンドもあり、よかったですに町民に浸透する度合いが少なかったのではないかなと思って残念に思っております。というのも、「60周年いつあったん」「どんな人が参加するん」「私らみたいな普通の町民は関係ないんじゃろ」こんな声を耳にして、1万2,000人の、本当に取り残されたと感じている住民が多いこと。これで平生町に愛着を持っているのだろうか、誇れる我が郷土を思うことができるのだろうかと寂しさを感じました。町長さんは今年は施行60周年、終わったら盛大に成功裏に終わった。そのように言われますが、本当に60周年の形を言うんでなくて、おかげさまで60周年を祝うことができました。皆様のおかげです。先輩たちが築いた歴史のある平生町でそういう思いが住民に伝わったら、私はうれしいな、そのようにどうして伝わらないのだろうか、そんなことを自問自答しておりましたので、質問させてもらいました。本当に、住民の声を聞いて自画自賛でなくて、評価は住民がするものじゃないかなと思っておりますので、知らない住民がおるということに対して、町長さんはどのように思われますでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町制60周年につきましては、今も御紹介がありましたように、早い段階からいろんな行事の頭には「祝町制60周年記念」ということで冠をつけているような行事に対応してまいりましたし、音楽鑑賞会も今年早目に60周年ということで由紀さおりさんをお招きをして、たくさんの町民の皆さんの参加もいただきました。先ほどありましたように、式典でも子供たちがしっかり協力をしてくれる、式典に先立っても、キャッチフレーズ、写真、作文、コンテストもやりましたが、これ、かつてないほどたくさんの皆さんから御応募をいただいたということで、一定の関心の高さというのを受けとめておりました。それだけに今、式典そのものに

については、御来賓を含めて関係功労者の方々含めて約300名程度だったかなという気はいたしますけれども、まだまだそれでも広報が行き届いていなかったのかなという面も今の御指摘をいただいて感じております。すべからく、何の行事をやってもらってもそうですが、できるだけ町民の皆さんに周知を図りながら、町民と一緒に今回もお祝いできてよかったと言えるような式典にしていくというのは、これはもう本来あるべきだし、ほかの行事についてもおんなしと言えるというふうに思っております。60周年を契機に新たなスタートを切るわけですから、そうしたことも十分、留意しながら、これから対応していきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

議員（2番 中本 敦子さん） 今、三十七、八の人が何十周年記念かわからないけども町制記念に物差しをもらったと今も大事に使用しています。この子は今、これからの平生町を担う担い手なんです。ふるさとへの思いはどこで種をまき、どこで芽を吹くかわかりません。節目節目を大事にすることは、人づくりではないでしょうか。ティッシュ一つでも鉛筆1本でもお祝いの印があれば知らないと言わさなかったんじゃないかなと思うんですけど、平生町の歴史は、同じ思いは強く、そして、それを手にしたとき平生町を思う思いが強くなったのではないのでしょうか。平生町の歴史は過去、現在、そしてまた未来があるわけで、そこにはいろんな人々がかかわってきます。60周年をさらに70周年にもするためには、やっぱり、人を大事にするということが大切だと思います。この60周年記念は、本当にまだ現職の前町長もおられますし、御案内はどのあたりまで功績のあった人には御案内を差し上げてるのでしょうか。お尋ねします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいま御質問のありました60周年記念におきます表彰者の件でございますけども、今回、個人で97名、団体で4団体、それぞれ部門ごとに、自治功労が14名、教育文化功労が8名、産業功労が5名、社会福祉功労が11名、保健衛生功労が29名、体育功労が24名、そして交通安全功労が3名、自治善行功労が3名と4団体となっております、先ほど申しました計97名と4団体の方を表彰させていただきました。

この表彰の規準につきましては、平生町制施行60周年記念町制功労者表彰基準というのがございまして、60周年を迎えるに当たり、まちづくりの各分野において特に功労のあった者、また、町民の模範となるような特功のあった者に対して表彰して感謝の意をあらわすというものでございます。この規準もまた、細則といたしまして功労者表彰選考基準というものを設けております。選考に当たっては60周年ということですので、前回50周年という節目を取得日

とし、この50周年から60周年に当たる10年間におきまして功労が顕著であった者を表彰するというので、今回選定させていただきました。ですから、先ほど申しました97名と4団体の方々につきましては、それぞれの分野からそれぞれの規準によって選定をさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

議員（2番 中本 敦子さん） 表彰の件はわかりました。御案内はどういうふうになってたんでしょうか。

議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 済いません。御案内につきましては、自治会長さんをはじめ、各種国会議員、県の関係の方、近隣の自治体、または議員関係、そして今の功労者表彰も含めて各種団体の方々に対してまして、計500名の方に御案内を差し上げております。このたび、先ほど町長申しましたように約300名、実際には出席者として回答ございましたのは276名でございますけれども、平生中学校の吹奏楽部等その関係含めると300名以上の者が参加して式典を開催しております。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。

再開を午後3時20分からといたします。

午後3時03分休憩

午後3時19分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

松本武士議員。

議員（3番 松本 武士君） それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

伊方原発の再稼働について質問させていただきます。愛媛県にある伊方原発3号機が、地元の愛媛県や伊方町の同意が進み再稼働の動きを強めています。愛媛県の西の端、佐田岬半島のつけ根付近に位置する伊方原発は、すぐ近くを日本有数の活断層である中央構造線断層帯が走り、巨大地震の震源となる南海トラフも近く、日本で地震の危険が高い原発の一つです。原子力規制委員会の審査は、大地震の危険性を過小に評価していると批判されています。規制委員会の審査は、これまでの地震や津波の想定をわずかに引き上げただけで、審査に合格したから安全というものではありません。その上、四国電力自身が経済産業省に報告したこの冬の電力自給の見通しでも、伊方原発を再稼働させなくても電力は1割近くの余裕があります。再稼働を急ぐ根拠はありません。

また、伊方原発再稼働の問題は、万一事故が起きた場合の避難体制が確立していないことです。伊方原発は事故の際、即座に避難が求められる半径5キロ以内に約5,000人が暮らすほか、その先の狭い半島部にも約5,000人が暮らします。狭い半島から多くの住民が避難するのは困難な上に、万一、原発が放射能漏れなどの事故を起こせば、半島の先に暮らす人たちは退路が断たれます。

愛媛県などの計画では、半島部の住民は海路で対岸の大分県に避難することになっていますが、津波などの起きた場合それが可能か、避難体制をめぐり問題は山積みしております。

福島原発の被害状況を見れば30キロ圏内はもとより50キロ圏を越える飯館村においても全村避難が続いております。それにもかかわらず、国による地元同意の対象についての公的な枠組みがないまま、伊方町と愛媛県の同意だけで再稼働手続きが終了したと判断され、四国電力は再稼働に向かっていきます。

伊方町の住民アンケートの調査では、52.7%の人たちが再稼働に反対、26.8%が賛成、2015年3月11日の愛媛新聞の世論調査では、県民の69.3%が再稼働に否定的な意見、肯定的な意見は30.8%という結果からも住民は納得していません。また、伊方原発から50キロ圏内に一部がかかる梶原町では、伊方原発3号機の再稼働を政府が進め、愛媛、高知両県が容認したことに抗議する意見書を全会一致で可決しました。さらに、福島原発の事故では現在も訴訟が起きております。訴訟の争点の一つは、政府・東電が主導する帰還促進と賠償打ち切りの妥当性です。

政府は、6月12日避難指示解除準備区域と居住制限区域の2区域に対する避難指示を2017年3月までに解除し、両区域の避難者の精神的損害に東電が支払う賠償は、2018年3月末で終了する方針を発表しました。避難指示解除の目安となる放射線量について、政府は年間20ミリシーベルトを確実に下回ることを要件としました。しかし、被災者の間では、高すぎる数値で安全性は確保できないとの見方が圧倒的であります。このような形での賠償の方法では責任は取れていないと私は考えております。このような現状の中、福島原発事故で全村避難となった飯館村と同じようになる可能性が、もし伊方原発が爆発したら話ですが、平生町としてどのように対応されるのか、以下の3つのことにお答えください。

1つ目として、平生町は伊方原発で過酷事故が起こった場合どのような対処をするのでしょうか。避難計画はあるのでしょうか。ないなら今後どうするのですか。2つ目、避難計画をつくるのなら、実効性があるものができますでしょうか。実効性のない避難計画は絵に描いた餅であります。避難計画も成り立たず、住民の安全を確保できなければ、再稼働は中止するよう国、四国電力に言うべきではないでしょうか。3つ目、国は事故が起きた場合、十分な責任がとれると町長は考えていらっしゃるのでしょうか。

以上お答えください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 伊方の原発の過酷事故を前提に発生した場合どうかという御質問をいただきました。平生町はどう対処するのか、避難計画はあるのか、なければどうするか。

去る11月8、9、四国電力の伊方原発の想定のもとに、国の原子力総合防災訓練が実施をされまして、山口県では、御指摘のように上関町八島が半径30キロ圏域と、いわゆるUPZ、緊急時防護措置準備区域ということで、この避難訓練の対象ということで実施をされたところです。離島ということもあり、あるいはまた、県境を挟んでの訓練ということで留意すべき点はあったようでございますが、それなりに有意義な訓練だったと聞いております。

県として既に、こうしたこともありまして、山口県は地域防災計画、いわゆる原子力災害対策編を策定をいたしております。これは、愛媛県との連携、それから四国電力との協力等について合意をいたしておるわけですが、緊急時にはモニタリング体制をしっかりと機能させて、住民の防護措置を適切に行うということになっているというふうに今、示されております。しかし、平生町はUPZ圏外ということになります。したがって、通常であれば屋内避難が原則ということで、避難計画はまだできていないところであります。

一口に避難計画というふうに言いますが、一体その避難先をどう確保するのか、風向きによって避難先を複数確保しなきゃいけないというようなこともありますし、避難経路をどうしていいのか、交通渋滞対策をどうするのか、輸送の手段はどうか、方法、手段、きょうもありました。要援護者に対する対策はどうか等々、あるいは避難所を開設をしてその体制をどうするのか等々、考えるとこれまた広域で調整対応をしなければいけない課題がたくさんあります。したがって、UPZ圏内でもなかなか今、避難計画がつかれない、ましてや、この平生町、例えば自治体でこうした避難計画なんちゅうのは手に負えるものではないというのが私は実感として持っております。原子力災害ということになれば、当然、これはもう国が言ってみれば一元的に権限と責任というものを持つわけですから、国がしっかりと統括をするもつとで、県と関係機関、それから周辺市町村、しっかりと連携をとって対応していく以外に方法はないというふうに私は今、感じております。そういう立場で、今の町の立場はそういうことになっておるといふに御理解をお願いしたいと思います。

避難計画は成り立つのかということでございます。今も申し上げましたように、私も計画上にいろんな課題があるということは認識をしております。それだけに、住民の安全確保という観点から、国と県、しっかりと関係機関と連携してこれを対処していくというのが大前提だといふに思っております。

それから、3点目の国が十分な責任が取れるのかということでございますが、これは特に福島

の訴訟に関連をして、いろいろ今賠償の話も出ておりましたけれども訴訟案件でありますし、国のこうした責任について、私が今これはええとか悪いとかこれに対してコメントする立場にはないというふうに私は思っております。

以上、3つの質問に対してお答えといたします。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（3番 松本 武士君） 原子力の災害、そういう避難計画については、国、県と連携をとっていくということなんですが、でも早急にやらなきゃいけないような気がするんです。もう、伊方原発がもし再稼働するのを人的な要因でもしくじって爆発することもありますので、この辺早急に、来年には再稼働するという話ですから、そこら辺どういうふうに町長が国、県とどのぐらいのスピードでやられるのかちょっと今聞いてて思いました。

あと、避難計画についてですが、先ほども、いつ、どんなふうにどんな手段を使って避難するかということで、そこら辺いろいろ議論があるところなんですが、福島原発事故のときを思い出していただきたいんですが、周辺自治体の住民が一斉に避難を開始したため渋滞が発生し、避難に大分時間がかかりましたよね。そういうことを考えると、どうやって渋滞を発生させないで避難させるかというのは、だけこれ考えてみたけどまさに困難だと思うんです。ほかに何か交通手段があるのかというと、バス、自転車、バイクとかいろいろありますが、徒歩なんて問題外ですし、そういうことを考えたら絶対無理だになってみんな直感的にわかってると思うんです。一斉に避難なんてできない、ぶっちゃけ被曝覚悟でお願いしますって言うしかないんじゃないんですか。みなさん多分、直感的にわかってるとは思うんですが。

先ほど、町長も言われたんですが、11月4日から9日にかけて四国電力が伊方原発地震による過酷事故を想定した国の原子力総合防災訓練が、4日から9日午後まで実施しました。政府が了承した原発事故時の避難計画を検証するのが狙いだったようです。愛媛県で震度6強の地震が発生し、伊方原発3号機が自動停止、原子炉への注水機能が失われて外部に放射性物質が放出される可能性があり、首相の緊急事態宣言が出され、町のほぼ全域が即時避難の対象になったとの想定でした。放射性物質が外に漏れる恐れがある場合、原発西側の住民約5,000人が大分県に船で避難することが想定されてます。9日は、午前に住民約70人が海上自衛隊の支援艦と民間フェリーに乗って、2隻で大分県側に避難する訓練などを実施しました。愛媛県によると、約5,000人が避難するには、定期船のみの場合16時間半、海上自衛隊やほかの民間船の応援があれば最短で4時間半であります。しかし、これは、津波の発生や道路の崩壊などの場合の想定はされていません。地域の全体の活動を停止するような訓練を実施することは困難ですが、この限定的な内容であっても、これでは実際の事故に際して住民が本当に避難できるのかという疑問が噴出してあります。先ほどもUPZのことを町長言われて、30キロ圏内、今言ったのは、

それをまた拡大して平生町までほかの町も含めやったら、これは到底、人材も輸送手段も全く足りないですね。本当にどうするのかという。先ほどもちょっと言いましたけど、本当に手に負えない。何で再稼働するんだという感じになりますよね。

先ほど町長、国の補償に関する責任には言う立場がないと言われたんですが、ただ、平生町も飯館村と同じようになる可能性があるわけです。そのときになったときに、国が責任とるという、一般的に普通、私がもし交通事故を起こしたときに責任とれっていったら保険を使って補償、最終的にはお金で解決するしかないと思うんですけど、命はお金で買えるわけではありませんが、代償としてお金を払う。その補償は、日本とウクライナでは余りにも違うんです。あと3カ月で福島原発事故で丸5年になりますが、ウクライナではチェルノブイリ原発事故から4年10カ月後にチェルノブイリ法が採択されました。その第1章第1条には「放射性物質の汚染地域とされるのは、住民に年間1ミリシーベルトを超える被ばくをもたらす、住民の放射線防護措置を必要とする地域である」と明記されています。1ミリ～5ミリシーベルトの地域では住民に移住の権利が与えられ、移住を選んだ住民に対して国が移住先での雇用を探し、住居も提供し、引越しにかかる費用や移住によって失う財産の補償も置かれました。移住しなかった住民にも毎月の補償金、年金の早期受け取り、電気代やガス代などの公共料金の割引、家賃の割引、公共交通機関無料券、医薬品の無料化、毎年無料で検診が受けられたり、非汚染食料の配給、雇用者への旅行券などの補償を定めています。一方、日本では、ウクライナが決める強制移住基準5ミリシーベルトの4倍の20ミリシーベルト以下は安全だと勝手に決めつけ、汚染地に住民を戻す政策を進めているんです。このようなことしか日本はしないんです。経済と国民の命どちらが大切なんですかと聞きたい対応です。

このように、原発事故が起きたとき、我々平生町民の補償もできない原発の稼働は断念すべきと町長の責務として国に言うべきではないんでしょうか。もう一度、濟いませんがお聞きします。町長、町民の命、財産を守るために再稼働を中止するように国、四国電力に言ってください。お願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 松本議員の御意見として承っておきます。

議長（福田 洋明君） いいですか。松本武士議員。

議員（3番 松本 武士君） 私の意見として受けてもらってありがとうございます。町長にはもうちょっと勇気を出して国や四国電力に言ってもらいたいなと思ったんですけど。先日8日、京都の宮津市長が関西電力高浜原発3、4号機の再稼働で、市議会で「現状ではとても受け入れられるものではない」と述べ、反対の意思を表明したんです。こういう方もいらっしゃるんです。首長の中には、ぜひ、町長には勇気を出して言ってもらいたいなと思うんですが、私たちの命と

財産がかかっているんです。そして、淵上議員と町長との上関原発のやりとりを聞いてて、町長はいつも、国の責任においてやってもらうというふうな感じで私は記憶してはるんですけど、2013年6月の規制基準の発表をしたんです、原子力規制委員会の田中委員長が。そのときに「あくまで地域住民に対する防災計画の責任は市長村長や知事にある」と発言されてるんです。このことから、私は事故が起こって平生町民が被ばくしたら、責任は平生町長にあると考えております。平生町長は、このような住民を安全に避難することができない、補償もろくにされない、原発事故が起こったときの避難に対する責任を今の時点でとられるかどうかということとは難しいと思いますが、責任をとれますか。原発を動かさないことが一番の避難計画ではないんでしょうか。5キロ圏内自治体と一緒に原発再稼働を言うべきです。周辺自治体に呼びかけ、原発再稼働中止を呼びかけていただけますか。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほどお答えしたとおりでございまして、原子力規制委員会は、純粋に技術評価をするだけ、当然、議論の中で避難計画を含めてチェックをすべきではないかというような意見があることも事実であります、そのことは、全部市町村に判断をしてもらうという格好に今なっておりますから、そういう意見が出てくるんだらうというふうに思いますけれども、やっぱり、それはきちっと国から責任を持って対応していかなければいけない課題。言ってみれば、責任もとりようがないというのが地方の本当に率直に言って今、状況です。一つの事故があれば大変なことになりますから、これはもう広域で、本当に全体でしっかり国なり県なりとの連携、特に情報をしっかり正確な情報を伝達をしてもらうというのが大前提ですから、そういうことを踏まえて連携がとれるように県ともしっかり対応していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 次に、河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 質問を4点についてお尋ねをさせていただきます。

まず1点目に平生町未来戦略について、2点目に第四次平生町総合計画後期基本計画（案）について、3点目に健康寿命延伸策について、4点目に健康づくりについて、それぞれ細かなところがございましてお尋ねをさせていただきます。

まず、質問の基本的な考え方というんですか、平生町参加と協働まちづくり条例、いわゆる住民と町の責務をお互いにどう補完しあうか。また、協働のまちづくりにも、当然これがベースとしてつながっていくわけですが、基本原則、それと住民の権利、住民の責務、それと町の責務、特に住民にわかりやすく機能的なもの。また、住民に対しわかりやすい情報を提供する。これらのことについて守られているのかどうなのか、そういう立場から質問させていただきますので、よろしくお願いします。

それではまず大きな1点目、平生町未来戦略について細かな項目1番、この中で示されてるKPI、今朝方からも随分とこの言葉出てきてまいりましたけれども、いわゆる重要業績評価指標の説明責任を果たせてという主旨で御質問をさせていただきます。今し方も言いましたけれども、総合戦略の素案で示されていたKPIが製本となりまして、指標数値が変更されております。これ素案だから変わったというだけでなく、やはり情報の提供の一環として素案からこういう経緯理由でこの平生町未来戦略の中身を変更したという経緯説明が十分されることが、一番この情報提供という主旨でも町の責務としても大切ではないかと思えます。このことは所管の委員会でも策定の報告、内容については素案時にもう説明したから省略をされると。余りにも説明が不十分だったのではないかと思い一般質問で取り上げさせていただきました。特に、素案の段階の平生町未来戦略と案として成立したものを見比べて相違する点もありますので、具体的にお話をさせていただいて、これらの経緯説明。まず、なぜこうなったのかということをお尋ねをさせていただきます。それは何かといえば、まず政策目標の1、若い世代が安心して結婚、出産、子ども子育てができる環境の整備という政策目標1の項、基本戦略の4、子育て応援プロジェクト、これは原文では39ページの項になりますけれども、重要業績評価指標が39.6～45%ということを示されているんですけども、素案では39.6～70%というような数字を上げられていたと思えます。どういう段階で、いわゆる変更されたということですから、当然、町内、また審議会のほうでも説明をされて、当然その経緯理由も説明されて一応、承諾も得られてらっしゃると思うんですけども、なぜこのような低い数値になったのかどうなのか、この経緯説明。同じく基本戦略の5、平生っ子「育ち・学び」プロジェクト、39ページです。KPIの指標が53.5～65になっております。これもやはり、素案では53.5～70ってというような素案を示されてたわけですけども、成立した戦略の本では低い数値として示されております。これもやはり同様に経緯と理由。それと政策目標の3、地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出、43ページです。基本戦略の1、未来戦略策定プロジェクト、これひな型が変わっております。最初は総合戦略ということにくっつけてらっしゃんですけど、かがみの題名が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」ってというような名前になっておりまして、これらも事業名としてはわかるんですけども、どのような経緯でこうなったのか、これらは素案の段階で示されることも十分可能だったと思うんですけど、その辺の経緯の説明をまず、お尋ねいたします。

それと基本戦略の3、平生町農業水産業活性化プロジェクト、44ページでは、65.8%から85、素案では65.8から75と、今度は逆に数値指標を高く設定されている。これどういう状況の変化、環境、社会の変化、また業界の変化等あったのかどうなのか。それと基本戦略の6、シニアの就労機会拡大プロジェクト、45ページ。これはシルバー人材センターの登録人数のことなんですけれども、平成31年が120人の目標になってるんですけども、たしか所管

の委員会か全協のときにお尋ねしたんじゃないかと思うんですけども、平成27年には133人というような報告を私、受けたようにメモってたんですけども、これ勘違いだったかどうなのか。もう既に、登録人数をクリアされてらっしゃるんじゃないでしょうか。政策目標の4、全ての世代が安心して暮らせる地域社会の形成、46ページです。これは、素案の段階の数字も違うということをお尋ねしたいんですけど、素案の段階では24%だったんですけど、原本になった時点で数字が下がってまして23.7%になってるんです。こうすると、随分と条件等が変わってるんですけど。また、指標値も当初よりも50%から30%にダウンされてると。同じページで保健指導の実施率の向上が、やはり21.6から60というふうになってるんですけども、素案ではこれが当初、指標値が50%、数値を高く設定されてらっしゃいます。47ページにいきましてふるさと文化創造プロジェクトでは、やはり芸術文化活動を支援する取り組みの満足度を55%に下げてらっしゃる。素案では70%の指標値を示されて御説明をされてたと思います。それと、47ページ同じく、地域コミュニティ活性化プロジェクト、地域の支え合い、助け合いを実感できてる割合というのも、当初80%だったものが原本になった段階で75%に下げられて指標値として示されてますよね。48ページにきますと地域連携推進プログラム、近隣市町村の連携の取り組みの満足度っていうの、やはり素案と原本では、素案で34.8という数字だったんですけども、原本では34.9という根拠のデータが変わってる、しかも、当初素案では60だったものが原本では50になったと、いわゆる素案と原本を比べて指標がアップしたものが2件、ダウンしたものが6件、しかも、もう既に達成されてらっしゃるんじゃないかっていう業績指標数値を使ってらっしゃるのが1件、それで、原本と素案の根拠データが26年で違っていたのが2件ということで、細かなところなんですけれども、これらっていうのはどういう経緯で審議会なり、また、庁内組織で検討されていたのかどうなのか、まず、お尋ねをいたします。

2番目に、今の審議会の策定委員会は今後、平成28年の3月31日までが任期っていうふうに策定委員会の要綱でも決められてらっしゃいますけれども、いわゆる一番最初、国が示した地方版の「総合戦略策定のための手引き」という資料では、総合戦略の効果、検証に際しては妥当性、客観性の担保、透明性確保のため外部、有識者等の参画が重要としているが、町は今後、策定委員会は28年の3月31日までですから外部評価制度として活用されていくのかどうなのか、平生町未来戦略の評価制度についての所見をお尋ねいたします。これは朝の一般質問のところで、推進委員とかっていう言葉でたしか出てたんじゃないかと思うんですけど、その言葉自体、今、初めてお聞きするような次第でございますので、やはり、説明責任をきちんと新しい言葉等使われるときには、ちょっと必要じゃないかなと思うんですけど。それと根拠、どっか書いてありました。そのことは私、中学生レベルで聞いておりますので大変申しわけないんですが、きちんと

やはり住民の皆さん方に情報提供という場できちんとさせていただきたい。そういう立場で2点目の今後の効果検証の場はあるかどうかということ、どうされるかということをお尋ねをいたします。

それと3点目に、平生町未来戦略の効果検証の報告ということなんですけれども、朝方からの議論を聞いてますと、議会にも随分と報告したというようなことで言葉が出てきました。これは議会としても非常に重大なことだと私、議員としては捉えています。つまり、同じく地方版の総合戦略策定の手引きの中では、これは随分前にも当初、町長言われましたけれども、「行政と議会、やはり一体となって審議していく必要がある」というふうに書いてあるわけなんですけれども、一方的に町長の側から報告をされたというのは、事実、報告は受けました。ただ、審議はどうだったかということ、やはり今の議会の中でどうだったのかなと自問自答しております。改めて効果検証の報告は可能かどうかということをお尋ねいたします。また、このことは総合戦略の位置づけ、29ページの中でも「住民をはじめ企業や関係団体などと本町の目指すべき方向、目標などを共有し、一体となって全力で取り組んでいきます」また、50ページのPDCAサイクルによる検証の頁でも未来戦略に位置づけた施策、事業は、推進体制に基づき、進行管理、各施策・事業ごとに町組織内で担当課を定め、年度ごとにプロセス評価を行うとともに、数値目標による成果指標を行う」とあります。ただ、住民の皆さん方が平生町の未来戦略を見られて、所管課が決められるかどうかという非常に疑問なんです。その辺の説明もあわせて平生町未来戦略の中で必要ではなかったのか。一般的にはわかりますよ、私たち。それを私たち行政の仕組みを知ってる者の判断ではないんだろうか。やはり一般住民の皆さん方の考えのもとにいくと、少し、この辺のところの整備が必要じゃないかと思います。それで、お尋ねしたい具体的なことは、どういう形で年度ごとの生活指標の達成度が確認されるのか、また、その結果は議会に報告、また住民にも公表されるのでしょうか。また、最終施策目標年度である平成31年度終了後のいつごろには、一体この総括なるものの結果が公表されるのか、されないのか。今後それはどうなっていくのか、このことを2点をお尋ねをいたします。

こう思うのも、先ほども所管課のことはよくわからんのではないかと。また、途中年度ごとの数値目標は全く示されておられませんのでわかりません。やはり、いきなり31年度の目標にはいかないわけで、その段階段階で右肩上がりのグラフでいくと思うんですけれども、今のまんまでは果たしてこれで全町上げて同じベクトル、いわゆる方向に全町上げていくことができるんだろうかってゆうことを疑問に思いますのでお尋ねをいたします。

それと、4点目に、未来戦略と後期基本計画は一つにできんかったらうか。実は、住民の皆さん方、2つの計画が、年度は1年違いなんですけれども、非常に勘違いとゆうか情報が右往左往してるように私捉えています。検証こそが次へのステップってゆうことで未来戦略と後期基本計画

は一つにできなかつたか、このことをお尋ねをいたします。たしかに、先ほど申し上げました、いわゆる手引きってのは地方版総合戦略策定の手引きです。この中では基本的には別にしなさいよっていうふうなことをうたっていました。だけど、ただし書きとして「総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服、地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指数が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられる」と書いてあるんです。住民の皆さん方への周知、これ非常に説明も含めて、情報量としては莫大、こっちは未来戦略ですよ、こっちは後期の基本計画ですよと迷われると思うんです。そりゃ、中をよく見れば重複してるっていかこういうこともある。そこで一つにできたほうが住民の皆さん方が主役ならばそのほうが、実際には住民の皆さん方が動いて、また町がリーダーシップを図って、人口定住、若者を呼んで産業の創生を起こそうっていうんですから、やはり町内組織だけではかなり無理があると思うんです。皆さんを巻き込んだ方向性を出す必要性があったんじゃないか。そのためにも、やはり今考えれば、総合計画と未来戦略は一つに、年度1年違いますから情報量のボリュームとか考え、そのほうが住民の皆さん方にもわかりやすい平生町政が進めていかれたんじゃないかと思ひましてお尋ねをするわけです。こういう一つにしたほうがいいとかがってゆうのは、議論は当時なかったのか、あったのか。少し前に戻りますけれども、検討事項であったかなかったかも含め、今後この2つの大きな計画をどう住民の皆さん方へ理解していただき、お知らせして提供していくんか。事務量だけでもかなり増大だと思うんです。非常に大きな命題だと思うんですけれども、その辺の検討事項も含めての経緯も御説明いただきたいと思ひます。

5点目に、策定委員会に「言」、いわゆるメディアを加えた理由を最後にお尋ねをさせていただきます。これは、私の記憶間違いなのかどうなのか、多分、記憶間違いなのかなという気がするんですけれども、実は、この総合戦略を決めますよ、策定委員会のメンバー決めますよというふうなお示しをいただいたときに、先ほどから何遍も言いますけれども、手引書の中には産・官・学・金・労・言、いわゆる産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で、審議会は構成を幅広く、皆さんの意見を聞きなさいよというようなことを書いてあったもので、当初はメディアというか言の代表さんがいらっしゃらなかったようで、言のメンバー加えられないんですかというふうに聞いたと思ひます。そうすると、この辺には言をするのはいけってというような説明だったと私聞いているんです。ところが、いざふたをあけてみますと、策定委員会の中に山口経済レポートさんを言として加えられたと、これらの理由を、ちょっと私の勘違いかもしれませんが、策定委員会のメンバーの選定に当たっての規準であったのかどうなのか。その辺の経緯を5つ目にお尋ねしてまして、平生町未来戦略については示すK P の説明責任ということで素案と原本の相違の経緯、もしそれぞれの指標値を変えられたときに審議会、また庁

内の中で説明されただろうと思うんですけども、その辺の経緯、経過、説明。それと効果検証の場をどうするか。また、検証の報告は、今後は随時どうされていくのか。また、未来戦略と後期基本計画、これ一つにしたほうがいいんじゃないか。今になって言うとなんか大変御無礼な話かもしれませんが、検証こそが次の段階へのステップということでお尋ねを4点目にさせていただきました。5点目に策定委員会に言を加えられた理由を含めて策定委員会のメンバー構成、どのような経緯だったのか今一度。以上、5つの点について、平生町未来戦略についてお尋ねをさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 平生町未来戦略に関連をして5点、御質問をいただきました。

最初のK P、重要業績評価指標の変更について、経緯については後ほど総合政策課長のほうから答弁をいたしますが、素案の段階から案として固めていく過程において、それぞれより現実的に、もうちょっとここは現実に則してもう一頑張りすれば達成できるんじゃないかというようなことも期待値も含めて数値を見直していったものと受けとめておりますし、いろんな先ほどから出ております後期総合計画との整合性等も十分考慮しながら、この変更について対応したのではないかというふうに思っております。この辺は、素案の段階から案として町民の皆さんにお示しをする段階ですから、十分その辺についていろいろ変更はあり得るという立場で、後ほどその経緯については説明をさせて頂きたいと思っております。

それから、効果検証の場についてでございますが、未来戦略の一番最後にもありますように、49ページ、外部組織ということでここに掲げてありますが、未来戦略の推進委員会というふうに外部組織のところに書いてありますが、策定委員会のメンバーに引き続いて策定してもらった経緯もありますんで、その成り行きについてしっかりチェックをしてもらって効果検証、そして改善への提言をお願いしていくということにしたいと思っております。

それから年度ごとの検証でございますが、当然K Pの指標につきましては、戦略の最終年度であります平成31年度の目標値を示しております、各年度で実施をしていくこの事業の数値目標、これはそれぞれ設定をしていくことになろうと思っております。当然、事業としては予算編成を経て確定をした事業が実施計画ということになっていくと思っておりますが、まずは事業を担当した部署でチェック、そして庁内の組織としては平生町未来戦略推進本部という、これが町の側の本部がございます。ここでチェックをして、そして次に外部組織の推進委員会でチェックをしていくという3段階に恐らくなっていくだろうというふうに思っておりますし、当然お話がありましたように議会に対しても効果検証の結果を御報告をさせていただき、同時に住民の皆さんにも公表させていただきということで、これから取り組みを進めていくことになろうと思っております。

それから、未来戦略と総合計画の後期計画でございますが、一つにできなかったということで

ございまして、いわゆる手引きのただし書きで場合によっちゃできるんじゃないかという話でございまして、総合計画については午前中も言いましたが、第四次の総合計画として後期の計画見直しを既に着手をいたしてございまして、時代の状況変化に応じて基本構想から基本計画をしっかりと実現をしていく目標に向けて取り組んでいく、総合計画については、議員がいつかも御指摘がありましたけれども、地方自治法の改正が行われまして、今までの作成義務といいますかこういうものがとれておりますけれども、何を書き込むかというのは、ある意味じゃ自治体の将来構想というものにかかわってくるというふうに思いますが、地方版の総合戦略については、手引書にもありますように、策定の手順から計画の構成、柱とすべき目標、人口目標の年次、産・官・学・金・労・言という先ほどから出ております構成メンバーと、箸の上げおろしに係るまで詳細に規定がされておるといことで、おのずから総合戦略は、ある意味で総合計画の一部という位置づけの中で取り組んだほうが効果的だという判断をさせていただきまして、メンバーといたしましてはかなり重複するところがありますから、総合計画審議会、それと未来戦略策定委員会、メンバーは本当に大変だと思いますけれども、引き続いてメンバーの皆さんにはお世話になっておるとい状況でございまして。

それから、策定委員会に言を加えた、当初確かにメディアからの参画はなかなか難しいかなというふうに思っておりましたが、これは実は公募、委員に地元経済紙からの女性が手を挙げていただきまして、まさに、積極的にいろいろ審議に加わっていただいたということで、メディアからの参画をいただいて体制は整ったという形になりました。

実情はそういうこととございまして。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。

再開を4時25分からとさせていただきます。

午後4時09分休憩

午後4時24分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

藤田総合政策課長。

総合政策課長（藤田 衛君） KPIについて素案から変更しているものについて説明を求めるといことでございまして。議員さんが御指摘しているとおりKPIについては、数値等について変更している箇所がございまして。

現在、策定中の総合計画後期基本計画と同じ指標を設定しております、議員さん御指摘いただいた基本戦略について後期基本計画の検討が行われる中で、指標に対する考え方が明らかになってきたことによりまして、両計画の整合性を図るために素案から変更したものでございまして。

また、政策目標3の基本戦略1、未来戦略策定プロジェクトについては素案では総合戦略であったものを変更しております。これは、本町の地方版総合戦略である平生町の未来戦略のいわゆる座右の名称をまち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略であることをよりわかりやすくするために、総合戦略から変更したものでございます。

また、基本目標3、基本戦略6のシルバー人材センターの登録人数については、平成31年度には120人の登録を目指すということにしておるものでございます。平成26年度の実績値は93人ということでございます。

なお、26年度実績値、数値を変更したものについては、小数点以下を丸めていたもの並びに数値の入力による誤りによるものでございます。素案の段階から変更となったことについては、議会の皆様にもしっかりと報告すべきであったというふうに思っております。ここは反省をすべきところかなというふうに思っております。

以上です。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 相違点の箇所について一番最初の相違点ですよ、これ後期基本計画との整合性、それとまあ期待値、町長さんのお言葉を借りれば期待値を含めて見直したということなんですけども、このことに関しては1点だけ、期待値。今後この指標値についても後ほど後期基本計画の中でも触れさせてはいただきますけども、いわゆる期待値よりもこれ住民の皆さん方の満足度調査がベースになってたんじゃないかと思うんですけども、期待値よりも実効値というんですか、いわゆるまた何でそういうことを言うか、次の質問で根拠を言いますけれども、いわゆる余りにも少し期待値が高過ぎて実効性のない行政施策になってるのではないかという一方では懸念もありますよね。そのことの根拠は次の質問でも少し触れさせていただくと思います。

そうすると、どういうことが起こるかという、やっぱり朝方から少しお話が出ましたけれども、お金がないので何もできない。また行政の職員さん、周りを見回す目が養えない、そういう欠点も出てまいりますので、いわゆる情報提供、住民の皆さん方に対する情報提供は期待値も当然少し必要だとは思いますが、かなり過大なものになりますと不満をおもにもなる、不満足度もあらずもともなるということは、強くこの場で申し上げておきます。

それと、ちょっと気になったんですけども課長さんのお話の中で、いわゆる四捨五入をしたとか、入力の誤りがあったとか、今この場で言うても、もうそれがずっともう流れて行ってるわけですから、どうしてそういう情報の共有ができないのか。まずそのことが今一番メインになっているのに、そういうことを言われると非常に私のほうもどねいに言うてええのかわかりません。データベース26年度が根拠になったわけですから、くどいようですがやはり

入力の間違いと、そのときに言っていただくと、それだけで済むと思うのですよね。でも、改めてこっち側で聞いて初めて情報、これがいわゆる協働の町の皆さん方の考え方じゃないかと思うのですよね、私。聞かれて初めて答えると、そうじゃなくてここにちゃんと、先ほど私、一番説明の趣旨の中で町の責務も言いました。読んでみます。

第6条、町は、公正、公平かつ効率的に業務を遂行するための組織体制を、住民に分かりやすく機能的なものにします。2の項として、町は、住民がいつでもまちづくりに関する提案ができる環境をつくります。3として、町は、まちづくりに関する重要な政策及び計画並びに条例、以下「政策等」という、の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、住民に対し分かりやすく情報を提供します。4、町の職員は、住民がまちづくりの主役であることを常に認識し、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務を遂行します。

やはり、時間的ロスとか、いわゆるげすの勘ぐりと言うと大変申しわけないのですが、聞かれて初めてそういうことを明らかにされると、私たち非常に住民の皆さん方に説明するのに困るのですよね。やはり情報の共有、行政と議会もそうですし、行政と住民の皆さん方、議会と住民の皆さん方、あらゆるところでこう三角関係が繋がって、これはお互いに回っていく、お互いに牽制しながら回っていく。このことは改めて私今の、大変課長さんにきついことを言うかもしれませんが、少しそのことは肝に銘じておいていただきたい。また、そのことは、ひいては管理者である町長さんにも申し上げたということで受けとめていただきたいと思います。

それで、3番目の効果、検証の報告ということは、当然、今議会にも報告しますよ、住民にも公表しますよ、それぞれ推進委員会、まずは担当課で本部でチェックして推進委員会でチェックして議会にも報告します、住民にも公表していきますということだったんです。大体そうすると、それぞれの決算議会のころには、報告がいただけるというのでいいのでしょうか。そうすると、最終目標年度31年ですから、最終年度に限って例えば言いますと、32年の9月議会には、このいわゆる平生町未来戦略についての総括がなされる。また、毎年度の議会においても年度ごとの総括は決算議会においてされるというふうに思ったのでいいのでしょうか、そのことをちょっとお尋ねをいたしておきます。

それと、4点目にお尋ねをした未来戦略と基本計画一つにできなかったかということ。平生町の総合計画の後期計画の中の地方、未来戦略ということの位置づけとして捉えていただきたいというふうに言われましたけれども、余りにももう一度、ちょっと少しお話をさしていただきたい。情報が町から発信されますよね、こういう目標で行かれると。住民の皆さん方、少し惑われると思うのですよね、かなり。こちらは未来戦略、総合計画の中で大きな区切りであるとは申されましたけれども、やはりこのことは具体的にきちんとやって行かないと、こちらはこっち、こちらはこっちというような、とかく行政サイドのほうで使い分けをされると思いますので、どっち

にしる向く方向は未来の平生町の振興、発展ということでございますので、住民に満足度、向上アップということでしょうから、やはりこのことは今一度よく考えられて住民の皆さん方に理解、周知、情報提供というのを考えていただきたいということを再度お願いをしておきます。このことをもう一度、もし御答弁がいただけるようでしたら、いただきたいと思います。て言うのが未来戦略に関しては、それぞれ自治体足並みがかなり違います。いわゆる1,000万円、お金の話、朝からのお金の話になりますけども、10月までに国のほうへ報告するのが1,000万円もらうと、これを選択したかしないか、これ二者択一ということで、かなり全国的にも県内でもありますですね。やはり、小手先だけの表面じゃなくて、もっと少し、きょう中本議員さんですかね、少し住民の皆さんのそこからとこういう思いというのを受けとめて行政に生かしていただきたい。このような御発言もありましたので、やはりリーダーをとるのは行政であり、ときには住民かもしれません。それをコーディネートするのは行政というのは間違いないことだろうと思うのですよね。そのことをしっかりと果たしていただきたいという意味で、このことは少し御答弁をお願いをいたします。

それと、策定委員会の件なんですけども、公募で審議会の委員と未来戦略策定委員会の名簿ですか、ちょっと見比べてみてびっくりしたんですけれども、これ全く一緒ですね4月、私の勘違いじゃったんですかね。確かそっくりそのまま一緒だったと思うんですけれども、総合戦略、未来戦略で総合戦略ということですか、先に立ち上げ、両方並行の段階で行きよったと思うのですよね。少し違うような発言に、私感じたもんですから、確か私の勘違いでなければきょねんの4月に同時に公募されてこのお話がスタート、策定委員会のほうですね、両方スタートしてると思うんですけれども、私の勘違いだったのかどうなのか、ちょっと今資料がここにはないんですけれども、それだけお尋ねしときます。

以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 私のほうからは、未来戦略と後期基本計画の一本化についてですが、住民の皆さんにも10年間のスパンは前期と後期に分けてやりますよと総合計画については、その今、来年度から策定作業に入ってこういう準備を進めておりますという説明をしてまいりました。そこに、総合戦略の町版総合戦略策定が入ってまいりまして、これは今年度からです。平成27年度からの5年間とのことですから、当然その時期も違う、逆にその今その取り扱いを両方これ一緒に一つにしますよと言えば、またその説明をどうすることになるのか。今まで住民の皆さんにお約束をしてきちっと前期5年、後期5年とこの総合計画を策定をして、しっかり町の方針を示して行きますよという対応をしてきたわけでありますから、当然、こうした未来戦略については重なる部分はありますけれども、これは総合計画の一つの分野として、しっかり人口減少

対策を中心に捉えて行きたいということでの位置づけをさせていただきましたので、十分そこから辺については説明をこれからもしていきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

総合政策課長（藤田 衛君） 議会への報告については、議員さん御指摘のように決算議会までには何らかの形で報告できればというふうには考えております。

それから、言を加えた理由ということでございますけども、これは上乘せ、交付金の交付申請に当たって、全ての有識者の参画を求められたということもございますので、公募委員の方で言出身の方もおられたということで、そういう立場から御意見をいただきたいということをお願いさせていただいたところでもございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） それでは、次の質問に行きます。

ちょっと済みません。2番目の質問にまいります。

第四次平生町総合計画後期基本計画案について2点ほどわかりやすく情報は提供されるかということと、いかに今後、柔軟な発想で汗と知恵を出すかということで町長の御決意も含めてお尋ねをさせていただきます。

まず1点目、わかりやすく情報は提供されるかということでお尋ねをいたします。わかりやすくまちづくりに関する情報の提供が住民になされるのかっていうことです。これ、たびたび今も申し上げましたけれども、後期基本計画案第3章第1節、前期基本計画の検証に私反論する立場で検証を私自身行いまして質問をさせていただきます。

後期基本計画案の前期基本計画の検証の項目の中で見直しが求められる施策や、計画に上げながら取り組みが進んでいない施策が一部見受けられたものの、前期基本計画全体としては、目標実現に向けた各施策が限られた予算のもとで、今後の取り組みで示された方向により着実に実施できたところと、と検証として総括されております。

なぜそう言えるのか、具体的にこの文章を受けて私が聞きたいことをお話します。これ2点ございます。取り組みが進んでない施策が、これ今しがた読んだところは所管課のほうで分析されたと思うんですけど、やはり情報の提供ということで取り組みが進んでない施策が一部見受けられると分析されたものの、やはり公表、それと今後どうするかというような改善点、やはり文章に残してらっしゃるわけですから案としても、やはり案の段階で少しお話を伺いたい。このことについて、みずから所管課として自己分析をされてるのが御説明をまず1点目にさせていただきたいと思います。

その次に、やはり書いてらっしゃいますけれども、前期基本計画全体としては目標実現に向け

た各施策が限られた予算のもとで、今後の取り組みで示された方向により着実に実施できた。やはり同様にこの所管課で分析をされていらっしゃると思うのですが、この根拠ですね。それとこれは一体どういうことを指しているのか、このことについても公表をしていただきたいと思えます。

そう思う理由なんですけれども、この27年というのは、前期基本計画中の最終年度ですよ、いわゆる最終年度ということは28年の3月末までが27年度、今は最終年度途中ってことですよね、そうするとまだ前期基本計画の計画期間内のはずだと私思うのですが、27年のそういった手続、出納決算に関する議会も今後9月、まず出納閉鎖も年が明けての5月っていうことになりますから、27年度の途中である今、こういうふうな総括をされてる、過去には多分そうだったんですよ、こういう手順だったんですよ。だけど、今は違うんじゃないかと思うこと、まず住民の皆さん方に情報提供する責務があるんですよというスタンスで全ての質問はしておりますので。やはり、こういう経緯説明というのが一番今からは求められる行政との姿勢として求められる姿勢じゃないかと思うんです。多分そうなるだろうということで書かれたのかもしれませんが、それはいわゆる行政の皆さん方が、長年の経験とかに基づいた経験値であり、推測値であると思うのですよね。こういうふうに言われると、住民の皆さん方とかなり情報の量の把握のギャップがありますよね。今の時点でそう言われる。だけど住民の皆さん方は先ほども言ったように、私自身が思ってたほうが正解じゃないかと思うのですよね。何でこの段階でそういうことがはっきり検証として言えるのかどうなのか、住民との皆さんの間に情報格差が生じてるんじゃないかと思うのです。やはりこのことはきちんと総括、前期基本計画の総括として言われてるわけですから、きちんとやはり説明される必要があるんじゃないか。されないんであれば情報の区分けと言いますか、段階の差、情報格差、これらができてるんじゃないかと思うのです。特に総合計画の後期基本計画案ですから、まちづくりに関する重要な情報を住民、または私たち含め議会、これらはやはり相互に情報の提供し共有し合わなくちゃ同じベクトルの方向には向いて行くことはできないと思うんです。やはり、そういう最初の務めは行政のほうに情報提供ということでまちづくり条例のほうでもきちんと責務としてうたっていらっしゃるわけですから、その責務は必須のものでなければならぬと思います。この説明、分析根拠2点についてお尋ねをいたします。

それで、2点目にいかに柔軟な発想で汗と知恵を出すかということで説明させていただきました。これ若干、今し方、指標数値のこととかかわり合ってきますけれども、いわゆる第3章の前期基本計画の検証、第2節住民意識、4、施策の満足度、重要度の項で5つの基本目標の実現に向けて優先的に行うべき取り組み、これはつまり先ほどからも少し何度も言いますが、町民の皆さん方が重要視しているにもかかわらず満足度が低い取り組みを明らかにされていっし

やいます。これを前期基本計画と比べてみますと、前期基本計画からの指標の上昇度合いを見る限り、この成果指標の数値は上がってないと言えるのではないのでしょうか。

つまり5つの基本目標の実現に向けて行う取り組み、いわゆる行政側の施策。それと町民が重要視しているものが、余りにも乖離しているのではなからうかという懸念を私、推測をいたします。

その理由は、後期基本計画での指標の実績値、平成26年度分が、前期基本計画の指標目標値、平成27年度の指数の目標値ですね、これ既に27年度が後期の分が前期の目標値をかなり下回った段階で27年度から始まっているんですね。前期は前期、後期は後期と完全に分離されているんですね。ここのやっぱり前期の計画の中での目標に対する総括というのが全然できないままに、例えばここで指標が70だったものが、ここでは40からスタートして行って70になっている。こういうものが少し見受けられます。一体、前期それはですね、数字を言いますと79指標、後期基本計画での指標の実績値が前期基本計画の指標目標値を下回っている指標名数が79項目あります。いわゆる前期基本計画の指数目標値は152でした。そうするとこのうちの79、半数以上がいわゆる住民の皆さん方が重要視しているにもかかわらず、期待値も含めてつくられた数値に全然達していなかったし、後期はそのかなり下の方からスタートしているということですね。やはりこれは総括できてないんじゃないかと私なりに分析をいたします。一体何のための指標数値なのかどうなのか。目標も方法も、もうこの際考え方自体が全く今までと変えたやり方をしないと、このままでは平生町の後期基本計画も前期基本計画、まだ終わってませんけれども、この年度末に指標値をクリアする指標値はどれだけあるか期待はしますけども、かなり下の指標数値で推移して行くのではないかと。そうしてかなり後期の基本計画は下の数値からの出発になってまたしまうと、やはり総括、つながりの中でこれはこうとつながりを持った説明が必要だと思えます。これらをやっぱり今までの目標の設定の仕方とか、やり方とか、いわゆるせつかく住民の町民の皆さん方の満足度、町民が重要視しているものをせつかく指標値にしていらっしゃるわけですから、もっと行政の施策の展開を考え直すべきじゃないのでしょうか。

そういう意味でも一つの方法として、先ほど一般質問の中でも新たな発想で汗と知恵をいかに出すかということが少し問題になりましたが、やはり私も後期基本計画による基本的なスタンスはいかに柔軟な発想で汗と知恵を出すか、町長さんのリーダーシップが非常に問われる期間になるかと思えます。

今のやり方だけでは平生町の後期基本計画への目標のアクションは取れて行かないのじゃないのでしょうかという危機感から新たな発想で汗と知恵をいかに出すか、町長さんのリーダーシップとしての所見をお尋ねをいたします。

以上、2点についてお尋ねをさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） それぞれ詳しくは、また総合政策課長のほうから答弁をいたしますが、一つは、総合計画の後期基本計画は28年度の4月からスタートいたします。したがって27年度のこの時期には一定のやっぱり見通し総括をしながら計画づくりを進めて行かなければいけないということで、これは計画策定上どうしても一定の総括をしながらやって行くという以上は、そこにこれまでの5年間の経過ですから、ある程度ここで先ほどありましたように、この目標まで大分あるとか、ある程度までは達成できたとか、この辺の総括は当然やらなきゃいけないわけですから、そういう分析に基づいて、あとはそれぞれいろんな指標がございますから、しっかり一部にそういう進んでないところはあるけども、全体としてはこうでしたよという総括をさせていただいたということでございます。

それからもう一つは、それを踏まえている指標設定に当たるにしても、しっかり柔軟な発想でこれからしっかり汗と知恵を出せということでございます。まさにそういうふうこれから実施計画も新たに策定をして行く、時代の状況、情勢の変化等も踏まえながら柔軟にそこは対応して行きながら、全力を挙げてこの指標の達成に向けて取り組みをしていくと、午前中も申し上げましたとおりでございます、しっかり対応して行きたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

総合政策課長（藤田 衛君） まず、わかりやすく情報提供されるのかというところでございます。この後期計画の策定に当たりまして52の施策全てにおいて、前期基本計画検証シートというものを、各課作成いたしております。ここで作成いたしまして、後期基本計画の方向性というものを検討してきたところでございます。

この検証シートの作成によりまして、前期基本計画の整理と分析を行うと、そして町民ニーズや課題を洗い出して後期基本計画の記載内容とか方向性を検証してきたというところでございます。検証シートにおいて今後の取り組みというところの現状分析も行っておりまして、施策の進捗状況、現状と課題、追加する項目、削除する項目等を検証してきたというところでございます。

取り組みが進んでない施策、公表と改善点というところでございますけど、進んでない理由を後期基本計画ではどう解決するのか、分析を行った上で後期基本計画に反映をさせておるというところでございまして、それはそれぞれ現状と課題において整理し、また改善点については、今後の取り組みに組み入れてその方向性を示してということでございます。

例えば、施策52で持続可能な財政運営というところの項では、現状と課題の中で遊休町有地の処分を進めてきたけれど、いろんな価格の面で計画どおり進んでない現状がありますよと。そして今後の取り組みについては、遊休町有地については、売却だけでなく賃貸等含めて、その辺の利活用による収入確保に努めるということでございます。

後期基本計画では、取り組みが進んでない事業についても検証し、継続の必要性や新たな対応策を検討し、施策ごとに基本方針、現状や課題、今後の取り組みを見直して修正をしておるところでございますので、この基本計画の公表をもって、その辺の説明はなるというふうに考えておりますし、いろんな成果指標については、また付属資料等で公表はさしていただきたいというふうには思っておるところでございます。

それから、目標値でございます。この目標値については、住民の皆さんにこの施策は目標年度にどのような状態を目指すこととしているのかを示す上で重要なものと考えておるところでございます。前期基本計画検証シートにおいて現在の施策指標で望ましいのかどうか、当該施策が進行管理する上で適正な指標かどうか各課現状踏まえて設定をさしていただいたというところがございます。

前期基本計画における満足度の目標値の設定基準と後期では少し形を変えております。前期計画ではいろいろ区分A、B、C、Dというところで、区分Aというのは満足度が高く重要度が高いもの。それからDについて言えば、満足度重要度とも比較的低い項目ということで、その区分を設定して、区分Aに入るものは満足度プラス30、それからBについては20、Cについては10、Dについては5というところで目標値を設定をいたしておるところでございます。

後期については、その辺の一律な考え方というのを変更させていただいておるところでございます。このまま32年度にどうありたいかの観点から目標値を設定させていただいておるということで、後期基本計画では一律な設定とせずに、満足度の目標値は現状踏まえて各課で判断した目標値と、少し頑張らないと達成できない数値というところをお願いもしておりますし、各課の成果指標については、近隣の状況であったり、既に策定している個別の計画などに記載している目標値を参考にしているというところもございます。

議員さん御指摘のように、目標値は目標値としてこれ当然、それに向かって努力して行くというのが行政のあり方だろうというふうに思っております。多くの指標について目標値には達していないところがございますけど、先ほど町長が申しましたように、残された期間の中で一生懸命目標値が達成できるように努力してまいりたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 本日の質問は、ここまでといたします。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月14日午前9時から開会いたします。

午後5時00分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 村 中 仁 司

署名議員 中 川 裕 之



平成27年 第7回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成27年12月14日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成27年12月14日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第3 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第3 委員会付託

出席議員(12名)

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1番 長岡 浩君    | 2番 中本 敦子さん |
| 3番 松本 武士君   | 5番 村中 仁司君  |
| 6番 中川 裕之君   | 7番 河藤 泰明君  |
| 8番 瀧上 正博君   | 9番 細田留美子さん |
| 10番 河内山宏充君  | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 岩本ひろ子さん | 13番 福田 洋明君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君                      書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 山田 健一君      副町長 ..... 吉賀 康宏君  
教育長 ..... 高木 哲夫君      会計管理者 ..... 高岡 浩行君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長 .....	羽山 敦紀君	
総合政策課長 .....	藤田 衛君 町民課長 .....	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長 .....	兼末 仁君	
健康福祉課長 .....	田代 信忠君	
経済課長兼農業委員会事務局長 .....	藤山 一人君	
建設課長 .....	瀬戸 孝博君 佐賀出張所長 .....	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長 .....	角田 光弘君	
社会教育課長 .....	岡村 茂樹君	

午前9時00開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、初日に配布したとおりであります。

・ ・

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、河藤泰明議員、淵上正博議員を指名いたします。

・ ・

#### 日程第2．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第2、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 皆さん、おはようございます。それでは、金曜日に引き続きまして一般質問ということで、よろしく願います。

2番目の質問を最初させていただいて、町長さんのほうで御答弁いただいて、再質問からということで、よろしく願います。

では、第四次平生町総合計画後期基本計画（案）についてということで、再質問をさせていただきます。私の趣旨は、わかりやすく情報は提供されるか、また、一所懸命町長さんやる必要がありますよ、いかに今後、柔軟な発想と汗と知恵を出すかということで、エールも含めて町長さんの姿勢について、発言をさせていただきました。

それで、御答弁の中で今後、基本計画（案）については決算のときに皆さん方に説明をしていくというような御答弁をいただきました。これわかりやすく住民の皆さん方に、どう52の施策

にのっって、今後、決算のときにどう具体的にお考えがあれば、少しその辺のところをお尋ねをさせていただくとともに、後期基本計画（案）並びに前期基本計画（案）が本年度中の終了ということで一応、計画（案）としては今年度中で総括もする時期が、来年度には決算月ということであれば9月ぐらいにされなければならないのではないかと思います。まず、後期基本計画（案）についての総括というの也被れるのかどうなのか。また、前期基本計画（案）についても来年の9月決算のときに、前期の基本計画（案）についてのまとめなんかをされるのかどうなのか、その辺を再質問をさせていただきます。

以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 前期のお答えをいたします。おはようございます。

前期の基本計画につきましては、この前から申し上げておりますように、この後期計画策定に当たって一定の検証をし、その成果指標等をチェックをしながらできたもの、できなかったもの、できなかったものについては、どこができなかったかということ踏まえて後期計画に反映をさせていこうと、こうすることでこの後期の計画（案）を進めさせていただいております。したがって、前期についてはそういう形で後期計画に反映をさせていきたいという思いで取り組んでまいりましたし、後期計画については、これは毎年度、進捗状況等をしっかりチェックをしながら、また、議会や町民への報告ということで先ほどありましたように、しっかり情報提供をしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 前期計画の検証シートができなかったもの、できたもの、改めてそれらを後期計画として反映させていただこうと思うということなんですけれども、いわゆるその際に情報の格差、これ基本計画というのは住民の皆さん方へ町が基本構想にのっって具現化された施策の一つであります。

やはり、住民の皆さん方の視線というのが非常に大切に、基本構想に基づいてそれぞれ町が目標とされたこと、また、まちづくりのアンケートに基づいてどういうふうに施策されたということで、町のほうで住民の皆さん方の視点を考えて立てられた計画だとは思いますが、指標を見る限り検証シートをできた、できなかったということも含めて、少し住民の皆さん方の視線から乖離しているのではないかとこのことが言えるんじゃないかと私は思うんですね。

というのが、後期基本計画のそれぞれの指標値につきましても、随分と住民の皆さん方が重要度視されているものが、そういったものを基本計画に定められてはいるものの、目標値としては非常に低い。152ある施策事業のうち半数以上が前期の目標、いわゆる28年度の目標値に到達をしない、また、到達をし得ないだろうというような、そういう指標値になっていると思うん

ですよね。

少しエール、町長さんに対する後期基本計画のスタンスのところでも申し上げましたけれども、やはりこの辺のところを少し十分検証されて、今の施策を少し乖離しているんじゃないかというふうに判断せざるを得ないんですけども、今一度、その辺の具現化策をどうするか、実数としては150人の指標のうち、半数以上のものが指標値としては低い。また低い数値と結果ざるを得ないということなんですけれども、具体的にそのことを根拠とされる、後期に反映されたという根拠を今一度、最後にお尋ねをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 藤田総合政策課長から答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

総合政策課長（藤田 衛君） 金曜日の質疑に対しても回答いたしましたけれど、前期基本計画の検証シートにおいて、現在の施策仕様で望ましいのかどうか、当該施策が進行管理する上で適切かどうか、そういう指標かどうか各課の現状を踏まえて設定したというところでございます。

やはり施策の目標を立てて、そこに近づくためにはやはり一定の目標値がないと評価できないというものでございまして、数字であらわせるものはあらわした上で、より近づいているのか、また達成まで遠いのかどうかというのを評価した上で、後期計画のほうへ反映させているというところでございます。

達成できていない指標は、金曜日でもお答えいたしましたけれど、指標区分Aというところでもございまして、これは満足度が高く重要度も高い、そして目標値としてはプラス30というところで設定をさせていただいたところでもございますけれど、やはりこの辺の指標がどうだったかどうかということで、いろいろ中で判断いたしまして、現状を踏まえて目標値は設定して見直しおるというところでございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） では、3番目の質問にいきます。健康寿命延伸策についてということで、3点ほどお尋ねをさせていただきます。

まず1点目は、健康寿命日本一を目指す町民会議とはということで。2点目に、町が定義する健康寿命日本一とはなんのでしょうか。3点目に、具体的な健康寿命延伸策はどのように考えていらっしゃるのでしょうかということで、お尋ねをさせていただきます。

まず、健康寿命延伸策ということで、町のほうで今後のまちづくりの大きな柱の一つとして、健康寿命延伸、健康寿命について非常に重大なこれテーマだろうと思います。目のつけどころ大変すばらしいなと思って驚嘆するところもあるんですけども、実は、この健康寿命というキーワードは、最近テレビのコマーシャルとか新聞等でも非常に言葉として耳、また、目にする機会

がございませう。とはいへ、また、なかなか一般の皆さん方、住民の皆さん方も含めてなんですがわかりづらいつというか、認知されている言葉でもなかなかないのではないのかなと、まあ、時代をあらわすキーワードの一つなんですからけれども、まだまだ認知がされていないキーワードではないかなと思ひます。健康寿命は、県下でもトップというふうな実績を平生町は持っています。そうは言へ、健康寿命というものの、先ほども申し上げましたけれども認知度不足、その辺の理由を考えると、この健康寿命なるものの算出前提条件が国・県・町では異なるということがわかりました。また、世界的にも各国でこの基準数値が国によっても異なっていると、1点目に。

2点目には、先ほども申し上げましたけれども健康寿命という言葉自体の意味のわかりづらさ、また健康寿命が延伸するとどうなるのか、いわゆる町の施策にどうなるか、前よりも住民お一人お一人皆さんにとって健康寿命を延ばすと、どういつ住民の皆さん御自身にとってメリットがあるのか、その辺のところやはり説明不足じゃないかなと思ひまして取り上げさせていただきます。

まず1点目に、健康寿命日本一を目指す町民会議はということで、お尋ねをさせていただきます。平生町の未来戦略でも健康寿命日本一を目指す町民会議なる組織を新たに立ち上げて、健康寿命日本一を目指す運動を展開をされていらっしゃるようですからけれども、それはどのような展開をされて、健康寿命日本一を目指そうとされているものなのか、ちょっと具体的な策といひますか、やはり同じベクトルに、何遍も言ひますけれども、町民の皆さんも庁内、議会もそうですけれども、全て平生町がその方向に向かいついく方向づくりをどのようにされているのか、少し詳細を、まずお尋ねをいたひます。

それで2番目に、町が定義する健康寿命日本一とはどのようなものなのか。最初にも申し上げましたけれども、この健康寿命なる算出の前提条件というのが、国によっても異なっておりませうし、県・市・町でも異なっておりませう。

例へば、平生町未来戦略で町が定義する健康寿命日本一とはどのようなものなのでしょう。未来戦略でも平成31年度に具体的な数字として男性が79.62歳、女性が86.45歳。これ今の健康寿命に一つプラスということで御提示をされていらっしゃると思ひますけれども、これを達成したときに日本一になれるといへるのかどうなのかということも、少しお尋ねをして、具体的に今日どのような状況なのだろう。健康寿命という言葉はもっと私自身、算出算定条件がレベルによって違っておりませうので、やはり町民の皆さん方にきちんと定義づけといひるか、こういう根拠でお示しをさせていただきますよといひるところが必要だと思ひますので、お尋ねをさせていただきますに次第です。どう違ふんかちゆうことを資料にも書いておったんですけれども、健康寿命なるといひには、国では「国民生活基礎調査」なる問1と、問3。このときの資料をも

とにこの健康寿命なる数値をはじいております。これは自己申告制っていうんですか、アンケートでございますので、丸をつけて全国的な統計をされておる。1が主体的で、問1の問いが主体的な国・県のデータ算出の前提条件となっているんですけれども、問1は、「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響ありますか。」という問いに対して、「ある、なし」で、これが健康、不健康の根拠になっているということでございます。

同じ、国民生活基礎調査で問3のほうで、「あなたの現在の健康状態はいかがですか。当てはまるものに、一つに丸をつけてください」といって、5項目が選択肢として提示されているんですけれども、「よい、まあよい、普通、余りよくない、よくない」の項が問3で、国民生活基礎調査で選ぶようになっていて、これがいわゆる根本の問1のデータを補完するような形で問3の調査がされていらっしゃる。

一方、市町のデータの算出根拠は、いわゆる介護度、日常生活動作が自立している期間の平均、介護保険の要介護の2から5を不健康とし、それ以外を健康な状態として集計されたものがそれぞれともなっているということです。いわゆる算定の基礎的、基本的なデータが、私自身も一般的にも要介護のほうをやったほうが根拠としてもいいよというようなことを言っている人もいますが、一方で、国内的大きな資料としては厚生労働省が国民基礎調査を採用していると。

そうすると、県内のレベルではそれぞれ算出、ですから今、平生町が健康寿命日本一、じゃ、広島県とか鳥取県とか岡山県なんかはどうなのかということになりますと、それぞれの要介護度を調べていかないと日本一にはなかなか全国48都道府県（100ページに訂正発言あり）比べないといけないんじゃないかちゅう気がするんですね。そういうデータも厚生労働省のほうではちゃんと持ち合わせをしていないようで、まだはっきりと公表もしておりません。

この3種類ある健康寿命の解釈の仕方、特に、留意点としては一般的に学術的にも言われているのは、市町村などの人口規模の小さいところでは、日常生活動作が自立している期間が平均の観察としてはいいんですけれども、いわゆる国・県のレベルでの公表のデータ、日常生活に制限のない期間の平均とする健康寿命としては、大きく異なることにデータの算出をするときに、体制をとっても違うところに留意する必要がありますよということで、より慎重な解釈が求められるというふうに言われているんじゃないかと思うんです。言われているんです。

それで、町のほうではこの辺の問題のクリアをどうされていらっしゃるのか、町が定義する健康寿命日本一っていうのは、町ではそれぞれ介護度の資料しか持っていらっしゃると思うんですけれども、県、また政令指定都市70万以上の、それがもう既に健康寿命をキーワードとしてまちづくりを行っていきこうというようなまちが、もう既に先行している自治体がございます。

3番目の質問にいきますが、具体的な健康寿命延伸策はということで、今し方も申し上げましたけれども、既に全国には自治体には健康寿命日本一を掲げる県、政令都市、これまた、健康寿

命延伸宣言などをされて、健康寿命延伸策を目標として掲げていらっしゃる自治体が多数ございます。

今後、これらの先行する自治体と連携をどう図っていくかっていうのも、健康寿命日本一を目指す町民会議を立ち上げられれば当然、課題となってこようかと思うんですけども、今後、先行するこれらの自治体との連携、また具体的な健康寿命延伸策を3番目にお尋ねをさせていただきます。

以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 健康寿命の延伸策についてということで、3点御質問をいただきました。

まず、1点目の日本一を目指す町民会議ということで御質問いただきました。今、質問にもありましたように健康寿命につきましては、平均寿命に加えて健康で長生きができるように。これは国も県も、健康寿命を一つの大事な指標として、しっかり健康づくりに取り組んでいこうとこうということで、できるだけ介護の御厄介にならなくて済むような自立をした暮らしができるように、こうすることでこの取り組みが、今、大変重要視をされておるという状況でございます。

本町におきましては、これ平成24年度になりますが、健康づくりに取り組んでいかなければいけないということで、従来のいわゆる疾病予防・健康増進計画というのがありましたが、それに食育推進の計画等をあわせて、「健康づくり計画」を策定をいたしております。

この健康づくり計画で、保険医療関係者、学識経験者、福祉関係者等々このメンバーとして入っていただいて、健康づくり推進会議を今、設置をいたしております。この会議を中心に、具体的な健康推進に向けての取り組みを今させていただいておるという状況でございますから、この健康づくり推進会議の場を、健康寿命日本一を目指す町民会議というふうに位置づけて、これからの効果的な健康づくりについての取り組みを進めていきたいというふうに考えておるところであります。

今、平生町の場合は、男性がこれは健康寿命で県のデータであります78.62歳、女性が85.45歳、それと平均寿命との差が結局、寝たきりとかそういう状況になっておるということでございまして、今申し上げました78.62。85.45。男女ともそれぞれもう1歳寿命が延びれば、今、申し上げましたように日本の最上水準にいくんじゃないかと。日本一がある程度視野に入ってくるというふうに、私自身は今感じておるんでありますが、そういった一つの先進的な取り組みができるように努力をしていきたいというふうに思っております。

健康寿命について、今、定義の話がありました。国の国民基礎調査等々引き合いに出されて、今紹介がございましたが、本町の場合は県が示している、先ほど御紹介がありましたように、介護保険の要介護度2から5をいわゆる不健康な状況、それ以外を自立して日常生活ができるという

ことでの健康寿命の対象というふうに定義をいたしております。

先ほども御紹介がありましたように、国の場合は主観的なある意味では回答ということになりますが、こうやって介護2から5という線で基準を設けますと、客観的な一つの指標といえますか、比較可能な客観的なデータになろうかと思えますし、できるだけ県とのそうした今後の県の取り組み、「健康やまぐち21」これとの連携もございまして、十分連携をとって取り組みを進めていきたいというふうに思っております。しっかり国の関係もいろんなこうした流れを踏まえながら、県の情報をしっかり踏まえて対応していくということにしたいと思っております。

それから、健康寿命の具体的な延伸策ということで、御質問いただきました。

具体的な取り組みについては、健康福祉課長のほうから答弁をいたしますが、先ほど申し上げましたように健康づくり計画を一つの大きな柱にしておりますから、これをもとにして健やかな体をつくろうと、食育とも一緒になりましたから、楽しく食べよう、心を元気にしよう、これが大きな基本目標ということにして、今、各種の健康増進事業を展開をされていて、「健康やまぐち21」そして平生町の健康づくり計画の推進にあたっていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） それでは、具体的な健康寿命の延伸策ということでございます。

先ほど町長からもありましたように、平生町健康づくり計画を平成24年度に作成しております。それと、あとはまた県の「健康やまぐち21」計画との連携を強化しながら、健康増進、また疾病予防、食育推進などに関する取り組みを計画的に、またかつ継続的に進めてまいりたいと思っております。

まず、計画推進の方向性でございますけども、1つは生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底。2つ目には、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上。3つ目には、生活習慣の改善及び取り巻く環境の整備ということで、具体的な目標項目としての内容でございますけども、まずは、がん検診受診率の向上ということでございます。

そして次に、特定保健指導の実施率の向上、そして、心の健康に関する正しい知識の普及ということで自殺者を減少させる取り組み。次に、栄養バランス等に配慮しました食生活の推進によりまして、成人の肥満者の割合を減少させる。次に、健康維持増進のために意識的に体を動かしていく人の割合をふやす。次に、節度ある適度な飲酒ができる人の割合をふやす。次に、成人の喫煙率の割合を減少させるといった具体的な目標項目として、これらについて取り組んでいこうと思っております。

また、こういった各種がん検診、健康相談、健康教育、また介護予防事業としての健康体力チェックや、認知症予防教室などの定期的な実施に邁進してまいりたいと思っております。

なお、既に「健康寿命日本一を目指して」を掲げて、先行して実施している団体もございますけども、そういった取り組み状況、調査、また研究してまいりたいとも考えております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） データの算出根拠がそれぞれ違うというのは、町長のほうも把握されていらっしゃるみたいなんですけれども、少しだけ私が経験した範囲で、いわゆるそういった根拠データを使う際の留意点について少しお話をしたいと思います。

いわゆる国全体48都道府県（100ページに訂正発言あり）の中では、比べることができない立場ですよ。それで県だけのデータ、その中で日本一というのを標榜されると、いわゆる公の立場ではなくて私の立場、いわゆるこういう比べることができないというのは、広告の表示等例えば、不当表示にあたる可能性もあるんですよ、根拠データ、いわゆる私の立場で言っているんです。公のデータですから比べることができないんですよ、だから、その辺のところもきちんと定義づけをされないと、なかなか同じ健康づくり日本一に向かって、町全体の方向性ベクトルを向けることはできないというお話のことです。

だから、そういう作業を今後されていかれるのかどうなのか、いわゆる全国的にも要介護度の認定については同じ基準だろうと思うんです。だけど一方、48都道府県（100ページに訂正発言あり）は比べることができない。国のほうで大きなアンケート調査をもとに国の健康寿命、国としての、県としての健康寿命を発表されていると言われることで、この辺の整合性というのは、やはり少し御努力をされて首長さんの立場で、それぞれほかの自治体においても健康寿命延伸策というのはそれぞれ大きなところ、先ほども申し上げましたけども70万以上の政令都市では独自に算出を、国のアンケート調査に国民生活基礎調査、この資料をもとに大きな人口を抱える政令都市以上、また県レベルではその数値に基づいて健康寿命を算出されていらっしゃる場所もありますが、留意点としては人口規模のこまい市町レベルでは、その有効性については少し留意する点があるということも、学術的にも言われているところでもあります。

やはりこの根拠、健康寿命の根拠ってというのは、やはり皆さん方に動議づけをされるためには、その方向へ邁進していこうということであれば、それなりの根拠を持たれて同じ方向へ顔が向く、また、そういう姿勢が一人一人の住民の皆さん方に動機づけが必要だと思うんですけれども、その辺の整合性については取り組んでいこうというか、されようとされる気持ちがあるかどうかということだけを、再質問でお尋ねをしておきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 日本一ということでどうかとおっしゃる御質問でございましたけれども、

基本的には山口県で、今、平生町が一番であるから、これは日本一を目指そう、これはごく自

然に我々としても次の目標をしっかりと設定をして頑張っていこうと、みんなが甲子園を目指そうというようなことと、大体スローガンというのはそういう一つの形になろうと。やっぱり大事なのはそういう目標に向けて取り組んでいって、努力をする到達目標に努力をするそのプロセスが私は大事だというふうに思っております、できれば一つそういうスローガンのもとに、みんなが健康づくりに取り組んでいこうと、こうすることで取り組みが強化されていくということがふさわしいのではないかというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） また改めてその件については、いつかお尋ねをさせていただきたいと思えます。

最後の質問にいきます。健康づくりについてということで一つ、健康格差の縮小をどう図るかということで御質問をさせていただきます。今も若干、健康寿命延伸策のところでも所管課のほうから御説明がありました。

この健康づくりについて、特に健康格差の縮小をどう図るかっていう、私が質問をする理由を述べます。2026年（100ページに訂正発言あり）の10月に県のほうで公表された山口健康マップと県民意識調査の実施結果から、非常にこれ各市町、県内の健康状態見える化された指標であります。それぞれの県民の健康状態、またそれぞれの市町の健康状態が数値化されています。数値化されるということは、見える化されたそれぞれの市町の特色なりが見える化され、非常にわかりやすい指標となっております。

この県のほうの実施経過を見ると、随分と平生町、今し方もがん検診のお話が出ておりましたけれども、低い数字となっております。総合計画の中でもこれらの数値は後期基本計画の指標目標数値として掲げてはいらっしゃいますけれども、これ市町によって健康格差が随分とあるなあというのが印象です。いわゆる健康づくりには一所懸命邁進をされていらっしゃいますけれども、実態としてはそれぞれなかなか指標が上がっていない。これらは今後、どのように後期基本計画において克服されていらっしゃるのか、今後の施策の方向、また展開、原因についてお尋ねをさせていただきます。

特に、具体的に7点の項目についてお尋ねをさせていただきます。まず、1点目に、今もお話がありましたけれども、がん検診の受診率の向上策ということでしていきますよということで、今、健康寿命推進策のところでもお話をされましたが、平生町については、胃がん検診の受診率が31.3。これ県下19市町の中で19位に位置づけの指標として発表されています。また、肺がんの検針受診率26%強。これも県下の19市町で18位。大腸がん検診においても23.4%ということで、見える化された指標では県下19市町で19位。子宮がん検診受診率についても32%。これも県下19市町のうち16位。これらのがん検診の受診率、特に、見え

る化されて県内の下位の市町に指標化されている胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、これ疾病予防対策として、今後、保険料また介護保険料の問題とも非常に密接に今後絡んできていると思います。これらの指標率に対する後期基本計画での向上策について、1点目にお尋ねをいたします。

2点目に、やはりこれもそうなんですけれども、見える化された指標値の中では、循環器疾患、糖尿病予備軍増加抑制の具体策についても、平生町は特に男女とも血圧、収縮期拡張期これらの数値が非常に高い。生活習慣予防策として掲げていらっしゃるけれども、具体的にはこれ随分と平生町の場合は血圧の高いという数字がずっと続いておるようでございます。2点目に循環器疾患と糖尿病予備軍、いわゆる生活習慣病に対する抑制策の具体的な方策、展開策をお尋ねいたします。

それと3点目に、次世代の健康づくりということでもお尋ねをいたします。1歳半検診受診率、これ平生町では県下19市町中19位。82.8%という受診率24年度ですけれども、あるんですけれども、このほうもずっと県内の指標見える化されている中では低い数値ですね。82.8ですけれども、山口平均は94.7。具体的な今後の展開策、方針策をお尋ねをさせていただきます。

4点目に、高齢者の健康づくりということで、これ今し方社会参加ちゅうことを言われましたけれども、高齢者の健康づくりっていうところで、この山口健康マップと県民意識調査の実施結果の中の項目なんですが、60歳以上の社会参加の割合67%、平生町は指標化されております。これも県下19市町では18位。山口県の平均が73.1で、平生町の割合は67%強というのは、具体的に見える化されていらっしゃる。

この受診率とか参加率、県内に比べて低いという問題、これは周知の方法とか実施時期、また場所いろんな問題があると思うんですけれども、やっぱり平生町でそういう受診率が低いというのは、どこかに問題があると思うんですよね。その辺のところひっくるめてどう分析されているのか、まず、お尋ねをさせていただきます。

以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 山口健康マップと県民意識調査の実施結果に基づいて、今御質問をいただいたわけでございます。

19市町の状況が見える化といいますが、具体的に把握できるような状況で示されております。今、7点について大体一番低いところを御指摘いただきました。上位にあるところもたくさん、16項目ずっとあるんですが、上位にあるのは山口県の中にあっても、平生町が1位から5位に入っている16項目あります。ええところもありますから、ええところはしっかり伸ばしていく

ように、これからも取り組んでいきたいと思っておりますし、ただ、おっしゃったように大変低いところもあります。

この格差をしっかりと是正をしていかなければいけないということで、後ほどそれぞれの項目については、健康福祉課長のほうから答弁をいたしますけれども、ぜひこれからのこういった下位に今、御指摘をいただいた部分についての後期計画との関連もございまして、しっかりと計画の中で取り組んでいけるように、もうかなり問題意識としては出てきておりますから、しっかりこれからの取り組みを進めていきたいと、こういうふうに思います。

具体的な受診率向上対策等につきましては、健康福祉課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） それでは7点の御質問に対して、具体的な向上策について答弁したいと思います。

まず最初に、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん検診受診率の向上策についてでございます。がんは本町においても死亡原因の第1位を占めております。がんの早期発見及び早期治療につなげるために各種がん検診を実施しております。

現在、受診率向上のためにお知らせ版や広報、また、特定年齢の対象者への個人通知等複数回にわたる受診勧奨を実施しております。また、受けやすい体制づくりとして、乳がん、子宮がん、大腸がん検診におきましては、特定の年齢の住民を対象として無料クーポン券を発行し、また集団検診では、土日にしか受けられない方を対象に、そういったことを実施しておりますし、待ち時間短縮のための時間割指定等も取り入れております。

本年度からは、子宮がん検診では幼稚園や保育園などの機関と連携をいたしまして、園児の保護者に直接情報提供を実施いたしました。そうしたところ、受診率の増加の手応えも感じております。来年度以降も、こういった対象者の範囲を拡大して継続していく予定でございます。

次に、循環器疾患、糖尿病予防予備軍増加抑制の具体策についてでございます。循環器疾患の予防は、基本的には高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病危険因子の管理が中心でございます。

本町では、生活習慣病で治療中の人や、人工透析をしている人の中で高血圧症の割合が高く、高血圧予防は重要な対策と認識しております。生活習慣病の発生を予防し、また健康寿命を延伸するためには食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、口腔の健康に関する生活習慣の改善が重要であるということから、特定健診や人間ドック、またその結果に基づく特定保健指導を実施しております。

今後につきましては、みずからやりたくなる楽しい健康づくりを目指しまして、個人の自発的な参加を推進する仕組みづくりや、またより健康なときから生活習慣病予防の必要性を認識してもらえるような啓発や学習の場を設置したり、また、糖尿病の重症化を予防するために、既に糖

尿病で治療を行っている人を対象としたプログラムを実施するなど、対象者の状況に応じまして、きめ細かいアプローチをしてみたいと思っております。

次に、世代の健康づくり、1歳6カ月児健診受診率向上の具体策でございます。

1歳6カ月児健診は、心身障がいの早期発見、また生活習慣の自立、虫歯予防、栄養指導、育児指導を目的として実施しております。

現在、健診対象者に個別案内を通知しております。また、未受診者には健康対象外となる2歳になるまで、個別にはがきや電話、また、ほかの機関との連携による受診勧奨を実施しております。それでもなお、健診への参加が難しい場合は、受診者数に反映されておりませんが、個別面接による健康状態や生活習慣の確認、任意での歯科検診の受診を勧奨する等の対応を行っています。

今後におきましては、健診の必要性や重要性、さらには健診後の個々の状況に応じたきめ細かなフォロー体制等を周知することで、保護者の理解を得るように進めたいと思っております。

最後でございますけれども、高齢者の健康づくり、60歳以上の社会参加の割合を促進する具体策についてでございます。高齢期における仕事、またボランティア活動といった趣味、稽古事などの社会参加や社会貢献活動は、外出の機会の増加につながります。また、身体活動や食欲増加の効果ももたらすほか、心理的健康にとっても好影響でございますし、健康のみならず生活の質が向上し、豊かな人生につながると思っております。

健康づくり活動を始めまして、生涯教育やスポーツ、また福祉、防災等、既に存在するさまざまな地域活動の場が各地区で立ち上がっております。コミュニティ協議会は自助、共助を引き出す活動の場として社会参加の絶好の機会でございます。これまで参加していなかった退職者等への情報提供や、また、これらの人々が取り込みやすい定着するような、みずからが楽しんで参加できる仕組みづくりに取り組みたいと思っております。

さらにリーダーの養成や個々の特性に応じた役割を通じて、個別の能力が発揮できるようなプログラムの開発にも進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 済みません。まず謝りをさせていただきます。私の原稿の中にも平生町の指標がありまして、まず、褒めるところからいかんにかんちゅうて。一般質問でも褒めるところからいかんにかんちゅうて。教育委員会のほうでも言ったんですけれども、原稿を間違っておりました。

確かに平生町にもほかの自治体に比べて、大変素晴らしいところもあるんです。そのことを私申し上げるところ原稿の欠格で。御無礼いたしました。誤解を与えるような表現がありましたこ

とを、おわび申し上げます。

済みません、それでこの健康格差、いわゆる随分といろいろと所管課のほうも苦労されている。一方で施策としても、実は、今までとあんまり大差ない答弁をお聞きしたというのが現状なところでございます。やはり一步踏み込んで、健康づくりがどうあるのか、やっぱり少し所管課の課長さんの中にも、みずからが自発的参加、こういうアクションをとるように、住民の皆さん側の立場にかわられてお考えしていただくことを強く申し入れております。

というのが一件だけ。私の家内がそうだったんですけど、実は乳がん検診に行ったところ、男性の技師さんだったということですが、たまたまそのときに混んでいたとかということもあったんですけども、それで現場でのいろんな御配慮等も含めて、少し難しい話に個別ではなるかもしれませんが、機会があれば、そういうような形でそれぞれ住民の皆様が検診場所の問題ですね、女性に対する特に配慮とか、高齢者に対する配慮、それぞれの場でありますから、関係機関の皆さん方が所管課のほうでも大変御苦労されているというのは、今のお言葉でもわかるんですけども、なお健康づくりをすると町のほうへも、まずは御自身にどういうメリットが今後の人生の中において生まれてくるのか、一方的にやられるのではなくて、あなたのこの検診を受けておけば、今後、こうなりますよ、健康づくりこそが社会参加の第一歩でございます。こういった立場でそれぞれ施策の展開をしていただくように、2点目に強く申し入れをしておきます。

なお、今後の指標については、私も改善方向を楽しみにしておりますので、今後の展開、また質問させていただく機会があるかどうかわかりませんが、見守ってまいりたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（福田 洋明君） 答弁いいですか。

議員（10番 河内山宏充君） 要りません。

議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を10時5分からといたします。

午前9時51分休憩

午前10時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ここで、河内山議員から先ほどの一般質問においての発言について、訂正されたいという申し出があり、発言を求められましたので、これを許します。河内山議員。

議員（10番 河内山宏充君） 貴重なお時間をいただいて、2点ほど訂正をさせていただきま

す。

私、先ほどの健康づくりについての質問の中で、全国の県の数を「48都道府県」と申し上げていたようでございます。正確に「47都道府県」ということで「47」に訂正をさせていただきます。それともう一点、山口県の資料のところ、「平成26年」と申し上げるところを「2026年」と申し上げたようでございます。大変失礼いたしました。改めまして皆様方に訂正の御許可をお願い申し上げる次第です。

以上です。

議長（福田 洋明君） ただいま河内山議員から申し出がありました発言の訂正については、平生議会議事規則第59条の規定により、これを許可します。

これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 行政報告の質疑というところで、少しお考えというか経緯についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

町長の行政報告の中で、協働のまちづくりで各地区の取り組み状況等、こういう状況ですよというふうに御報告がありました。佐賀のほうでは、県の中山間の応援隊なるものをつくられておると。これ実は私も議員という立場ではなくて、佐賀公民館運営協力委員会の委員長ということで参加させていただいて、自分自身ではこの二つの顔をどうやるか。自分自身の命題でもあるんですけども。実は、この県の中山間の応援事業をやる際に役員、私役員ではありません。準備委員会の役員さんの中でも、これ行政のほうで役員会の了承も得られずに、一方的な話をされたというふうな御発言があったと私聞いておるんですけども、その辺で一方では協働のまちづくりということで準備委員会の主体性、自発的な活動と、それと行政とのかかわりについて、少し違和感をその発言によって覚えたわけですけども、その辺の取り組みに対しての状況というのは、一体どのようになっているのか。

余りにも行政が少し前に出て、一方で住民は主役ですよ、皆さん方でやってくださいよって。少しそういう懸念を持って、このまちづくりの状況の御説明をお聞きしていた次第です。少しその辺の経緯説明について、そういう御発言も、私耳にしたようで、その後どうなっているのかは、その役員会のことでございますのでわかりませんが、私自身その議会とそういう公的な社会団体としての役割、それも非常に二面を持って大変言い方としてもずるいかもしれませんが、委員として参加をしておりますので、その辺の経緯というのはどのようなだったのか、お尋ねをさせていただきます。

以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ちょっと総務課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの御質問でございますけども、佐賀地区において県の中山間応援隊ということで、初日は6名、2回目につきましては5名の方が佐賀地区にいらっやって、聞き取り調査をいたしながら、また、自分なりの考え方も示しながら提案されたところであります。これにつきましては、佐賀地区のコミュニティ設立準備委員会のほうに御提案を差し上げて、そこで、ではやってみようということで了解を得たものと私どもは認識いたしております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算から議案第7号平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算までについて、一括して質疑を受けます。質疑はありませんか。松本武士議員。

議員（3番 松本 武士君） ちょっと質問をさせていただきます。

平生町一般会計の中の20ページの民生費の保育所運営費の中の補助金、病児保育事業普及定着促進費について質問させていただきます。

これは病児保育の事業を、旧平生保育園のこの一室を使って柳井市さんと田布施町さんと平生町と、1市2町で行うという事業で大変喜ばしいことかなと感じておりますが、まずちょっと4点ほど質問させてください。お願いします。

まず1点目なんですが、単純に言ってなぜ柳井市ではなく平生町なのかということなんですが、柳井市さんのほうが一番人口規模が大きくて、平生町のほうからも通われている方が多いということで、立地としては柳井市のほうがいいんじゃないかなという、どういうふうになって平生町になったのかお聞かせください。

また、2つ目として病児保育には施設型と訪問型があります。施設型病児保育は施設というハードや常勤の専門スタッフなどが要するため、運営コストはかかります。かつ通常の保育所と違って定員いっぱいぎりぎりの日もあれば、キャンセル続出で稼働率ゼロになる日もあるという、経営としては決して効率がいいとは言えるものではありません。また、施設型は定員が少ないので、当日にも電話しても利用できないことがあります。さらに、迎えの時間が決まっているので保護者の方の事情に合わない場合にもあります。一方、訪問型では病児保育専門のスキルを有す

るスタッフを育成し、自宅に派遣し、病児・病後児の保育に当たるため、定員が多く保育園の迎え、受診、往診、検査、処方箋発行などを行ってもらえます。訪問型のほうは、協議されたのでしょうか。

次に3つ目なんですが、施設型病児保育は先ほども言いましたが運営コストがかかるので、全国的にはほぼ赤字のようなんですが、赤字になったら、これは今回施設をつくるということでの負担金なんですが、これも赤字になった分は国や県、市町で補填する考えなのか。

それで最後に4つ目ですね。今後、赤字分じゃなくて運営に関しての補助を出していくのかという、その4つをお答えください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 健康福祉課長から答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） ただいまの御質問4点の、まず最初でございます。

なぜ柳井市でつくれなかったのかという御質問でございます。単独平生町で行うことよりも広域で行うことがより効率的で効果的であると考えまして、柳井広域で病児病後児保育事業を取り組む方向で協議してまいりましたけども、中心部の柳井市での受け入れの開設場所をあたりましたけども、受け入れ場所が確保できなかったということから、平生町で行うことになりました。

次の、事業類型の非施設型の訪問型の事業は考えなかったのかということでございます。この訪問型の病児保育事業でございますけども、児童が回復期に至らない場合、または回復期であり、かつ集団保育が困難な時期におきまして、児童の自宅において一時的に保育する事業でございます。これは安全性とか安定性、また効率性、また財政面等を考慮すると困難と考えております。

次に、赤字にならないのかという質問でございます。

この事業を実施する施設におきまして、そこでの協議の中では補助対象基準額相当を運営費に充てることで折り合いががついているところです。運営費のほとんどが人件費でございますし、利用者数によっては赤字になることも余儀なくされます。そのようなことにならないように、受け入れ態勢や医療と保育が機能するような利用者や関係者への周知を徹底しなければならないと思っておりますので、赤字の状態になるようなことになると、本事業が児童福祉法の福祉事業であることを考慮しながら、本事業の実施する施設と1市2町での協議をすることになるかと思えます。

最後の、運営の割合はどのように考えられるかということでありますけども、運営費の割合については、ただいま協議中でございます。補助基準額におきましては、病児病後児保育事業では基本分として一カ所当たり年額241万7,000円、また、加算分としては1カ所当たりの年額ではございますけども、利用児童数によりまして、それぞれ違ってあります。そういった基本

分と加算分とで運営をしていただくようになりますけども、負担割合としては国が3分の1、県が3分の1、市町が残りの3分の1となりますので、そういった市町の負担割合につきましては、均等割とか人口割とか、また利用者割で今、算出を検討中でございます。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 補正予算の国民健康保険事業特別会計、この中に歳入のほうに前期高齢者交付金という項目が、総括表にもありますし、中の明細のほうにもあります。

これは今回9,000万円を補正をされるんですね。この9,000万を補正する大変な金額なのに、何も説明もされないで6億3,000万に対して9,000万補正したが、どういう流れでこうなったんだろうかと思って調べてみたんです。そうしたら26年度の決算は歳入歳出の大体5億7,000万円で推移しておる。

今年、当初予算を組むときに去年より6,000万足されて、6億3,000万で組まれています。今回また9,000万補正で、合計1億5,000万ふえるんですね。そうすると、この歳入全体に対する信頼性も含めましてこれだけ出てくるんですね、予算編成上。どうしてこのようになってきたのかちょっと、そして全然これは説明されないというのは、私は理解できないんですがね。この2点。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町民課長から答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

町民課長（石杉 功作君） 先ほど平岡議員さんのほうからございましたように、26決算で5億7,100万円、25年度決算で4億7,000万円という決算額です。

このたび毎年1月に次年度、例えば今年の1月には、27年度の当初予算計上額というものを社会保険診療報酬支払基金のほうで計算をして、県のほうを通じてこの金額を予算付けしてくださいというシミュレーションシートが来ます。それに基づいて当初予算は計上いたすんですが、毎年秋には前々年度、今年でいうと25年度の確定数値が出ますので、その確定額が秋に出まして、この確定額を見ますと25年度の概算額が4億7,863万6,000円、確定額が5億6,870万3,000円で、その差額が約9,000万円ということでございますので、この社会保険診療報酬支払基金の最終確定額として追加交付を受けたということで、このたびの12月の補正で計上させていただいたものでございます。

それともう一つ、平生町の市町村国保の前期高齢者の割合というのが、非常に高い割合。全国でいうと32.5%が市町村国保が65歳から74歳の割合と非常に高い割合を示しておって、平生町におきましても、25年度が48.4%。26年度が49.2%で、27年度は50.8%と

いうふうに65歳から74歳の割合が高いと。被保険者のほうも割合が高いところと、さらにその医療給付が非常に高いところに重点的に交付されているということでございまして、このたび追加交付を受けたものでございます。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 私はちょっと気になるのは、この間、繰り上げ充用も含めて値上げはする、繰り上げ充用はする。いろんなことをしてきたんですよね。だから見通しが国が言うまでつかないというならそれまでですけど。ちょっとこれだけの数字の見込みが違うというのは、何らかの計算方法があっているはずですからね。

今言ったように比率が高ければどうなるだろうとか、予算を組むときにそれなりの努力をして、近い数字を出されないと、この間のバタバタは何だったんだろうかということまでつながってきますよね。パカっとここで1億5,000万新しい財源が出てくるんですよ。それについて何も説明をされないというのも、私不思議でいけないんですよ。

少なくとも提案理由のときに触れるか、事前の委員会で報告されたのかなと思ってちょっと若干聞きましたけど、そんな気配もないようですし。だから、この見通しをこんなにできんものだろうかというのと、どうしてこういうことを議案の提案を出して、説明なしに提案されるのか、この点もう一回お願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 提案のときは前期高齢者交付金につきましては、確定により増額いたすものであります。いうところのふれ方でありました。あと内容につきましては町民課長のほうから答弁をいたします。御指摘のように、内容に少し踏み込んだ説明が必要だったのかなという気はいたしております。

議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

町民課長（石杉 功作君） この前期高齢者交付金の算定につきましては、日本全国の全ての医療保険者が、拠出金という形で社会保険診療報酬支払基金に全て振り込みます。その拠出金を、先ほど言ったように前期高齢者の被保険者の割合が高いところ、前期高齢者の医療給付の高いところに重点的に交付されるということでございまして、なかなかこれ各市町で計算ができないところもあります。

例えば全保険者の拠出金が総額幾らなのかというのも、当然、社会保険診療報酬支払基金についてはその金額をつかんでいますが、そこで25年度の決算数値に基づいて交付されますので、実は4億、当初25年度のコトが前年度と比べるとちょっと少なかったということで、県の医務課のほうには、一応、問い合わせをさせていただいたんですが、社会保険診療報酬支払基金から

のシミュレーションデータなので、県のほうも中身を突っ込んだところはよくわからないということで、25年度は4億7,000万円程度の交付額を予算計上した結果、このたび平生町国保の前期高齢者の被保険者の割合が高い。さらに医療給付も高いということで、約9,000万円程度の追加交付を受けたということでございまして、なかなか市町村で計算するのが非常に難しい部分もありますので、どうしてもそういった国のほうの関係機関からの数値待ちという状況でございます。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 後から事業費の確定に基づいてというのは、どこの報告でもこの時期には言われるんですよ。それと同じことじゃないと思うんですけど、あとちょっとありましたから。

やっぱりこれだけのことがあれば、それなりのその流れが、今、町民課長のほうからありました説明をされるべきだと思うんです。1億5,000万、当初予算でもそれは6,000万ふえて、そのときから説明は始まっていいんですがね。去年から比べれば1億5,000万ですからね。

そうすると今度は国保会計の人にいろいろ説明をされても、これだけ数字が動くんならとにかく動かないで待ってくださいということしか言えんようになりますよね。そういう点では、やっぱりお互いが敏感に反応をしながら議案をそういうふうにしていくという私たちの仕事もあるんですから、情報提供をしっかりとさせていただきたいと思いますが、今後の課題です。

以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号平生町税減免条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号財産無償譲渡について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

・ ・

### 日程第3 . 委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第3、お諮りいたします。

議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算から議案第11号財産の無償譲渡までについては、会議規則第35条第1項の規定により、初日に配布した付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第11号までについては、各常任委員会に付託することに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月21日午前10時から開会いたします。

午前10時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 河 藤 泰 明

署名議員 湊 上 正 博

平成27年 第7回(定例)平生町議会会議録(第3日)

平成27年12月21日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成27年12月21日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成27年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成27年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成27年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 日程第10 議案第9号 平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 平生町税減免条例等の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 財産の無償譲渡について
- 日程第13 委員会の閉会中の調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成27年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成27年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成27年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成27年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成27年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 日程第10 議案第9号 平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

日程第11 議案第10号 平生町税減免条例等の一部を改正する条例

日程第12 議案第11号 財産の無償譲渡について

日程第13 委員会の閉会中の調査について

出席議員（12名）

1番 長岡 浩君	2番 中本 敦子さん
3番 松本 武士君	5番 村中 仁司君
6番 中川 裕之君	7番 河藤 泰明君
8番 淵上 正博君	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山田 健一君	副町長 .....	吉賀 康宏君
教育長 .....	高木 哲夫君	会計管理者 .....	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 .....			羽山 敦紀君
総合政策課長 .....	藤田 衛君	町民課長 .....	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長 .....			兼末 仁君
健康福祉課長 .....			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長 .....			藤山 一人君
建設課長 .....	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長 .....	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長 .....			角田 光弘君
社会教育課長 .....			岡村 茂樹君

午前10時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

ここで平岡正一議員から、先日の一般質問における発言について訂正されたいという申し出があり、発言を求められましたのでこれを許します。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 大変お時間をとりまして済みません。

私は12月11日の一般質問におきまして、平生小学校前の歩道橋の建築年月日を1943年、佐賀小学校の前の歩道橋の建設を1946年と発言をしておりました。これは西暦と年号を混同しておりましたので、正しくは平生小学校の前の歩道橋の建設を昭和43年、佐賀小学校の前の歩道橋の建設を昭和46年に訂正させていただきますようお願いをいたします。確認に時間がかかりまして、本日の訂正のお願いとなりましたことをおわび申し上げまして、よろしくお願いたします。

議長（福田 洋明君） ただいま、平岡正一議員から申し出がありました発言の訂正については、平生町議会会議規則第59条の規定によりこれを許可します。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において細田留美子議員、河内山宏充議員を指名いたします。

#### 日程第2．議案第1号

#### 日程第3．議案第2号

#### 日程第4．議案第3号

#### 日程第5．議案第4号

#### 日程第6．議案第5号

#### 日程第7．議案第6号

#### 日程第8．議案第7号

#### 日程第9．議案第8号

#### 日程第10．議案第9号

#### 日程第11．議案第10号

#### 日程第12．議案第11号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算から日程第

12、議案第11号財産の無償譲渡までの件を議題といたします。

これより、所管委員会における案件の審査の経過及び結果に関し、委員長の報告を求めます。  
河藤泰明総務厚生常任委員長。

議員（7番 河藤 泰明君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成27年12月14日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、及び議案第5号から議案第10号につきまして、12月17日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第5号から議案第7号、議案第9号及び第10号については、全て全会一致で「可決すべき」とし、議案第8号については、賛成多数で「可決すべき」とすることにいたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号では、審査に先立ち、病児病後児保育事業に関して、目的や実施要件、開設準備経費、県内での同事業の状況、改修内容について補足説明を受けました。

歳入全般において、使用料及び手数料では、佐賀保育園の保育料の減額について質問があり、当初計上では15名で見込み算定を行ったが、現在12名で推移する状況にあるためとの説明がありました。

歳出所管事項において、民生費、児童福祉費、保育所運営費の病児保育事業普及定着促進費補助金に関連し、いくつかの質疑が行われました。

まず、開設後の事業費負担について質問があり、近隣の状況に準じて利用者負担を1回当たり2,000円程度とする協議が現在進んでいること。委託料は利用人数による補助基準に基づき国・県・市町による負担となることでした。

また、施設に必要とされている調理室に関しては、本体施設が旧保育園施設で調理場を備えており、これを兼用できるとの説明がありました。

看護師・保育士の人員配置と受け入れに関する質疑では、スタッフ雇用やスペースの状況からは10名程度が受け入れの上限ではあるが、柔軟に対応していく想定をされていることでした。

また、400万円という補正額については、これが補助対象限度額であり、施設整備経費がこれを超えると整備を行う医療法人の負担となるが、見積もり段階ではこの金額内にあることの説明がありました。

そしてこの事業は国が進める子育て支援を受けているものであり、町としては費用や事故の際

の責任も伴うが、可決されれば、事業継続していけるよう委託先と協力をして進められたいとの要望がありました。

議案第2号では、一般関係繰入金、低所得者分保険税減額相当額の増額補正について質問がありました。国の施策により保険者支援分が拡大され、軽減対象者の枠がふえたことによるものという回答がありました。

議案第5号から議案第7号については、質疑はありませんでした。

議案第8号では、この条例とマイナンバーとの関係性について質問があり、施行日も含め番号法に関する法の規定に基づく条例規定であるとの回答がありました。

また、町民の立場においてこのマイナンバー制度は何もプラスにならないとする趣旨の反対討論がありました。

議案第9号及び議案第10号については、質疑はありませんでした。

以上で、委員長報告を終わります。

.....  
議長（福田 洋明君） 続きまして、松本武士産業文教常任委員長。

議員（3番 松本 武士君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成27年12月14日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました、議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号、議案第4号及び議案第11号につきまして、12月16日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査をいたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中歳出のうち所管事項、議案第3号、議案第4号及び議案第11号につきましては、全て全会一致で「可決すべき」となりました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項について、農林水産業費の中山間地域振興事業費の交付金に関して、集落に対する指導体制、減額になった理由について質問があり、中山間の直接支払制度により農地の保全に努めてきたが、高齢化のため第4期対策では11集落に減っている。制度の推進は経済課が主体となり、農林事務所と農協が技術的な指導をしている。減額になった1番の理由は、農家の高齢化と事業採択基準が厳しくなり耕作面積が減ったためとの説明がありました。

また、漁港建設事業費の工事請負費の減額の理由、内訳、今後の見通しについて質問があり、当初は小森地区の胸壁と水門口の工事を予定していたが、減額のため小森地区の胸壁を次年度にし、今年度は水門口の工事のみにしているとの説明がありました。

林業総務費の備品購入費の減額の理由について質問があり、東部の有害鳥獣対策協議会からの

委託事業として4基分の箱わなの経費が予算措置されたことにより一般財源分を減額したとの説明がありました。

土木費の道路橋梁費の工事請負費の減額に関して、今後の工事予定について質問があり、橋梁については当初、古万屋橋の全体的な橋梁補修工事を予定していたが、国の補助金の減額により、2カ年に分けて工事を行う予定とし、道路舗装については、道路橋梁費の中に交付金事業として隅田の水越線の舗装を予定していたが補助金の減額により、延長を減らして対応するとの説明がありました。

教育費の公民館費の工事請負費では、エアコンの故障原因、故障箇所について質問があり、故障原因は経年によるもの、故障箇所はエアコンの制御盤で、当初は修理可能と思われたが、部品の在庫がなく、基盤の製造もされていないということで新しく設置することになったとの説明がありました。

社会教育総務費の報償費の減額について質問があり、人権教育促進事業で講師2人分の費用を計上していたが、そのうちの1人が県の職員ということにより、費用が発生しなくなったとの説明がありました。

図書館費の賃金の増額についての質問に対し、10月から賃金の単価が変更になったことと、図書館まつりに関する賃金の増額であるとの説明がありました。

議案第3号について、委託料の減額理由についての質問があり、山口県の周防灘流域別下水道整備総合計画が平成25年度に変更されたことに伴い見直すものであり、全体計画の人口の変化による汚水量の変更等、現況に沿った見直しをするもの。事業認可については、整備目標年次が平成27年度末となっていることから、目標年次や区域を再設定する必要があるため、業務委託を行うとの説明がありました。減額の理由については、入札の結果による減額であるとの説明がありました。

また、工事請負費の減額の理由について質問があり、当初計画では6カ所の工事を予定していたが、補助金が減額になったため、宇佐木地区の工事を1カ所取りやめ、残りの5カ所のうち2カ所が完了済みであるため、残りの3カ所の残りの工事で延長の調整を行い精算するためとの説明がありました。

議案第4号については質疑はありませんでした。

議案第11号については、分収林の価値について質問があり、伐採した際のヒノキ・スギの林齢にもよるが、一般的な価格で試算しており、面積、材積もあるため提示している金額になるとの説明がありました。

以上で、委員長報告を終わります。

.....

議長（福田 洋明君） 以上で、委員長報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず議案第1号から第7号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 次に、議案第1号から第7号に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 以上で、議案第1号から第7号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第8号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 次に、議案第8号に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 以上で、議案第8号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第9号及び第10号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 次に、議案第9号及び第10号に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 以上で、議案第9号から第10号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第11号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 次に、議案第11号に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） これより、採決に入ります。まず、議案第1号平成27年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第2号平成27年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から議案第7号平成27年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第8号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号平生町税減免条例等の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第11号財産の無償譲渡についての件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

・ ・

### 日程第13．委員会の閉会中の調査について

議長（福田 洋明君） 日程第13、委員会の閉会中の調査の件を議題といたします。会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって各委員長から申し出のとおり、

閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成27年第7回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 細 田 留美子

署名議員 河内山 宏 充